

ノヴィバザル鐵道の價值は實は随分考へ物であつた。エーレンタールの外交振りに就て維納駐荷の有力なる一外交家は、彼れの先見の明と想像力とは確に彼れの執着力と敢行力とよりも劣れりと評したが、少なくともノヴィバザル鐵道に就ては、彼れの賦性或は然らずやとも思はるゝのである。エーレンタールは同鐵道敷設權の獲得を以て外交上の大成功として誇れる色があつた。而も彼れ其の後九ヶ月にして之を拋棄した。拋棄の理由は表面土耳其に對する好意の表彰と、且埃匈國は領土擴張の匪望を抱かざる所以を天下に表白せんが爲めとあつたが、其の實は伊國に對する讓歩の意味と、埃匈國陸軍部内に於てノヴィバザルは埃匈國軍隊を死地に陥らしむるものである、埃匈國の巴爾幹經營線、平たく云へばサロニカへの通路としては、ノヴィバザルの荒原よりも塞耳比の背骨たるモラヴァ流域を縦貫せしむるに若かすとの意見が勢力を得來つた結果である。一説にはエーレンタールのノヴィバザル鐵道案は、埃匈國の巴爾幹に關し自由行動を執らんとする方針に就ての試験的瀕踏に過ぎずともある。兎も角も露國はエーレンタールの爲めに鼻毛を抜かれた。而して馬州改革案も、埃匈國の關する限りに於ては魂が抜かれた姿となつた。

當時エーレンタールの標的とした所は、實に露英接近の主謀者と認めしイスウオルスキの専ら倒すにあつた。エーレンタールもビュローも、露國の輿論をしてイスウオルスキの外交無能を攻撃せ

しめ、之を蹴倒さしめさへすれば、露英の接近をば根底より打破すること容易のみと考へた。然るに露國の輿論は案外で、其の外相の無能を攻撃するよりも寧ろエーレンタールの不義、不信、不誠實を攻撃するに急であつた。英佛兩國の埃匈國に對する誹謗も、亦實に露國に讓らなかつた。英國外相グレイは同〇八年二月二十五日の下院に於て、埃匈國が列強の土廷に對し馬州改革を共同提議しつゝあるに方り、獨り密に裏に廻りて私利を計るは不都合なりと言明した。エーレンタールは維納駐劄英國大使に對し、グレイの言辭は友情を缺くものなりと語り、『土帝が埃匈國鐵道敷設權の要求をば取つて以て巧妙に歐洲協調を破るの武器と爲さんとは誰か之を豫知せんや』と述べたるに、大使は即座に『去れど武器を巧妙なる劍客の手に授けたるは何人なるや』と反問して兩個啞然たりし、とは當時の一笑話であつた。

斯かる間に局面は徐々推移した。英露兩國は埃匈國がミュルステッグ改革案を拋棄したので、茲に相提携して馬州改革の衝に當らんとし、同年六月英露兩帝のルヴァールに會合したる折、扈從のイスウオルスキと時の駐露英國大使ハルデンクとは相議して更に改革項目を立てた。馬州に新に總督を置くは其の眼目である。而も翌七月二十四日の土耳其の大革命は、雷に巴爾幹半島の形勢に一變遷を與へたのみならず、併せて埃匈國の位地をも一變せしめた。



埃匈國がボ・ヘ兩州の彩色を替へ、其の占領及び管治を完全なる併合に變形せんとするや一朝一夕のことではない。ビスマルクは埃露兩國を離間するの一策として、前述の如く夙に兩州の占領を埃匈國に懲憑し、進んでは其の併合にさへ異議なきを疾く表情した。一八七六・七年の協商は、露國が土耳其との開戦に際し、埃匈國の中立を購はんといふが其の本心であつた。露國は大勃牙利國を巴爾幹の中原に建て、之を以て埃匈國のサロニカへの突進を遮止すべき要塞と爲すを得る以上は、埃匈國がボ・ヘ兩州を併合するとせざるとは其の深く頓着する所ではなかつた。殊に當時露國は、黒山國を除く外其餘の南スラヴ諸族の消長に就ては、輒近に於ける程に之を重要視しなかつた。塞耳比王ミランの如きは、露國は當時之を埃匈國の藩侯位に視て居つたに過ぎぬ。去ればサン・ステファノ條約にして其の儘に有效となつたとしたならば、露國は埃匈國のボ・ヘ兩州の併合に異議を挿まず、或はノウイ・バザル鐵道案にも反對しなかつたかも知れぬのである。然るに埃匈國外相アンドラシー伯は、ビスマルクやヂスレリーと大鼓を敲き、全スラヴ主義は打破せざる可らず、サン・ステファノ條約は之を裂棄せざる可らずと唱へ、伯林會議に於て露國に熱湯を吞ませ、己れは及に血塗らさず、一兵をだに動かさずしてボ・ヘ兩州を占領し、露國を驅つて遂に勢ひ其の對埃匈國、對ボ・ヘ兩州の方針を一變せざるを得ざるに至らしめた。

ボ・ヘ兩州は、伯林條約第二十五條の文句にては埃匈國之を占領し且管治すべしとあるに止まる。

一八七八年の七月十三日、該條約の確定草案成り、列國全權委員の之に調印する段となつた時、土國全權は特殊の保障を得るにあらずんば本條約を承認する能はずと述べたので、埃匈國全權は占領の事實に由り土耳其の主權は何等毀損を受けざること、占領は一時的に過ぎざること、埃土兩國は伯林會議の終了後占領に關する詳細の點に關し直接に協商する所あるべきことといふ宣明をした。けれども此の宣明は、埃匈國內にて必然不滿の聲を以て迎へらるべきを慮り、之を秘密の宣明とすること、土國全權は之に同意した。而して翌七九年四月二十一日、兩州占領の詳細に關する十條條の特別協約は兩國の間に調印せられたが、此の協約に於て兩州占領の一時的なるを示すべき文字は之を省き、唯だ「兩州占領の事實は土國皇帝陛下の兩州に對する主權を毀損せず」と記するに止めた。去れど占領の精神は右宣明の通りであるが故に、埃匈國が其の占領より一步を進めて兩州併合を斷行するといふ段になると、形式上一寸簡單には行かない。先づ以て伯林條約の文句を破るの責を免かれな。次で土耳其との特別協約の違反者たるの非難も出づる。又曾て一八七一年(明治四年)に巴里條約中の黒海に關する條項に關し倫敦にて列國委員の調印したる議定書にも、孰れの國も友誼的協定に依り締盟國の同意を得るに非ずんば條約上の義務を無視し、又は條約の規定事項を變更することを得ざ



るを國際法上の要義とすとの規定が設けられ、埃匈國も之に調印したる次第であるから、即ち此の議定書の規定にも牴觸する。それやこれやで兩州併合問題なるものは、是れより先き既に埃匈國當局者の内議に幾ひか上つたけれども、列國の思惑に顧みて一寸は手を出し兼ねたのみならず、併合斷行の曉之を埃匈兩國中の孰れの所屬とすべきやの問題も兎角議論の種となり、何時も御流れになつたのである。然るに恰も明治四十一年の下半季に於て、埃匈國は一方には露國が前述の如く極東戰爭の傷痕尙ほ未だ癒へず、國力疲弊して到底武力に訴へて迄も抗議するの餘力に乏しく、而して他の一方に於ては土耳其も革命騒ぎの跡始末にて内政の整理に忙はしく、迎も事を外に構ふる丈けの氣力が無い、是れ寔に絶好の機會なり、絶好の機會は一たび逸せば再び容易に捉へ難い、のみならず愚圖々々し居らば青年土耳其の新政府は、新銳の勢を以て多年名目上の領土に過ぎざりしボ・ヘ兩州に向ひ如何なる改革を爲し始むるやも知り難い、現に當時埃匈國政府は其の在馬州行政委員ラツバポルトをして在サロニカ統一進歩黨幹部に對し、埃匈國はボ・ヘ兩州に憲法を制定施行するの意なる旨を通告せしめたるに、同黨幹部は开は土耳其の主權に屬し埃匈國の關係すべき事柄に非ずとの冷然たる回答を送り越したるが如き、以て土國新政府の態度の一端を窺ふべきである、萬一兩州の回教徒が土耳其の新議會に代議士を選派するが如きに至らば一大事、兩州の所管は從來通り埃匈兩國共屬のこととして置けば

差問ない、兩州の併合を早晚斷行すべきものとすれば、今は猶豫すべからざる好時機である、況して露國の狀勢は前述の如し、佛國と雖も徹の生へたる條約の爲めに歐洲の大戰爭をやり出すとは思へない、獨逸は縦し進んで埃匈國を助けざる迄も、悪く見積つても善意の中立は間違ない、英國其の他は縦し埃匈國の措置に反對するとするも、武力に訴へて迄も反對する氣遣はない、萬一局面破裂せば、武力に於ても埃匈國はさほごに引けは取らざる計算である、故に列國の此の際の反對は殆んど介意するに足らざる反對である、と是れエーレンタールが高壓的に進んで此の際二州の併合を斷行するの案を閣議に提出し、同年八月十八日廟議は急ぎ之を可決したる重なる事情であつた。

加之ならず埃匈國をして其の際兩州併合斷行の必要を特に感せしめたる動機は、埃匈兩國關係の推移である。塞耳比は一八八五年(明治十八年)勃牙利と戦つてスリヴニアに敗れ、埃匈國の干涉に依り僅に勃軍の鋒先きを喰止むるを得たる關係から、當時埃匈國の前には頭揚らず、埃匈國のベルグラードに於ける勢力は一時旭日昇天の勢であつた。が一八八九年には國王ミランの廢位あり、次では王妃ナサリーの下に露國の勢力に著しく増大し、更に次では王室内の暗闘、明闘、爭奪、紛擾相重なる始末であつた。是に於てか埃匈國はボ・ヘ兩州を斷然併合し置くの自國に取りて安全なるを感じた。兩州併合のことは前述の如く曾て一八九七年の四月、埃帝の露都訪問の際、扈從のゴルチョウスキ



より之を干する所あつたのであるが、露國は首を振つたので談は當時其の儘に打絶へた。其の後九年を經、一九〇六年(明治三十九年)の夏、彼れ再び時の維納駐劄露國大使ウルツツ公に同じ話しを出して見たが、公にも賛成の色がない。斯かる間に塞耳比にては一九〇三年(明治三十六年)の六月、國王亞歷山及び王妃ドラガ共に弑害に遭ふて形勢一變し、次で王位を襲へるペーターの下に同國の上下益々親露の色合を呈した。亞歷山及びドラガの弑害の裏面の消息は今日に至るまで不明であるが、要するに弑害の計畫には露都筋の關係もあり、而して其の計畫者は維納の一カツフエーにて商議を遂げ、埃匈國政府も事前に之を知り居りしとは世に確説として傳はりし所で、埃匈國共同藏相にしてボ・ヘ兩州行政主任であつた故ド・カルレーの如きは、當時亞歷山王の生命は風前の燈火に類すと人に語り、弑害の陰謀を事前に諷知せしめたることあつた位である。踰へて六月十日夜同王の弑害に遭ふや、埃匈國外務省機關『フレムデン・ブラット』は翌々十二日の紙上に於て弑害事件を冷嘲的に評論したので、維納駐劄佛國大使はゴルチヨウスキー伯に對し、右評論の果して埃匈國政府の意見を代表せるものなるやを質問した程である。而も埃匈兩國の關係は其の後一九〇五年(明治三十八年)の末迄は兎も角も親善の間柄であつたが、時恰も塞勃兩國間に關稅同盟の成るに及び、埃匈國は塞耳比に對する懲罰的の意で同國に對し關稅戰爭を開始し、塞國產の豚牛其の他農產物を埃匈國の市場より排

斥した。之が爲め塞耳比は其の埃匈國に失へる市場を新に英佛兩國並に埃及方面に求めたと同時に、切に經濟的獨立の必要を感じ、茲にアドリア海の發展策に志すに至つた。のみならず埃匈國自身も、塞耳比の農產物家畜類を排斥するに於て塞國以上の苦痛を感じた。是れ尙ほ忍むべしとするも、忍む可らざるは之が爲めに埃塞兩國の關係の一段の險惡を加へたことである。殊に匈國政府の當局者がクロアシエン州議會に於けるセルブ族、クロアシエン族の連合運動を離間し、且南斯拉ヴ族の間に蟠まれる親塞主義を打破せんとして、茲に後段述ぶる所のアグラム疑獄事件を惹起せしことありし以來、塞國民の埃匈國に對する惡感は彌が上加はり、同時に埃匈國は其の對塞關係に於ても、ボ・ヘ兩州併合の事最早一日を緩ふせしむるを許さずと感ずるあるに至つた。

## 第六節 兩州併合の斷行

一九〇八年(明治四十一年)の六月十九日、エーレンタールはイスウオルスキーより重要な一片の覺書に接した。覺書の正文は遂に世に公表せられなかつたが、其の要旨は露埃兩國相議してボ・ヘ兩州の將來及びダルダネルス通峽の兩問題を始め巴爾幹に關する懸案を解決せんといふに外ならなかつた。イスウオルスキーの希望は、露國に取りて有利的に伯林條約を改正せんと欲するにある、而して



之が爲めには埃匈國との提携を最も便利なりと信じたのである。之に對してエーレンタールが當時如何なる覆牒を爲せしかは明瞭でない。明瞭ではないが次で起つた土耳其の革命、隨つて巴爾幹の形勢の一變は、茲にエーレンタールをしてボ・ヘ兩州の併合の斷行の一日も緩ふすべからざる所以を認めしめ、而して彼れ之を斷行するに就て、イスヴオルスキの覺書をば露國の同意を求むるの槓杆に利用せんと決意したることは疑ふの餘地がない。

同年八月、英帝エドワードには獨帝とホムブルグに程近きフリードリッヒスホッフ城に會見した。其の際の話題は、専ら獨英海軍競争の緩和策にあつたと傳へられた。而も會談の結果は不得要領に終つた。英帝には其れより埃老帝をイシルに訪問せられた。時は恰も埃匈國政府がボ・ヘ兩州併合の廟議を決定する五日前にてあつた。此の訪問の目的は、埃帝の力を藉りて獨國と海軍競争緩和に關する妥協を成立せしめんとするにあつた。然るに當時エーレンタールの排英思想は極めて強く、殊に英帝エトワードの志は埃匈國を三國協商側に誘ひ、依つて以て獨國を歐洲に孤立せしむるにありと見て取つたので、老帝に勸めて英帝の依頼をば拒絶せしめた。のみならずボ・ヘ兩州併合計畫の一條は、英國の事前に反對するを恐れて埃帝もエーレンタールも之を屢氣にも出さなかつた。エーレンタールは英國は當時埃及併吞に意あるものと推測し、果して然らば之を以て兩州併合を承認せしむるの代償たらし

めんどの心算から、即ち英帝屠徒のハルデンクと雜談の際、英國は埃及併吞に意あるや如何と切出した。然るにハルデンクは英國は去る考を有せずと答へたので、エーレンタールは聊か失望の風であつたと報せられた。去れば英帝の程なく辭して歸途マリエンバートに立寄られた際、八月十四日偶々埃匈國は兩州併合の計畫を準備しつゝありとの風説を耳にせらるゝや、帝には即座に之を打消し、若し事實ならば曩の會見の際何等か話緒のありし筈なりと述べられた程であつた。嘗に英帝のみならず、當時カールスバードに悠遊中であつたイスヴオルスキの如きは、八月二十六日人の該風説を齎らすあつたに對し、埃匈國は斯かる重大なる冒險を爲すべしとも思はれずと語つた位であつた。然るにイスヴオルスキは九月早々確實なる筋より併合斷行確定のこと、及び其れが勃牙利の獨立に次で發表せらるべきこと等の情報を得たので、九月四日彼れカールスバートに在りて塞國外相ミロヅアノウイツに其の次第を語り、先づ以て塞耳比の要求すべき代償に就て意見を問ふた。ミロヅアノウイツは一旦歸國の上同月十日カールスバードに引返し、イスヴオルスキに塞耳比の代償希望を陳述した。是れ後日イスヴオルスキとサー・エドワード・クレどが相共に其の主張に後援を與へた代償條件である。そこでイスヴオルスキは同月十五日、カールスバードを辭してエーレンタールとプツフラウのベルヒトールド伯の別墅に會見したる時には、豫めボ・ヘ兩州併合に對しダルダネルス通峽



問題を交換條件として商議を進むるの腹案を立てた。斯くて右會見の際、エーレンタールはイスウールスキーに對し、埃匈國は好機會に於てボ・ヘ兩州を併合すべきと諷示し、イスウールスキーが其の節には相當期間の豫告を與へられたしと要請したるに、并は勿論なりと答へた次第は世に洽知の事實である。而もエーレンタールは其の以上に言質を與へず、イスウールスキーをして妥協既に成れりと信せしめ、得々として同地を去らしめたのは頗る狡猾たるの評を免かれない。イスウールスキーは其の前年にノヴィハザル鐵道問題にてエーレンタールに背負投を喰つた苦き經驗ありしに拘らず。更に復たエーレンタールを斯く信じて疑ばざりしに至りては、其の御目出度さ加減正に當年の一笑柄であつた。蓋し彼れ伯林條約を露國の有利に改定するの有望を妄信したるが爲め、エーレンタールの前には全く盲目となり了れり、とは當年の世評であつたのである。

イスウールスキーはブッフ라우を辭去して後チットニーを羅馬に訪ひ、伊王にも拜謁し、伯林條約の改定は三國同盟側の同意を得べきものとの確信を固め、悠々一週日を伊都に送つて後十月三日巴里に着した。其の前々日及び前日、英獨佛伊駐劄の埃匈國大使は、孰れも當時埃帝の行在地ブダペストよりの特使に接した。特使とは外でない、埃匈國は十月六日を以てボ・ヘ兩州を併合する旨を任國元首に通告する親翰の送達使である。此の親翰の送達と共に別にエーレンタールよりは、右埃帝の親翰

は十月六日以前には之を任國元首に捧呈すべからざることを特に訓令し、勃牙利は右併合に先だつ一日前に其の獨立を宣言する手筈なる旨をも之に添記してあつた。然るに巴里駐劄埃匈國大使ケヴエンヒューラー・メツチュ伯は、佛國大統領は十月五日及び六日には巴里に居らぬといふことを聞いたので、而して四日は日曜日であるので、其の前日たる十月三日を以て埃帝の親翰を大統領に捧呈することに決し、同日午後特に謁見を求めて之を捧呈した。其の際大統領は曰く、埃帝陛下のボ・ヘ兩州併合の宣言は之を了せり、勃牙利の獨立も亦宣言あるべきかと。大使は思慮なく正直に然り、萬事手筈済みなり、勃牙利の獨立はボ・ヘ兩州併合の宣言に先だつ一日前に宣言せらるべしと答へた。斯くて謁見終つた後、大統領は直に右の次第を在巴里英國大使ベルチーに内報した。英國大使は直に之を本國政府に急報した。恰も同日の午後、埃都駐劄英國大使ゴツシエンはブダペストにてエーレンタールに對し、勃牙利の獨立宣言の計畫なるものに就て何等知らるゝ所なきやと公然質問した所、エーレンタールは何等知る所なし、在ソフヒア自國公使よりも其れに就て何等報告なしと明確に答へた。ゴツシエン大使は直に之を本國政府に急報した。此の急報はベルチー大使の急報と殆んど同時に倫敦外務省に到達した。而も十月五日には勃牙利の獨立宣言あり。翌六日にはボ・ヘ兩州併合の公表もあつた。ベルチー大使の報告は事實の上に證せられたと同時に、ゴツシエン大使はエーレンタールより知るを



知らずとして公然空とばけ的態度を以て遇せられたのである。

エーレンタールが勃牙利の獨立に如何程まで干與し、如何程まで其の後援に立つたかは外交史上未だ定説がない。勃牙利王（當時は公）フェルデナンドは其の獨立の宣言に先だつ二週日前、即ち九月二十三日、埃帝をブダペストに訪問して懇懇の辭令を交換した。當時フェルデナンドと埃皇室とは必しも親善の間柄にてはなかつた。其の一端は金羊一等勳章 (l'Ordre de la Toison d'Or) 問題にも現はれた。フェルデナンドは豫て久しく埃帝より同勳章の贈與を熱望して居つたが、埃帝にはフェルデナンドの當時羅馬法皇との關係圓滑を缺いて居つたのに顧み、同勳章を之に贈與するを好まれない。其の後埃帝よりは通り一片の挨拶的に之を贈與し、フェルデナンドも格別有難からず之を受領して事は落着したが、兎も角もフェルデナンドのブダペスト訪問の際に勃牙利獨立の話題に上らなかつたことは、後日埃帝のボ・ヘ兩州併合の宣言の親翰に對する英帝の回答に應へ、埃帝の更に挨拶を英帝に發せられたる其の中に於て埃帝の言明せられたる所である。去るにてもフェルデナンドにはブダペストを辭して直に維納に行き、同地にてエーレンタールと數次會見し、同月末密に勃國內閣員を旅行先に召集して相議し、翌十月四日より五日の未明に亘り歸國の途次船中にて相開ける内閣會議に於て愈々獨立宣言の事を確定し、五日正午を以てチルノヅオにて之を公表した。フェルデナンドが急速

に之を公表したる所以のものは外でない、既に主義に於て埃匈國の同意を得、且露國側にも異議なきを確めたる以上、其の以上愚圖々々して居れば歐洲の他の方面、殊に英國筋より反對起るなきを保し難いので、寧ろ迅雷耳を蔽ふに違あらざる間に之を公表するに若かずとの打合の結果と見るべきである。

ボ・ヘ兩州併合の一舉は、埃匈國內にては大喝采を以て迎へられた。が國外を見れば、歐洲諸國孰れも埃匈國の措置を以て伯林條約の蹂躪と爲して之を非議せざるはない。エーレンタールは、埃匈國は國際條約の禁止せる何等行動に出たのでないから、決して條約の蹂躪ではなく、唯た條約の變更といふに過ぎぬ、と辯じたが、歐洲の輿論は此の詭辯に承服しない。勿論列國の多數は豫てより、埃匈國が兩州を追ふて土耳其に還附すべしと信じて居つたものはない。寧ろ早晚占領の形式を變じ、完全なる領土と爲すに至るならんと豫期して居つたのである。殊に埃匈國が多年の占領地を完全なる領土に變じたからとて、列國に取りては何等實質的の損害を受くる譯ではない。同じ伯林條約の蹂躪であつても、例へば露國か黒海の軍艦に關する條項を勝手に破棄せりといふのであると、國際政局面に實質上の狂ひを生ずる譯であるから、列國も之を默過する能はざるに於て一理はある。けれども埃匈國の兩州併合は、從來の色合を染直したといふに過ぎず、列國の均勢上には殆んど何等の影響なく、唯



だ土耳其が國の面上之を争ふといふに止まるのである。故に列國の埃匈國の措置に憤懣するのは、兩州併呑の事實其のものよりも寧ろ併呑の手續きに外ならない。去れど憤懣は矢張り憤懣である。露英佛伊の諸國は孰れも憤懣の皆を放ち、殊に露國は大憤懣の情を明に示した。イスウオルスキーは其の巴里倫敦に客寓したる際、曩に埃匈國との單獨提携の失敗を償はんとするに努め、歐洲列國會議を開催して伯林條約の改定を行ふべきの議を提唱した。が英佛兩國は列國會議の開催には異議なきも、英國は土耳其の現勢に鑑み其の際ダネルス問題の如きに觸るゝを好まざるの意を諷した。エーレンタールは列國會議の討議事項を豫め限定し、ボヘ兩州に就ては既成の事實として之を承認すべきを條件と爲さざる限り列國會議案に同意するを欲せずと主張し、イスウオルスキーは斯の如くんば恰も丁抹王の一駒を抜きにしてハムレット劇を演ずるが如しとて之に反對し、兩々固執して相降らない。斯かる間に露埃兩國間の關係は日に緊張し、兩國共其の境上に動員を行ひ、獨國も埃匈國の爲めに一肌脱ぐを辭せざるの決意を示した。

此の際に於ける獨逸の事後の態度は何人も熟知する所であるが、而も獨埃兩國の事前の關係に就ては、其の眞相大に説明を要するものがある。エーレンタールは埃匈國を代表する外交家として伯林政府には寧ろ氣受けの悪しき方であつた。同政府筋にては、彼れエーレンタールは埃匈國の自主的外交

を理想とし、獨逸に對して飽くまで對等の地位を占めんと企圖するものと視て居つた。而して事實に於てエーレンタールの方針は其の通りであつたのである。エーレンタールは兩州併合の最後斷行の間際までは之を伯林政府に通知せず、況して協議相談等は爲さなかつた。而も獨逸は土廷の上下にありては、土國の主權侵害の共犯者として認めらるゝの割悪き地に立つたのである。去れば時の獨逸宰相フォン・ビュローの如きはエーレンタールの態度に慊らず、一時は埃匈國援助の方針を執るに躊躇したる程であつた。若し當時故フォン・ホルスタインの熱心ビュロー公に諫争し、埃匈國を窮地に置くの不得策なる所以を切言する微つせば、維廉帝の謂ゆる耀赫たる甲鎧も遂に之を威するに至らずして止んだかも知れない。エーレンタールに至りては、獨逸は埃匈國より頭を下げて願はずとも、結局己れ自身の利害より打算し、必然埃匈國を援助するに相違なしと見て取つたので、故更ら高く持し、敢て獨逸の前に低頭平身しなかつたのである。が獨逸もさる者である。獨逸の外交はエーレンタールの其れよりも一枚上手であつた。獨逸は時局の拾收を埃匈國の手に委するを欲せず、飽くまで我が外交に依りて之を收拾せしめんと欲し、少なくとも其の收拾の功を世界に示さんと欲し、當時内心には飽くまで開戦を避けんと欲したる露國の軍事當局者か、愈々非開戦と決したるより約四十八時間を経たる頃、獨逸は急に其の駐露大使ブルタレト伯をしてイスウオルスキーに對し、露國にして埃匈國と



開戦せんごせは同時に武装せる獨逸をも敵とするの覺悟あるを要すと通告せしめ、依つて以て世界列國の前に埃露の開戦を避けしめたるは獨逸の力なりと廣告せしめたるは、隅に置けぬ外交振りと謂いたい。或は曰ふ、獨逸の當年の對前干渉は實は八百長に過ぎない、露國は當時到底埃露國と開戦するの餘力も成算もなかつた、が徒に埃露國の前に屈するに忍びないから、寧ろ獨逸の武装的干渉の前に己むなく干戈を避けたりとの體裁を作らんが爲め、故更ら獨逸を促して干渉を爲さしめたのであると。此の説の實否は明瞭でないが、歐洲の當年の外交界には有力なる一説として受取られたる所である。執れにしても獨逸の干渉があつた時は、露國政府部内にては既に非開戦と決したる後のことなりしは略々疑ひないやうである。去れど縦しんば八百長なりしにもせよ、ならざりしにもせよ、イスウオルスキは三月二十三日を以てブルタル大使に對し『埃露國にして埃土條約の承認を露國に求むるに於ては、露國は伯林條約第二十五條（ホ・ヘ兩州に關する）の廢止に無條件にて同意すべきを公式に聲明す』と聲明した。此の聲明の次第は同夜深吏エーレンタールの許に達した。恰も翌朝の『イノエ・フライエ・ブレッセ』には、後段述ぶる所のフリートユング博士の有名なる記事が現はるゝ手筈であつたので、エーレンタールは急ぎ其の公表を見合はさしめんとしたが、時既に第一版は印刷を了へ、既に地方へ發送したる後であつたので其の甲斐なく、之に依りエーレンタールの外交手段は遺憾なく滿

天下に立證せられた次第である。而して翌二十五日エーレンタールは在伯林自國大使に訓令し、獨逸政府に向つてブルタル大使の行動に對し『忝なき満足』との謝意を表せしめた。而も言辭は唯だ其れ丈けである。己れ獨り月桂冠を戴かんとするの刹那に於て獨逸たる者餘計の出しや張りを爲せりとの恨情は明に讀み得られた。其の恨情は容易に消へず、一九一〇年（明治四十三年）九月二十日、獨帝維廉の維納市廳に幸せられ、謂ゆる耀赫たる甲鎧に言及し、暗に埃露國側よりの熱誠なる感謝の表彰を促求せらるゝや、彼れ其の機關紙をして僅に『輓近の事件は獨逸同盟の實力ある所以を證明せり』と答へしめたのみであつた。此の寧ろ冷淡なる感謝の表彰は國內親獨黨の勿論喜ばざりし所で、爾來彼れ其の死に至るまでの間、常に維納駐劄獨國大使及び其の勢力の下に蠢動せる黨與より攻撃を受けるの種となつた。其の親獨主義者より攻撃を受くるは未だしも、彼れ同時に國內スラヴ族の一派よりも、亦徒に獨國の後塵を拜するの徒と目せられ、甚しき非難攻撃を受けたのは聊か氣の毒千萬である。一九一一年（明治四十四年）一月三十日埃露國代議員會に於て、青年チエツク黨の領袖クラマルス博士はエーレンタールの外交方針を猛烈に攻撃し、彼れを極度の崇獨主義者のやうに論斷したのは、誤解の甚しきものであらう。公正に云ひ、彼れは排獨主義の人でもなければ親獨主義の人でもない。彼の理想は埃露國をして歐洲列強と對等、殊に獨逸と對等の地位に立たしめんと欲するにあつた。殊



に彼れは獨逸の歴代の外交方針は先づ甲乙兩國の間に確執の念を生せしめ、然る後仲に入り調停役となり、恩を兩國に賣る、是れ累次の遣り口にして、三國同盟に處しても亦然りとのことを夙に覺り、乃ち伊國との親交を維持し、其の間に水を注さしめざるに努めたることは彼れの苦心の存せし所であつた。不幸にして晩年彼れの方針に慊たらざる輩は囂々彼れの對伊方針を攻撃するに至つたが、彼れ遂に己れの信する所を固守し、遺圖を同志に傳へて長へに眠に就いたのである。彼れの對獨的理想は實に斯の如くであつたから、其の伯林方面との關係は、彼れの晩年に至るまで餘り良好にてはなかつた。彼れと當年の獨逸外相フォン・キデルレン・ウエヒテルとは、個人關係に於ても親交の間柄ではなかつた。随つて埃匈國が一九一〇年より一年の交に阿爾巴尼問題に行詰つた際、獨逸が冷然之を看過したるが如く、摩洛哥問題の際に於ても、エーレンタールは超然手を拱き、高見の傍觀者たるの態度にてあつた。

若し夫れボ・へ兩州民と民族を相等ふする塞國民の、其の激昂の殆んど白熱に達したるは説くまでもない。唯だ戰備の不充實は率先獨り蹶起するを許さず、徒に恨を呑んでダニユブの對岸を睨みつゝ、結局露佛英伊諸國の忠言に聽き、三月末を以て埃匈國に對し一切の保留を棄て、其の兩州併合を承認する旨を聲明した。此の聲明の案文は英政府筋の起草に係りとも傳へられた。土耳其も亦埃匈國の

態度に就て列強に訴へたが、其の格別の效なきを見、即ち國中舉つて埃貨排斥を以て之に酬ひた。當時統一進歩黨の機關『タニン』の檄文に曰く、『埃太利は我が土耳其の國事多端の際を機とし、其の常性たる厭くなきの匪望よりしてボ・へ兩州を併吞せり、我が國民たるもの斷じて同國の製作品を買ふ勿れ。埃太利は土耳其が文明世界に向つて同情と奨勵とを求めつゝある際に方り、此の一大打撃を土耳其に加へて憚らず、我が國民たるもの斷じて同國の模造品を買ふ勿れ。埃太利は土耳其の權利及び正義を基礎として行政の改善を行はんと努めつゝある際に方り、敢て專制政治の復活を促さんとし、我が行政上に混亂を生せしめんとし、我に向つて開戦を挑まんとし、國際條約及び個人の權利を蹂躪して憚らざらんとす、我が國民たるもの斷じて同國の憎むべき貨物を一切買ふ勿れ。我が土耳其國民たる者は舉つて埃太利の供給する製作品、衣服、手巾、フランネル、その他一切の商品を排斥するを要す云々』と。君府の内外は勿論、土耳其全國響の如くに相應し、貴賤となく老幼となく悉く期せずして埃貨を一切購買せざるに至つた。土耳其人には必須の附物たる黒房の赤帽フエツスは、什か九までは埃國よりの輸入品なるが、土耳其にては直に其の輸入を拒絶し、急に赤帽の自國製造を開始した。君府を始め土耳其の各港灣にては、埃國商船の貨物の積揚げを許さず。埃太利ロイドの汽船何十艘かは手を替へ品を替へ、暗はすに利を以てし、迫るに威嚇を以てしても一隻の舢舨をだに備ふを得ず、一噸の貨



物をだに陸揚げするを得ず、相率ひて空くトリエスト港に引返すの有様であつた。埃匈國の之が爲め蒙れる損害は旬日を出でざるに一億クローネ（四千萬圓）と稱された。エーレンタールは土廷はボ・ヘ兩州に對する空名を棄てし以外に實質上何等損失あるに非らず、且埃匈國のノヴィバザル鐵道敷設權拋棄は、之が代償として優に餘りありと論じ、當初は之に顧みる所なかつたが、土耳其の排貨運動は日に其の範圍を擴め、土塞兩國は動もすれば對埃同盟を形作らんとするの勢を呈したので、彼れ遂に一步を土耳其に譲り、妥協的に形勢の緩和を計るの途に出で、翌一九〇九年（明治四十二年）二月十六日を以て埃土協約を締結した。其の要領は（第一）埃匈國はノヴィハザル州に關して獲たる一切の權利を明確に拋棄すること。（第二）同州に關し、及びボ・ヘ兩州占領に關し、一八七九年四月二十一日埃土兩國間に取結ばれたる條約は之を廢棄すること。土國は埃土兩國間に於ける意見の相違は總べて消滅したることを承認すること。（第三）ボ・ヘ兩州の人民にして土耳其に住居し又は移住する者は、土耳其の國籍を喪はざるべきこと。（第四）ボ・ヘ兩州に於て回教の信仰は自由なること。同州回教徒は公然の祈禱に於て、教主として土耳其皇帝の名を唱ふるを依然妨げざること。（第五）埃匈國は土耳其のボ・ヘ兩州に於ける財産に對する補償額として二百五十萬土鎊を土耳其政府に仕拂ふべきこと。（第六）埃匈國は土耳其と通商條約を締結すべきこと。埃匈國は土耳其の關稅率の從價一割一分

を一割五分に引上方に同意すべきこと。又埃匈國は土耳其の石油、紙卷煙草用紙、燐寸、酒精、及び骨牌の專賣に同意すべきこと。（第七）埃匈國は土耳其に於ける他の外國郵便局にして廢止せらるゝ場合には、自國郵便局の廢止に同意すること。（第八）埃匈國は土耳其の治外法權撤去の要求に付列國會議其の他に於て之を援助すること等である。

### 第七節 アグラム疑獄事件

斯の如くにしてボ・ヘ兩州併合に伴ひ一時近東の天を蔽へる妖雲も程なく消散し、エーレンタールは外交上の勝利者となつた。而も次で起れるアグラム疑獄事件、フリートユング誹謗事件に於て、他の半面に於ける外交上の醜態は端なくも世に曝露した。由來エーレンタールは塞耳比を以てボ・ヘ兩州及びクロアシエン、スラヴオニエン州各地に於ける全スラヴ運動の策源地と認め、其の病源を芟除するに腐心するや一日でない。クロアシエン、スラヴオニエン州は一八六八年以來匈牙利本土に對し臣屬的地位に屈し來つたが、一九〇五年同州及びダルマシエン州のクロアート族、セルブ族、及び匈牙利本土の非マギヤール族との間に連合の妥協成つた結果として、同州は其の臣屬的羈絆を脱するに於て一步を進め、ク・ス兩州は幾多の自由を得るに至つた。去れど匈國政府側にては之を喜ばない。



當時クロアシエン側よりは、同州の某々なる兩名の志士の就官を求むるあつたに對し、同國政府、寧ろ埃帝には之が任用を肯じなかつた。當時（一九〇六年の秋）恰もラグサ附近に於て、老帝統監の下に陸海軍の聯合大演習があつた。セルブ・クロアシエン黨の首領スピロは匈國首相に對し、前記志士の任官を見るに非ずんばラグサ住民は老帝を冷然相迎ふるの虞なしとせずと内報した。其の後老帝には故障ありて皇嗣フェルチナンドをして代つて統監せしめた。皇嗣の恰もラグサに着せらるゝの日右任官の公表はあつたが、一は其の公表の同地人民に通じなかつたのと、一は何等かの行違で皇嗣の豫定時間に同市に到着せられなかつたとに由り、同市の門戸たるグラゴサ港に於ける歡迎の次第は全く狂ひ、何人も出で、皇嗣を歡迎する者なかつた。此の行違に就て責任ある係員はラグサ市民に何等の挨拶を爲さなかつたのみならず、翌日皇嗣には己れを同地に迎へたるトリエスト港の警察官を引寄せられたるも、ラグサ市長には拜調を許されなかつたので、市民は聊か憤怒し、當日偶々同地に來合せた黒山國の王子ダニコ公に對し市民は熱誠なる歡呼を以て之を迎送したるも、皇嗣には市民の憤怒に氣付かれず何氣なしに市街をドライブせられたるに、市民は皇嗣を見ること路傍人の如く、極めて冷淡に之を遇した。政府側にては之を以て全セルブ主義の宣傳の一反映なりと爲し、該主義運動者を憎むの情は急に高まつた。

當時匈牙利政府の當局者は、一はマギヤール族の存立擁護の必要に顧み、クロアシエン族とセルブ族とを離間し、前者を孤立せしめて其の政治的勢力を失墜せしむると同時に、後者をマギヤール族に同化せしめんとする策略と、一は外交政策に就ては努めて埃帝の意圖を遵奉し、之を代償として内政上の種々の注文を納得せしめんとする魂膽から、全セルブ主義の勃興に對しては飽くまで之を壓迫するの方針を執らんとし、而して埃太利の當局者に於ては、諸種の内訌に鑑み已むを得ず茲に一大進取的外交方針に出で、依つて以て國論を統一するの必要に迫りしこのことを中外に表示せんとの計畫があつた。且其の内訌を自然に放任するに於ては、延いてハツプスブルク皇家の領土統治を根本に危ふするに至るなすとも限らずと恐れ、茲に埃匈兩國當局者は共同の利害より打算し、全セルブ主義の勃興を鎮壓するに就て歩調を一にし、即ちクロアシエン總督ラウフ男(Baron Rauch)に令し、該主義の鼓吹者たる同州のセルブ獨立黨に對し極度の抑壓的方針を以て之に臨ましめた。

ラウフ男は維納及びブタペストよりの訓令に基き、セルブ獨立黨に對し強硬なる彈壓策を執り、一九〇八年（明治四十一年）十月の初めより翌年一月に亘り僧侶、醫師、學校教師、商賈、其の他有志家五十有餘名を逮捕して之を州都アグラムの獄に投し、次で同州検事長は彼等を一括して朝憲紊亂の被告として起訴した。此の起訴狀に依れば、彼等被告は其の教會の名稱を特にセルブ・オルソドックス



と稱へ居つたとか、塞耳比の文字を常用したとか、塞耳比の國歌を唱へたとか、塞耳比國王の寫眞を室内に飾立てたとか云へるが如き理由の下に、茲に埃匈國の治下より脱して獨立を謀り、若くは塞耳比國王に臣事するの匪志を有する不逞の徒と斷せられたのである。斯くて三月三日よりアグラム州裁判所に於て公判開始となり、審理七ヶ月に亘り、同年十月五日被告の大部分は有罪の宣告を受け、重きは十二年、輕きも五年の禁錮に處せられ、其の他公判中に召喚せられた證人にして偽證罪に問はれたる者十數名の多きに至つた。而して此等被告の未決監にあるや虐待酷遇に及ぶるなく、裁判の如きも始終公正を缺けりとの非難は世に囂しく、埃匈兩國の各議會に於ても遂に一問題となつた位である。

### 第八節 フリードユング誹譏事件

折しもアグラム疑獄事件の公判の正に進行中、三月二十四日の『ノイエ・フライエ・ブレッツェ』紙上にフリードユング博士の筆にて『埃匈國と塞耳比』と題し塞國政府の謂ゆる陰謀、即ちクロアシエン州内のセルブ族を教唆し、埃匈國に對して不軌を圖らしめんとしたりとの始末を摘發攻撃したる一記事は現はれ、翌々二十六日の『ライヒスポスト』（維納の基督教社會黨の機關新聞）にも亦略々同様

の趣旨に係る記事が出た。フリードユング博士は埃太利の有名なる歴史家で、殊に埃獨の近世史に關してはオーソリチーとして目せらるゝ人でもあり、且當時埃塞兩國の關係は危機一髪といふ際であつたが爲め、此の記事は少なからず中外の注意を惹いた。同博士の此の記事は即ち後日大評判となつたフリードユング誹譏事件なるもの、發端で、更に之に附帶して塞耳比にはヴァンツァチ僞書事件なるものも起り、エーレンタール式の外交なるものを忌憚なく天下に曝露するに至つた。今『ノイエ・フライエ・ブレッツェ』所載の記事を摘要すれば左の如くである。

『近時塞耳比の埃匈國に對する態度の不遜傲慢なるは、近世史上殆んど其の類例を見ず。畢竟多年ボスニエン州に於て試みられたる陰謀の失敗に基く腹癒せに由るなるべし。今やベルグラードに於ける排埃熱の盛なるに鑑み、余は塞國が一九〇三年六月の亞歷山王の弑害以來常に我國に對し行ひ來れる陰謀を此の際曝露するを以て好時機なりと思ふ。豫て奸計匪謀の空氣の間に生長せられたる新國王ペーターが不逞の黨與の領袖に對して賜はりたる親翰——余は其の眞物に相違なきを明言す——には『朕及び朕の子孫の塞耳比の王位にある限りは、卿等一味徒黨の面々及び其の子孫に對しては當に之を法律に問はざるのみならず、重職を以て之に酬ゆべきの保障を朕の名譽に於て誓言す』とあり。其の一味徒黨の企圖する所は他にあらず。同系民族を埃土兩國の統治より抜き、之に



ボスニエンを合せて大塞耳比帝國を建立せんとすることは是れ也。此の企圖に基き彼等は一九〇五年に匈牙利の分離を夢想するマギヤール族の獨立黨に應援せんとすの計劃を運らせり。之に基きて匈牙利及びボスニエンをハツプスブルグ皇家より割離する機關として「セルブ・クロアシエン同盟」なるものがベルクラードよりの操縦の下に生れたり。然るに匈牙利の獨立黨と奥帝フランツ・ヨセフ陛下との間には一九〇六年の四月に妥協成りしより、彼等の畫策は一頓挫を來せり。然れども「セルブ・クロアシエン同盟」の中堅たるセルブ獨立黨なるものは依然ベルグラードとの關係を持続し、常にベルクラードよりの號令を奉じ、運動費を貰受け、依つて以て南部匈牙利及びクロアシエン地方のセルブ族の大糾合を計り來りしは事實也。現に塞國外務次官スバライコヴィッチが一九〇七年中、自身クロアシエンの一代議士とセムリンにて會見したる時の顛末を上司の外務大臣に報告せる機密信中には「彼れは五萬法を要求せり、然れども結局現金一萬二千法にて折合つき、其の代償として彼れはセルブ獨立黨の五新聞と塞國政府の爲めに有利の記事論説を掲ぐべしとの約束を爲せり」とあり。若し塞國政府にして此等の事を否認するに於ては、余は尙ほ幾多の證據を提供し、又同政府よりの贈賄の金額、收賄せるクロアシエン議員の氏名等をも擧ぐるを辭せざる也。

「一味徒黨の重なる一機關はベルグラードにある南スラヴ俱樂部 (Club Slovenski Jug) なるもの

是れ也。曩に黒山國にて押收せられし同俱樂部所有の爆裂彈は、塞國クラグエヴァツチ所在の造兵廠に於て、ベータル王の姻戚ネナドヴィツチなる者の監督の下に製造せられたり。若し奥國にして武力を以て假にベルグラードの伏魔殿を剝脱し、一切の陰謀を浚出し、依つて以て塞耳比國民中の健全なる分子と否らざるものとを區別するに於ては、是れ曾に奥國の利益たるのみならず、復た以て塞耳比の善良なる國民の陰險なる一派の爲めに蒙むる汚名を雪ぐの一助ともなるべし。是れ確に最高の人道たり。塞耳比の腐敗は既に膏膏に入れり。隣境の大國は之に對して敢て道徳上の裁判官となるにも當らざるべきが、自衛の安全を計るは其の當然の義務たる也云々。」

博士は更に進んで南スラヴ俱樂部員のボスニアに於ける不穩の行動を叙し、奥國政府の入手せりと稱する重要な探偵報告を擧げ、一九〇八年のサラエヴォの州會議員の選舉に際し塞國政府はセルブ族候補者の爲めに一萬五千法の運動費を支出せりと記し、同俱樂部は奥土兩國間の形勢危機に迫りし際に款を青年土耳其黨に通じ居れりと斷じて塞國政府とクロアシエン州のセルブ族とに完膚なき迄の大攻撃を加へ、要するに全セルブ主義の旗下に集まれる國內異民族の跳梁跋扈實に斯の如くなりしが故に、エーレンタール伯のホ・ヘ兩州併合斷行は事態具に避く可からざりし勢にてありきと辨じて一篇を結んだ。



是れより先き兩州併呑の宣言あつた當日、駐佛埃匈國大使は『タイムズ』通信員に對し『ボ・ベ』兩州には叛亂絶間なく起り、叛徒の來つて埃匈國の領土に潜める者常に二百名を下らず、吾々は之を養ひ、其の需求する所のものを之に供せざるを得ざる始末にてあり。吾々は土耳其は之を統治するの力なきことを確信せり。故に吾々は平和の爲め且我國の安固の爲め已むを得ず該兩州を併合せり。併合の必要は獨り是れのみ止まらず、我がダルマニエン州は高く空中にある状態にあり。故に吾々は同州の領有を全ふせんが爲めに後方地域として該兩州を要したる也』(The Times, Oct. 7, 1908) と説明し、南スラヴ族の不軌不穩の爲め已むを得ずボ・ベ兩州を併合せりとの意見を吹聴するに努めた。而してフリードユング博士の右の露骨なる記事一たび世に現はれるや、クロアシエン州會議員の或者はクロアシエン・セルブ同盟黨の名に於て『ノイエ・フライエ・プレッセ』社に打電してフリードユング博士の記述せる内容の全然捏造に係るものなることを辯じ、且博士に收賄議員の氏名を披露せんことを求め、應ぜずんば法廷に告訴すべしと迫つた。博士は無数の證據を提供し得べきが故に告訴更に苦しからずと答へ、曩の記事は何等政治的偏見若くは私的恩怨よりして筆を執つたに非ざること、且自分史家の識見に於て文書の眞偽を鑑別するの能ありと信すること等を申添へた。『ライヒスポスト』に至つては『ノイエ・フライエ・プレッセ』所載のものと略々同様の記事を掲載せるに際し、塞國外

務次官スバライコヰイチの手より收賄せりと稱せらるゝスピロ外二人の名までを掲げた。掲げられたる三名は、直に『ライヒスポスト』社を相手取り誹謗の告訴を提起した。スバライコヰイチ次官も亦埃塞兩國の危機の去るを待ち、『ノイエ・フライエ・プレッセ』社に書を寄せてフリードユング博士の記事を全然非認した。斯かる間に本件に關する三種の告訴は相次いで交々提起せられた。其の一はフリードユング博士を被告とせるクロアシエン・セルブ同盟黨所屬議員五十二名よりの告訴で、其の二は矢張り同博士を被告とせるスピロ氏一人の告訴とし、其の三は『ライヒスポスト』の編輯人を被告とせるスピロ外前二名の告訴である。斯く告訴は三種であつたが事件は一つなので、其の後原告間にて話合の上之を一括せる一告訴とし、同一法廷に於て其の審判を仰ぐことになつた。

告訴の提起せられてから八個月、天下の注目をフリードユング博士の一身に集めたる此の裁判は、同年十二月九日を以て始めて維納地方裁判所に於て、高等裁判所評定官ソツハ博士を首席判事として開廷となつた。此の日フリードユング博士は一代の史家たり文豪たるに耻ぢざる犀利なる觀察と絢爛の言辭を以て、該記事を書くに至つた趣旨を數時間に涉りて詳細に陳述した。『自分が筆を執るに至りし時は恰も是れ我が埃帝陛下が數萬、數十萬、數百萬の吾々子弟に向つて動員令を下し給へる時にあつた。自分は劍を取つて戰場に驅馳すべき身でない。是に於てか自分は歴史家、文人たるの任務



として、自分のペンを祖國の爲めに捧ぐるに至つた次第である」と。此の冒頭の下に博士は統セルブ主義の鼓吹者の運動の内情を摘發し、クロアシエン・セルブ同盟黨の領袖の行動を攻撃し、進んで該同盟黨とベルグラード政府との關係を叙し、『塞耳比政府の豫算には國勢擴張費として百五十萬クローネの金額が計上せられてある。此の費目は、語を換へて言へば國外の陰謀煽動費である。舊塞耳比及び馬世土尼に於ける寺院學校等の維持費は此の費目より支出せらるゝのみならず、ハツプスブルグ皇家の統治の下に立つ南部諸地方に向つても、亦塞國官憲及び在ベルグラードの南スラブ俱樂部の手を経て此の費目に屬する貨幣が盛に撒布せらるゝのである。斯かる状態でありしが故に、統セルブ主義の陰謀の存在は即ちボ・ベ・兩州の併呑を絶對的に必要ならしめた所以である。或は曰ん、奥匈國は南スラブ俱樂部の解散を要求すれば事足るべしと。焉ぞ知らんベルグラード政府は、天は青しといふことを否認するのである。一の秘密俱樂部を解散せしむるも、他の秘密俱樂部を二となく三となく複製せしむることは容易である。奥匈國の執るべき道は、唯だ夫れ巴爾幹の輕躁なる諸小邦を摺伏せしむるに足るべき行動あるのみである』と論じ、一轉して『塞耳比國は一九〇三年カラゲオルグ王朝に復して以來常に馬世土尼、ボスニエン、クロアシエン諸州の政治ゴロや山師の餌食となつて居る。其の機密金、其の軍事費は多く彼等の爲めに吸取られつゝある。我が奥匈國內に於ける全セルブ主義

の鼓吹者に至つては、縦し謀叛人を以て論ず可らざる迄も、少なくとも政治的詐僞師たるの評は免かれぬと斷じ、終りに『他人の言行を指摘して之を法律に問はしむるのは歴史家の責任ではない。自分は文書を考證し、事實を擧げ、事の真相を明にせば責任は足るのである。自分の業務は歴史の穿鑿に在る。自分の當席に於ける陳述は即ち歴史の一章である。巴爾幹問題の歴史の一篇を成すものである。自分は以上の事實を裁判官としての閣下に向つて陳述した。而も同時に自分は我が同胞と史家に向つて自分の考證觀察の誤りなき所以を説明したる次第である。苟も公正なる眼識を有するの士は、此の陳述は總べて是れ信憑すべき文書の正確なる基礎の上に築かれたるものなることを承認するに躊躇せざるべしと思ふ。謹で公平なる裁判の判決を期待する』と述べ、傲然左右を眈睨しつゝ得意滿面席に復した。

フリードユング博士が其の陳述の基礎を立證する爲め提供したる文書二十四通の中、十九通は孰れも南スラブ俱樂部の議事録の抜萃で、他の五通は信書電報等の寫である。尤も其の二十四通の文書は孰れも獨譯文で、原本なるものは一もない。博士自身も其の内の一通の外原本を見たのではなく、又他の二十三通も自身は塞耳比語を解せざるが故に、譯文の當否は之を判斷する能はずと言明した。而して被告の辯護人ベネダクト博士は、其の内の二三通の原本の寫眞を提供して僞本に非ざることを立



證し、且其の署名者はベルグラードの學生にして、兼ねて南スラヴ俱樂部の書記たるミラン・ステファノヴィチに相違なしとのことを確言した。が原告の訴訟代理人ハーブナー博士がミラン・ステファノヴィチなる者の所在を詰問するに及んで、事實は甚だ怪しくなつて來た、而して更に此の點に就き審理を進めたる結果、ベラグラードにはミランステファノヴィチと稱する者は七十九人あり、其の内に學生の五人あること迄が明瞭となり、而も其の學生の孰れが右の署名者たる書記に當るやに至りては遂に要領を得ない。斯くて同月十八日の公判に於て『ライヒスポスト』の編輯人アムブロスに對する訊問に移つたが、同人は名義上の編輯人に過ぎぬので、主筆のフンデルなる者代つてフリードユング博士の陳述と大同小異の辨明を爲し、同時に五通の證據書類を提供了。内二通は博士の提供したものと同一で、他の三通中の一通は、時の塞國外相ミロヴァノヴィチが同年四月四日付にて維納駐劄の同國公使宛精細に塞耳比の外交方針及び對列國關係を説明したる一讀三嘆的のものであつた。去れど是れは他の書類の大部分と共に偽作なることが後日明瞭となつた。

被告博士の陳述の一應終りし後數回に亘れる證人の取調があつた。が證人として召喚せられた知名の士十數名の陳述は、大體に於て被告の不利益となることのみであつた。被告の證據書類の一として差出せる一九〇八年三月十日の南スラヴ俱樂部の議事録の如き、其の中には『クロアシエン州に於け

る現下進行中の議員選舉に對し塞國政府より六千クロネの運動費を支出すること』との一句あるも、其の選舉なるものは同年二月の二十六日を以て既に終了して居る。又同俱樂部の議事録に於て或は司會者となり或は説明委員として塞國政府との間に連鎖の役を務めたりと記せられしベルグラード大學のマルコウイチ教授 (Prof. Marković) は、現に右議事の當日といへる當日には遠く伯林に旅行中なりしといふが如き反證が續々擧つて來た。其の他の重要證據書類に就ても、鑑定人に於て多くは偽物と鑑定したので、被告の旗色は益々悪くなつた。是に於てか裁判官は原被告兩造に向ひ、此の上裁判を進行せしむる時は雙方の不利と思はるゝのみならず、國の名譽に關する事柄をも曝露せぬとも限らぬから和解をしては如何と勸告した。奥匈國政府殊に外務省は、萬一原告が勝ち被告が有罪に決すれば社會公衆より一種の不信任投票を受けたと同様になる、又被告にして免訴となるも、本件の顛末に就ては外國への聞へも面白からず、殊に塞國政府にては、原告にして若し敗訴となれば本件を海牙の仲裁々判に持出し、詐僞の由來を天下に公表し、併せて外相ミロヴァノヴィチの汚名を雪ぐ決心なりとの噂さへ聞へたので、社會一般は右の和解の勸告は其筋の指金に相違なしと想像した。此の勸告に對して原被告兩造は一旦は之を拒絶せしも、有力者の其の間に立ちて熱心斡旋したる結果雙方漸く納得し、十二月二十二日の開廷に於て各代理人の撻換に次ぎ、フリードユンク博士は起つて大要左の宣



言書を朗讀した。

『余の該記事を草するや、固より充分の査閲を遂げたる上のことにして、且總べての事情を赤心に訴へて考量取捨し、以て彼れが如き結論に達したる次第也。余は拳闘家に非ず。余はマルコヴィチ教授の伯林へ旅行中なりしことが今日公然立證せられたる上は、此の反證を如何に尊重すべきかを知るもの也。故に余は十月二十日付及び二十一日付の兩書類は抹殺すべきものなること、且其の他の書類の上に何等意見を立つるを欲せざることを茲に忠實に宣明す。余は今既に此の宣明を爲したるに就て、茲に余は本件に對する余の從來の態度及び本日の宣明は畢竟祖國の爲めを慮りし結果に外ならざることを冷靜なる良心に訴へて聲言するを得べしと信ず。』

博士の右宣明書の朗讀に次ぎ、『ライヒスポスト』のフンデルも亦一場の挨拶を述べ、次で原告訴訟代理人は告訴の取下げを申請し、茲に本件は一先づ終結となつた。之が爲め幾分器量を下げたのはフリードユング博士である、『ライヒスポスト』記者は種の出所が出所であつたので、之を新聞に載せたのも無理はない。フリードユング博士に至つては一代の史家である。博士自ら一切の書類に對し學理的研究を加へ、嚴密なる考證を爲し盡せりと公言したのである。けれども博士は塞耳比語に通せず、塞耳比文字を解せざるが故に、博士の公言は餘りに大膽であつた。のみならず書類の出所が其筋であ

るとして、彼れ輕々しく之を眞物と早合點したのは學者として輕卒の譏を免かれない。去れど其の誤れるを知るに及んでは飄然之を抛ち、故更ら牽強附會の説を立て、自論を固執するが如きことをせざりしは、流石に學者の人格を失はざるものとして世人の同情を繋ぎ得た所以である。

フリードユング誹謗事件は斯の如にして一段落はついた。然れども疑はしきは本件の基因となつた一件書類の由來である。兎も角も其の書類の多くが偽造であつたこと、而して其の偽造には埃國國務省の關係し居つたことは、裁判の經過に徴し公然の秘密として世に知れ渡つた。そこで平素よりエーレンタールに嫌らざる一派、殊に本件の槍玉に上つたクロシアエン選出議員は埃國代議員會の開會を俟つて猛烈なる攻撃を彼れに加へんとした。取別け埃國代議員の一人で曩に該裁判事件に證人として召喚せられ、原告側の爲めに大氣焰を吐いたブラーク大學の教授、チエツへ族の有力者マサリツ博士は、爾來全力を注いで本件の來歴に關する調査をした。丁度其の頃のこと、該裁判事件の原告であつたスピロは、ベルグラードのヴァシツチなる者より一封の手紙に接した。手紙にはフリードユング事件の偽造書類に署名せるミラン・ステファノヴィチなる者は實は自分なり。該書類はベルクラードの埃國公使館に於て埃國公使ポオルガツハ伯の承知の上にて偽造したものである。書類は同館にて偽造し、其の偽造書類を二枚の寫眞に取り、一枚はエーレンタール伯に、他の一枚は埃國國皇



嗣殿下に送つた。原本は今塞國政府の手に渡れりとのことを詳記してあつた。スピロは直に之をマ  
 サリツク博士に移したので、博士は之に依り奥匈國外務省は塞耳比駐割の自國公使フォルガツハ伯よ  
 り該偽造書類を手に入れたること、外務省に於ては右の偽造書類を、ボ・ヘ兩州併合は統セルプ主  
 義の運動に顧みて猶豫し難き事情なりといふことの證據に利用せんが爲め之をフリードユング博士  
 に交付し、博士の名と筆を藉りて之を世に公にせしめたりとの筋道を確むるを得るに至つた。

是に於てか一九一〇年(明治四十三年)十一月八日開會の奥國代議員會に於て、マサリツク博士は劈  
 頭第一エーレンタールに向つて本件に關する質問の矢を放つた。博士は先づボ・ヘ兩州併合に關する  
 伯の外交方針を論じ、「本員は此の事件に就て何等の成功を認むる能はざるを遺憾とする。之に依り奥  
 匈國が得たるものは不安、不和及び財政の分裂に外ならずない。エーレンタール伯の政策には撞着矛  
 盾といふ以外に何物をも見出すを得ない。伯は去一九〇八年の一月には、ノヰイバサル鐵道を以て印  
 度及び埃及に達する最捷徑路なりと主張し、而して其の吾端未だ乾かざる翌年の十月には、其の主張  
 を拋棄して恬として顧みない。外交方針斯の如くんば如何にして信を天下に繋ぐを得べきか。若し夫  
 れ奥塞兩國の關係に至つては、今回の紅書(外交報告書)に悲むべき資料を見るのみである」と攻撃し、  
 一轉してフリードユング事件に論及し、「フリードユング博士の書類なるものは偽物である。其の偽物

なることは何故に在ベルグラード公使館に於ても、外務省に於ても、將た陸軍省に於ても、之を發見  
 し得なかつたのであるか。抑も此の書類は元々在ベルグラードの我が公使館より送り來つたものであ  
 る。同公使館の通譯官スウイントチョウスキ氏は、塞耳比の第三流の新聞記者なるヴァシツチなる  
 者を一九〇九年の二月以來語學教師に聘して居つた。其の後程なく南スラブ俱樂部なる青年團體の議  
 事録なるものがヴァシツチの手に入り、同人は之を改竄し、之にミラン・ステファノヴィツチなる變  
 名を署すべく命せられ、同通譯官の家にて之を改竄し、之に署名した。而して其の書類の一部は彼れ  
 之を己れの懐に收めた。フォルガツハ伯は此の情を知つて居つたのである。伯は同人に對し維納にて  
 相當の職業を周旋すべしと語れりとのこのことである。知らずエーレンタール伯は、伯自身に於ても  
 將た伯の部下に於ても、在ベルグラード公使館内の陰謀を承知し居らざりしと云はるるや、是れ本員  
 の特に伯の答辨を煩はさんと欲する所である」と疊み掛けた。

エーレンタールは翌九日の代議員會に於て其の外交政策を説明し、フリードユング事件に就ては簡  
 單に「本件關係書類はボ・ヘ兩州併合の前に於ても將た後に於ても、併合の方針其のものに何等關係  
 ないことを斷言す。我國外交官中の有數の一人たるベルクラード駐割のフォルガツハ伯は、併合事件  
 に際し終始奥匈國と塞耳比との國交の維持に努力した。若し伯にして博士の非難するが如き行動に出



でたりとせば、伯がベルグラードの交際社會に於て現に彼れが如き人氣ある位地を有すべき筈はない。又昨年伯の召還の風説ありし際、塞國政府に於て特に伯の留任を希望する旨を我が政府に内牒したるが如き措置に出づる筈はない』と答辯したに過ぎぬ。此の簡單なる答辯は固より代議員會の満足を買ふに足らなかつた。のみならず他の一方に於て本件はベルクラートに於ても爾來驚しき問題となり、同地埃國公使館にて書類の偽作に従事したりと稱するヴァシツヂは遂に塞國の法廷に自首し、關係始末を逐一自白せり、といことが傳はつたので、翌十日及び十一日の代議員會はエーレンタールに一層の詳細なる答辯を求め、殊に埃國公使フォルガツハ伯は書類の偽物なることを知れりや、知つて而してヴァシツヂと之に關する話を爲したるや、外務大臣にはフォルガツハ伯は偽作者なりとすることを知るや知らざるや、此の點に對して明確なる答辯を得たしと迫つた。が之に對してエーレンタールは、自分はフォルガツハ伯はヴァシツヂなる者と曾て何等の交渉を爲さざりしことを茲に言明すと極めて簡單なる答辯を爲すに過ぎなかつた。斯くして代議員會は次で埃國外務省豫算案を可決して同同期の閉會を告げしを以て、本件は同代議員會に於て稍々不得要領の裡に埋没せられたが、維納に於て加特利保守黨の機關新聞として知らるる「ファートルランド」は、同月十七日の紙上に於て本件の真相として左の如き消息を傳へた。

「謂ゆるフリードユング書類なるもの、始末に關し、マサリツク博士の揣摩臆測的評論一たび世に出でたるに就ては、本紙は今や本件の真相を世に紹介するの好時機ならんと思ふ。案するにマサリツク博士其の人も、亦實はベルグラードの詐僞師の手に罹りつゝあるには非ざるか。博士の手にせる材料の眞正に非ざるは、猶ほフリードユング書類の眞正に非ざると擇ぶ所なし。若し夫れ該書類が在ベルグラードの埃國大使館にて作爲せられたりとの説に至つては、一の空想に過ぎず。夫の書類が一つ毎にフォルガツハ伯に賣込まれ、伯は一つ毎に之を埃國外務省に轉送し、外務省は之を査閲し、其の眞正の本物たるを認めて之を購買せしことは事實として疑ふの餘地なし。僞作者團體は當初の賣込の成功に乗じて引續き新書類を提供し、此處を彼等の好販路と爲したる也。然るに當時の外務省新聞課長フォン・イェツタル氏 (Von Jettel) は卒先書類の怪むべきを指摘し、購買方に對して注意を加へたり、然れども氏の注意は顧みられざりき。随つて書類の製造と其の購買は無限に行はれんとせり。去れど當時のクロアシエン總督ラウフ男は一見して之を僞物と斷定せしかば、爾來購買は見合せとなり、既購の書類は參謀本部に移して其の再審に附せられたる所、參謀本部にても其の眞僞に疑を挾めり。然れども外務省は最近時に至るまで之を眞正の物と信じて居れり。外務省が其の購買の爲めに既に支出したる金は六萬クローネに達せりと聞く。以上は事實と認むべ



き事件の経過とす。但しフォルガツハ伯自身が此の書類を偽造せりとか、偽造させたりとかいふは全然虚説也。ベルグラードの土地の人々は其の詐欺師を能く知り居れり。維納に於ても該書類に對する支拂金高及び支拂の相手方に關する明細書は之を得るに難からず。』

此の記事は同新聞の僧侶社界に勢力あると、其筋に縁故あるの關係よりして少なからず世人の注意を惹いたが、而も事件の真相は尙ほ且隔靴搔痒の感を免かれないので、外務省反對の新聞紙は依然エーレンタールに攻撃の筆鋒を向くるを熄めなかつた。

是れより先き十一月の末、フォルガツハ伯は塞國政府に對し、エーレンタール伯も將た自分もヴァシツチ若くは同人の書類偽造に關し何等關係を有せざりし旨を公然聲明する所あつたので、同國政府は其の機關紙『サムーブラヴァ』をして十二月五日の紙上に於て『塞耳比國政府は、埃國國外務大臣並にフォルガツハ伯はヴァシツチ若くは同人の書類偽造事件に關し何等關係を有せざりし旨の公然の聲明に接せり。塞國政府は同政府なり將た埃國政府なりの意見及び立場を公然變更せしむるが如き何等新事實の發生せざる限り、右の聲明に信を置くの外なし』と宣明せしめた。此の宣明は外交的壓迫の下に爲されたるが如き語調あるのみならず、何等新事業の發生せざる限りと述べて暗に法廷審問の結果如何に依りては埃國政府の聲明を信用せざるに至るやも知れずこのことを留保せるが如き意

味にも解釋せられた。是に於てかエーレンタールは其の機關紙『フレムデン・プラット』をして、翌五日ヴァシツチと在ベルグラード埃國公使館との關係に就て辨明し、『國交の危機に瀕する場合には、種々の情報を駐在使臣に賣付けんとする者の簇出するは珍しからず。ヴァシツチなるものも亦其の類なるべし。彼れの情報を賣付けし者は在ベルグラード公使館の下級の一吏員にして、其の情報は結局無價値のものと判定せられたり。若し『サムーブラヴァ』の記事にして塞國政府がフォルガツハ伯に與へたる證言——ベルグラードの官邊にては伯若くは伯の部下が書類を偽造せりとか偽造せしめたりとか稱する一ヴァシツチの馬鹿らしき譏誣には毫髮の信をだに置くものあらずとの證言——を記述するを忘れたるものとせば、吾人は此の際之を補正し置かれたきものと思ふ。何となれば吾人は斯く爲すことを以て善隣の誼を維持せんと欲する塞國政府の趣旨に副ふものと信すればなり』と答へしめた。

然るにベルクラートに於ては、ヴァシツチに對する裁判即ち謀叛及び國家の利益毀損の被告事件といふのが十二月二十二日より始まり、事件の真相も次第に世に明白となつた。此の裁判に對しては、埃國國外務省側にては故更ら不相關焉の風を裝ふたが、其實埃國政府に於ては擧げて裁判の進行に多大の注意を拂つた。一介の三流新聞探訪員に過ぎざるヴァシツチの有罪無罪は問題ではない。唯だ



曩に奥國代議員會に於てマナリツク博士が質問したりしが如く、奥國の外交機關が書類偽作の發頭人にてあるや、將た單に詐欺に罹りし譯なるやが注視の焦點であつたのである。マナリツク博士の説に依れば、ヴァシツチは偽作者に非ず、又偽作の計畫者にも非ず、彼れ在ベルグラード奥國公使館の通譯官の委囑により、偽作の原本中のクロアシエン語に訂正を加へ、且淨音の任に當りしに過ぎざるある。然るにエーレンタールは曩に代議員會に於て、在ベルグラード奥國公使はヴァシツチと何等關係する所なしと明確に答辯した。そこでヴァシツチは法廷に於て、同人と通譯官と公使との關係につき如何なる陳述を爲したるか。同人の裁判は塞國政府に於て、輿論激昂し排奥熱の高まる虞なきを保せずとの心配から、利害關係人と新聞記者との外傍聽を禁止した。而して審理の末、ヴァシツチは「塞耳比國境外のスラウ族諸地方に於ける南スラヴ俱樂部の想像的革命運動に關する報告書作製を補助して之を奥國公使館の手に渡し、爲めに後日塞耳比國の奥國に對する不名譽なる態度の證據としてフリードユング被告事件に援引せらるゝに至りたり」との廉を以て禁錮五年の宣告を受けた。今其の公判調書要領に依り同人の陳述、鑑定人の鑑定等を綜合するに、本件の始末は大略左の如くである。

ヴァシツチは或時南スラウ俱樂部の門前にて、偶としたことから在ベルクラート奥國公使館の通

譯官スグイェントチヨウスキと懇意になつた。其の後同人はス氏より其の子供に塞耳比語の教授を委託せられた。或時のことス氏は同人に對し、公使フホルガツハ伯に於ては素性の知れざる者が通譯官の處に出入しては困るとのこと付、自分の爲めに一度伯に面謁して呉れとのことなりしかば、同人はス氏の紹介にて一九〇九年三月十三日初めて伯に面會した。書記官オット・フランツも其の際同席であつた。其の後數日を経てス氏は同人に對し、公使より同人に依頼したき用件ありと語つた。用件とは南スラヴ俱樂部の議事録なるもの約二百通の中よりクロアシエンの文字を削除し呉れとの依頼である。同人は諾して之に着手した。或日のこと同人は右の仕事に従事しつゝありし時、公使館よりス氏の許に一通の手紙が來た。ス氏は其の手紙の中よりクロアシエン同盟黨と塞耳比國政府との關係に關する部分を翻譯し、同人に塞耳比文として語呂や句調の惡し所を訂正し、併せて之を淨書して呉れと依頼した。約まりクロアシエンの文字を訂正するに非ずんば塞耳比人が書きしと思はしむる書類の効果を薄ふするの虞があつたからである。而して此等の仕事に對し、同人は月六百クローネの報酬を受取つた。同人は初めは其の淨書したる書類が何の用に供せらるゝのかを知らなかつたが、其のフリードユング被告事件の證據として引用せらるゝことを知りし以來、自分が之を書せりとのこと。を後日立證し得る爲めに或符牒を之に附して置いたさうである。又同人は檢察官の訊問に對し、雜納



外務省が此の書類の購買に六萬クローネを支出せりとの『フアーテルラント』の記事を非認した。又鑑定人の鑑定に依れば、南スラヴ俱樂部の議事録なるもの、偽造原本も、將たセルブ族の在ロズニカの一叛徒より同俱樂部會長ボゾ・マルコヴィチ博士に宛て軍用金をサラエヴォに發送せる旨を記し、依つて以て同會長博士を奥匈國に反對する全セルブ運動の張本人なりと認めしむるの用に供せる電信頼信紙の偽造原本も、孰れもス通譯官の筆蹟なりと判断せられた。

要するにヴァシツチの裁判に依り、同人は在ベルグラート奥匈國公使館の高官と密接な關係を有せしのみならず、該高官の本件書類の偽作に重要な關係のあつたことも明白となつた。唯だ同人の陳述のみにて尙ほ確言の出來ざる二三の點は外でもない、例へば同人が毎月六百クローネの報酬を受取りしとこのことを事實とせば、此の金は通譯官の自腹から出たりとは思へず、又官金なりとせば公使の承認なしに支出せられたりと思へず、といふ所よりして此の偽作一件に就て公使は果して無關係なりしや如何といふことは尙ほ一疑問たるを免かれなかつた。維納の新聞紙中『ツァイト』『アルバイター』『ツァイツク』などは殊に此の點に關しエーレンタールとフォルガツハとに向つて攻撃を加へた。獨り奥匈國內に於てのみならず、獨逸の『フランクフルタル・ツァイツク』の如きも、本件を曖昧の裡に葬るの不利不當を痛切に論じた。そこで豫てよりエーレンタール攻撃の急先鋒たりしマサリツク

博士は、復た又十二月末の奥國代議員會に於て、ス通譯官の南スラヴ俱樂部會長マルコヴィツチ博士に係る偽造電信の原本の寫眞を持出して伯の答辯を求めた。博士は此の電信は曩にフリードユング被告事件の公判廷に提供せられたる電信の寫本とは異なり、實に其の原本である。塞國政府所定の電信用紙に通譯官スウイントチョウスキー氏が自ら筆を執つて書きし電信の原本であると説明し、其の他尙ほ有力なる二三の證據物件を挙げ、『ビスマークは非常の場合には随分虚偽を行つた、而して之を白狀した。ナポレオンも決して正直者ではなかつた、而もメツテルニツヒの虚偽の甚しきには呆れた、今や我が外交當局者の虚偽はナポレオン以上である。メツテルニツヒ以上である。ビスマークも三合を避くるのである、エーレンタール伯の一派は本員を目して愛國心に缺くる者と爲した。然しながら本員は伯と愛國論を爲すのは御免を蒙りたい』と述べ、伯に向つて激烈なる攻撃を浴せ掛けた。之に對し伯は唯だフォルガツハ伯はヴァシツチと會て何等關係せし所なしとの曩の答辯を繰返せしのみにてあつた。斯くて代議員會に於けるマサリツク博士とエーレンタール伯との本件に關する押問答は翌四十四年の春まで續き、二月二十二日の同會に於て博士は、代議員會は本件を曖昧模糊の間に葬らず、繼續問題として飽まで事の真相を討尋し、其の責任を明にすべし、との議を提出したるに、外務豫算委員長フォン・ギアリ男は代議員會の多數の意見を代表して本件に關する討議を是れにて終了



せしむるの利なる所以を説き、次て『本代議員會はマサリック博士の善意を疑ふの意思如何に關係なく、又博士の我が皇國の威信と兩立し難き思潮の犠牲となりしを遺憾とするの信念を表白するに否とに論なく、茲に外務大臣の本件に關する措置振りと及び其の本會に於て報告せる所に信任を置き、將た我が皇國の威信と塞耳比國に對する善隣の友誼とに鑑み、本件に關する此の上の討議は本會に於て之を拒むべきものとす』との決議案を提出し、多數にて之を可決したので、久しく代議員會を賑はしたるフリードユング事件も代議員會の關する限りに於ては是れにて全く落着となつた。而して他の一方に於て埃甸國外務省の文書課長は、當初關係書類を査閲し、其の真正なるを承認したる責任上遂に罷免となり、フォルガツハ伯は塞國政府との關係は曩の公然の聲明に依り表面別段の影響なかりしとはいへ、ベルクラードに於ける其の立場の頗る面白からざるに至つたので、時には幾分の激憤に驅られ、『自分は實は未だ上司の命令の全部を遂行するに至らざりし也』とさへ公然人に語つたさうである。が間もなく伯はエーレンタールの慰藉的奏薦に依り樞密顧問兼任となり、次てエーレンタールの機關紙の頌言諛辭に送られつゝドレスデンに轉任となつた。

『南スラヴ問題』の著者セトン・ワツソンは、詳に本件の來歴を叙し且エーレンタールを完膚なき迄に攻撃したる末、本件と埃皇室との關係に就て左の如き論斷を下して居る。

『エーレンタール伯が其の巴爾幹政策を歐洲各國の前に辯解するの用に供せんとしたる偽造書類には、尙ほ其の以外に一層不祥なる目的ありき。伯が其の政策を行ふに就て第一に必要を感せしは、皇帝及び皇嗣の同意を得ることにてありき。而して伯は其の同意を求むるに方つて該書類の利用以上に良手段なしと考へたる也。老帝の平和に眷々たる、侵略的若くは冒險的性質の企圖には裁可を躊躇せらるゝのを常とす、唯だ其の統治の配下に於て不軌不逞の匪圖熱せりとの證據を奏上するに及んでは、陛下の意亦動くなきを保し難し。故に老帝には何等咎むべきなし。國君たる者は輔弼の臣の奏呈する書類を悉く真正なものと判斷せらるるのを當然と見るべし。書類の眞偽を審査せらるゝが如きは其の責務に非ず。思ふに老帝にはエーレンタール伯より統セルブ主義の運動の趨勢を聞召され、其の政策を裁可せられたること殆んど疑を容れず。

『次には皇嗣殿下をも此の筆法にて動かせり。皇嗣は壯年血氣の人、隨つて其の伯父君たる老帝陛下に比すれば、進取的政策に對する躊躇の度合の薄きは當然也。然れどもエーレンタール伯も將た匈牙利政府の當局者も、皇嗣には南スラヴ族を以て巴爾幹に於ける埃太利の堡砦なりとし、重きを之に置き、同情の念を以て之を迎へ居らるゝことを能く知り居れり。故に伯の一派は皇嗣の心を動かし、南スラヴ族は現皇朝に對して異圖を抱くものとのことを納得せしむるに全力を盡



せり。恰も一九〇三年にダルマシエン州選出議員が拜謁不允許にて南スラヴ族の間に現皇朝に對する一種の反感を惹起したると均しく、一九〇六年の皇嗣のラグサに於ける冷淡なる歓迎は、殿下をして彼等民族の忠愛心を初めて疑はしめたり。君側の奸臣兎角ハツプスブルク皇家の一族と其の統治の下にある億兆との中間を遮る障壁となるが爲め、殿下の聰明惻愴を以てしても時に彼等不忠の臣僚の爲めに誤まること絶無と云へず。是に於てか皇嗣を動かす最良資料として、皇嗣の信任し給はんと欲する其の民族中に陰謀の計畫熟せりとのことを立證すべき幾多の書類を以てするに至りし也。斯の如くにしてエーレンタール伯は皇帝及び皇嗣をして虚偽詭計の基礎の上に其の全政策を築かしたるなり。』(Seton Watson, *The Southern Slav Question*, p. 321.)  
又フオン・ワインデルの『フランツ・ヨセフ傳』にも左の記事がある。

『ボヘン兩州併合に關し老帝には如何程まで之に干與せられしや。勿論歴史の上に於ては、其の政策の責任者として帝の名は之に附隨するを免かれず。然れども其の實帝には併合の舉に對し極力之に反對せられたるの事實あるに於て、其の責任は一半を減すと謂ふを得べし。フランツ・ヨセフ帝には、併合の一舉が如何に危険を歐洲の平和と埃匈國の安固の上に及ぼすべきやを霸氣に驅らるゝエーレンタール伯よりも多く知り給へり。然れども老帝の意思は最早政權の均衡を輕重せ

しむるに力足らず。皇嗣フランツ・フェルチナントの意見は局面を左右するに充分にてありき』  
(Heinrich von Weindel, *Franz Josef*, p. 291.)

此等の諸説に依れば、ボヘン兩州の一條はエーレンタールに於て先づ皇嗣フェルチナントを動かし、遂に老帝を動すに至りたるもの、如くに見ゆ。而して其の之を動かす槓杆には、主として南スラヴ族の民族的運動なるものを利用したるやうに思はれる。事實果して然りしや否やは、歴史家の正確なる判断を俟つて決すべきである。

### 第九節 兩州併合の成果

フリードユング事件なるものは、エーレンタールの關係せる範圍に於ては、孰れにしても一失敗である。之が爲め埃匈國の外交上の信用は確に内外に傷けられた。是れありしが爲め、彼れのボヘン兩州併合の功績上にも幾分の瑕瑾を留めた。去れど兎も角も併合及び其の善後の外交運用に至りては、彼れの手腕は明に之を認めねばならぬ。十九世紀の末葉より二十世紀にかけ、埃匈國なるものは次第に昔日の權威を失ひ、一方に於ては恰も獨逸の一隸屬に過ぎざるやの觀があり、他の一方に於ては雜駁なる民族が錯然混交し、他日老帝百歳の後には或は支離滅裂するか將た近隣の鷓鼻の餌となりらん



かと疑はれ、古來の名門國にして而も歐洲の活局面に於ける發言權は、動もすれば第二位に落ちんとするの概がないでもなかつた。然るに彼れの兩州併合の斷行に依り、埃匈國民は今更らの如くに尙ほ爲すの力ある所以を自覺した。勿論埃匈國の如き國柄にありては、如何なる經論の大策も、領内雜駁なる諸民族を一様に満足せしむるは不可能である。特に領内スラヴ族の一派は、ボ・ヘ兩州併合の舉に對し事後盛に反對を唱へた。獨り此等の反對のみならず、ボ・ヘ兩州併合に關するエーレンタールの措置が以て外交上の典範と爲すに足るや否やは、長へに外交史上の一問題である。後年（一九一一年の春）彼れ疾をアバチアに養ひ、會々彼れの辭職説が世に出でた際、『タイムス』は彼れの外交振りを回顧的に評論し、

「吾人は一九〇八年の近東の危機を迎へし當時、伯の政策に對して忌憚なき批評を加ふるに躊躇せざりき。何故ならば伯は嚴正なる國際條約の權威を藐視するが如き暴舉に出でずとも、他の穩和なる方法に依り同様の成功を見、所期の目的を達し得たるならんと吾人は確信したれば也。伯其の手に取りても、ボ・ヘ兩州をハツプスブルク皇家の領土に合法的に併合せんが爲め歐洲列國會議を開催することは、獨逸をして「灼燿たる甲鎧」の下に時局解決の花役者として其の名を擅にせしめたる滑稽芝居の奏演に比すれば、埃匈國の威信を維持する上に於て其の成績優るも決して劣らざりし

と覺りしに相違なかりしならん。陽氣な外交政策は如何に人氣に投ずるにもせよ、國家が其の勘定書に就て決算せんとする場合に至らば、意外の勘定違ひを見るは免かれ難しとす。埃匈國も此の公平なる原則に洩れざりき。勿論エーレンタール伯の對近東策に就ては、埃匈國內に多數の隨喜者を見るありしには相違なし。嘗に其の政策の場當りの上よりのみならず、維納は之に依り再び歐洲の運命を左右するの位地に立ち、埃匈國は歐洲の最大富強國に對するも決して劣位に落ちざるに至るべしと國民をして夢想せしめ、之に依つて何程か人心を惹付けたるが如し。故に伯の外交政策の第一の成功は、約まり國民の己惚心の成功也。然れども財政の負擔なるものは容易に非ず。昨年（一九一〇年）匈牙利政府が巴里の起債に失敗せる結果は、彌が上にも直接間接の政費を増加せしむるの一因となれり。同時に彼のフリードユング裁判の如き不快なる事件は、國民の體面に不祥の印象を刻したり。其の公判に依りて世に暴露するに至りし事實の或物は、少なくとも伯の外交上の識別と謹慎とに向つて反省を求めたるもの也』（The Times, March 2, 1911）。と斷じたるは、或は局外の中正なる一觀察と見るべきであらう。去り乍ら兩州併合の無事に斷行の出來たのは、兎も角も埃匈國の大成功である。随つて埃匈國々民の多數は概ね彼れの政策を謳歌し、老帝亦其の功を嘉みして陸爵の寵典を與へ、男爵の彼れに伯爵を賜はつた（尤も埃太利にてはパロンの上は直ぐグラフであ



る、グラフを従来通り伯爵と譯せば、男爵より直ぐ伯爵となる勘定であるが、敢て一級飛越した譯ではない。而して彼れ何時の間にやら埃太利のビスマークといふ名が外交界で彼れに附纏ふに至つた。

### 第十節 埃露の反目

但だ愈す可らざるは埃露の反目である。兩州併合事件以來犬猿の間柄となつたエーレンタールとイスヴオルスキーとは互に新聞雜誌を利用し、互に當時の謂ゆる奸計譎策なるものを罵り、エーレンタールは遂に一九〇九年（明治四十二年）十一月八日『ノヴェ・ウレミア』紙に宛て公開電信にて、埃露兩國政府共に當年の一切の關係文書を公表することにすべし、と主張せし程であつた。伯林政府は、斯かる文書の公表は戦時以外にあるべからざることを爲してエーレンタールに注意を促した。事は僅に止んだが、之が爲めに埃露兩國の乖離は日に長じ、國交は甚しく阻害せられた。翌一九一〇年の夏、露帝には伊王を其の避暑地ラツコニギに訪問せらるゝに方り、イスヴオルスキーの奏請で特に道を獨佛に取りて大迂回を爲し、態と埃太利の領土を履むを避けられた。之が爲め益々埃匈國の感情を害しだること言ふ迄もない。次で同年十月、イスヴオルスキーは外相より轉じて駐佛大使となつ

た。維納外務省の機關紙『プレムデン・ブラット』は、多少冷評的口調ではあるも大體に於て通り一片の評論を下せしに過ぎなかつたが、准機關『ノイエ・フライエ・ブレンツセ』の如きは、四月二日の社説に於て殆んど極度の冷罵を彼れに浴せかけた。其要に曰く。

『イスヴオルスキー氏は今や駐佛大使となれり。遣外大使の金ビカ大禮服なるものは、往々失脚大臣の經帷子也。其の使臣館なるものは肉去り骨朽ち、軀の遂に全く土化するに至るべき者の墓塚也。氏は折角の黄金を眞鍮に化さしむる人物也。氏は失敗が多年我身を喰ひつゝありしを知らざるに非ず。而も彼れ廣大なる土地と富源とを擁し乍ら其の遂に爲す所なきは何故なるか、を自ら解する能はざる也。氏は身の凡庸なるを自覺せざるに非ず。而も力を量らずして望を要職に繋ぎ、利害觀念の外空想を禁物とする外相の位地に漕付けた。プツフラウの會見以來氏の負傷せる空想は、露國をしてエーレンタール伯を射倒し、殺害せずんば己まざるの方針を執らしめたり。爾來氏の期する所は如何にして露國が得すべきやに在らずして、如何にせば埃匈國が相すべきやの一點に在り。氏はエーレンタール伯をも共に敲き墜さんと志さうしならば、或は今少し早く失脚したるやも知るべからず。氏は大使館の密窓に單身墜落するを欲せざりき。氏は巴里への逃亡をば世に失敗として傳へられざらんことを希望せり。然れども事實は掩ふ可らず。凡庸の人間は高等政治に干涉すべ



からざる筈のもの也、去れど非凡の識見、勇氣、執着力、人を視るの明、此等の能を兼備せる人材は天が容易に此の世に降さざる也。或は百年に一人有るか無いか也。故に世の中は凡庸の人物を以て満足せざる可らず。然れども燕雀が鴻鵠を真似し得るものと思はざらん也。イスヴオルスキー氏は柄になき高等政治家を以て自らを任せんと欲せり。彼れは露國が極東に失へる所のものを歐洲に償はんとし、巴爾幹の牛耳を執り、土耳其を威壓し、埃匈國を土俵外に突出さんとし試みたり。而して其の政策は粉塵せられたり。彼れは劍に代ゆるにペンを以てしたるクロバトキン也。凡庸の人物が埃匈國を背投にせんとするが如き、力量以上の匪望を企圖したる其の結果は、案の條全然失敗也。彼れ燕雀は其の羽翼を挫いて地上に墜落したる也。彼れはブッフラフの會見に於て、ダルダネルス通航權に就て埃匈國の援助を求めたり、而して其の代償としてボ・ヘ兩州の併合に賛成するの意を示せり。然るに彼れのランブは該會見の後間もなく燃へ出せり。英國政府は露國の希望に反對せり。彼れは英國の反對に依つて其の政策の成就せざるを見るに及び、一轉して陰謀家となり、曲文弄筆家となれり。是に於てか妖雲天に漲り、爲めに獨國をして世界の平和は危殆に陥れりとの友誼ある觀察を爲さしむるに至りし也。駐佛大使たる彼れは英露協約の最も熱心なる参加者也。然れども露國々民は、英國より其の極東政策に關して此の輕少の御禮ありしとて、之に依つて近東に於て

獲る所少なくして失ふ所大なりしとの怨恨を忘れしむるには參らざるべし。ダルダネルス問題は今後も英露間の難關也。巴里政府は頗る迷惑の位地に立つべし。是に至りて彼れの政策は八方塞りとなりぬ。彼れはエーレンタール伯を怨み、露國の利益を計るよりも如何にせば埃匈國の不利を計り得べき乎に腐心し、或は巴爾幹諸邦の大同盟を作つて之に當らしめんと欲し、或は伊太利を三國同盟より離脱せしめんと試み、而して事毎に失敗せり。今や彼れ政治的乞食となつて巴里に赴くに於て、茲に主動的政治の生涯を了りし也。彼れはエーレンタール伯の尙ほ潑刺として跳躍し居るのみを見て残念にて溜まらず。畢竟彼れは終始失敗大臣の名を戴ける不運の政治家也云々。』

辛辣骨を刺すの概がある。

斯の如き次第であつたから、露國政府に於ても、ボ・ヘ兩州併合事件以來駐埃露國大使ウロンフ公の歸國の儘暫く其の後任者を補命せず、埃露の國交日に月に相疎隔するの狀勢であつた。其の後露國新外相ザゾノフは、曾て露國外相たりしジュールの長子ニコラス・ド・ジュールを駐白公使より駐埃大使に轉せしめ、努めて埃露の親交を計つたので、其の曙光は幾分か認め得らるゝに至つた。次で翌々一九一二年（明治四十五年）の二月、露國大公アンドリュウ・ウラヂミロウイチには露皇室の特使として勃牙利の儲君元服式に參列したる歸途維納を訪問したるに、埃帝には特に國賓として大公を引



見し、賜ふに最高勳章を以てし、且特に大公の爲みに盛宴をも張られ、又皇嗣フェルチナントにも大公を露國大使館に訪問し、皇嗣邸の招宴に請し、誠意を盡して大公を歡待し、埃匈國內の輿論も一般に大公の維納訪問を以て時機の最も宜きを得たるものとして之を歡迎した。基督教社會黨の機關紙で時に皇嗣の意見を代表する維納の『ライヒスポスト』は、同月七日の紙上に於て『埃皇陛下には昨日ウラデミロヴィッチ大公を引見せられ、破格の待遇を大公に賜はれり。ボ・ヘ併合事件以來埃露兩國の間を鎖せる堅氷は今や破碎せられ、聖彼得堡維納間の關係は今次の大公の來維が證示する如く漸次昔日の親交に復し來りしは賀すべし。露帝には曩に前駐埃大使ウロソフ公に兩國間の舊交再温を暗示せる宸翰を賜はり、先んじて親交回復の叡意を示されたり。露國にして埃匈國に對する不信の念を去り、埃匈國の巴爾幹に於ける經濟的、通商の行動を以て露國の利益を威脅するものと認むるが如きことなきに至らば、兩國間に友誼的默契の成立を見ることは難からざるべしと思ふ。殊に埃匈國は巴爾幹の現状を變更するの意思を毫も有せざるが故に、尙更ら容易のことならん。大公の來埃は埃露兩國の關係上に於ける一大福音の實現として吾人の誠實に喜ぶ所也』と述べたのは、蓋し維納の官邊の意見を代表したものである。而も大公の維納訪問の頃はエーレンタールは病勢既に加はり、復た國事を顧みるを許さざるの時であつた。

### 第十一節 エーレンタールと伊國

去れどエーレンタールの當時外交上に最も苦心したのは、其の露との關係よりも、獨との關係よりも、實に埃伊の關係であつた。抑も埃伊の兩國は、中歐三國同盟の兩員にてあり乍ら、多年其の間に諒意の釋然たらざる所がある。伊國が三國同盟に加はりし原因は、世上幾多の外交史既に説いて詳であるから此に述べない。又伊國の同盟加入の原因の疾く消滅したること、竝に謂ゆるイレンダ熱の多年伊埃兩國民間の反目嫉視の種たりしことも、世上周知の事實であるから今繰返へさない。唯だ一應の説明を要すべきは、輓近地中海に於ける埃伊の兩立し難き爭覇的競争である。此の爭覇的競争は必しも輓近の發作ではないが、其の埃伊の間に到底兩立し難くなつたのは、一九一一年の伊國のトリポリ占領の結果に外ならぬ。三國同盟は伊土戰爭の翌年末に、埃伊兩國政府共に其の繼續を天下に公表する所あつた。が事實伊土戰爭は伊國をして三國同盟と全然兩立し難き位地に立たしむるに至つたのは動かす可らざる所である。伊國のトリポリ占領は、埃匈國が阿爾巴ニに於ける伊國との利害の衝突を緩和せしめんが爲めに豫め之を默認し、陰然之を懲慝したるものと見るべき理由がある。然るに同國のトリポリ占領の結果は如何と見れば、之が爲めに同國の三國同盟に對する關係は、事實に於



て極めて薄弱となつた。何故なるか。伊國の地中海に於ける位地が一變して來たからである。語を換へて之を言へば、伊國は本國とトリポリとの連絡を完全に維持するの必要上、優勢なる海軍を有する國とは敵對の位地に立つ能はざるに至つたからである。若し伊國の海軍にして他日大振興を見、他の海軍國を敵として獨力を以てトリポリの連絡を維持し得る見込の立つた曉に至らば兎に角、今後五年十年の間は逆も其の場合には立到らない。果して然りとせば獨塊が協商國と戰端を開くに際し、伊は假に埃國國との反目なかりしとし、即ち同盟規約に従つて獨塊を援助すべき順序なりとするも、其の際伊國は試みに先づ獨塊に對し、弊國は固より同盟の規約を忠實に履行せんと欲する、然れども之を履行するに就ては願くは獨塊兩國に於て先づ以て地中海の海上權を制して給はれかし、英佛の海軍を追拂つて願ひたし、否らずんばトリポリの駐屯兵は餓死すべく、トリポリ其のものも敵手に落つるの虞れがある、其の憂のなき丈の保障を獨塊の海軍の實力を以て示し給はずんば、弊國は同盟規約を履行したき心は山々なるも、何分事實が之を許さざるを奈何、と答へたりとせば如何であらう。獨塊の海軍力は英佛の海軍を排して地中海の制海權を掌握するほど優勢でないとするれば、無理にも伊を誘致して共同戰闘に従事せしむることは覺支ないのである。元來伊が一八八二年五月始めて獨塊同盟に加入するの際、其の負ふべき責任は單に大陸に限ることとし、地中海には其の同盟義務が及ばぬことの約

束であつた。伊は當初は之を地中海にも及ぼさしめんとの希望であつたが、當時ビスマルクは伊をして其の海軍に於て常に英佛海軍と競争せしめんとの底意から、伊國の希望を承諾せず、結局三國同盟は地中海に其の效力を及ぼさずと云ふことになつたのである。今より觀れば是れは伊に與ふるに却つて自由行動の餘地を以てしたる譯合である。伊は既にトリポリを領有し、而して其の他日罅隙を三國協商側と開くの際、獨塊の海軍は地中海に於て伊を援助すべき明文上の義務なく、又實際上の實力なしとせば、伊國のトリポリ領有は事實に於て三國同盟を離脱せしむべき事由を構成したるものと見て然るべきである。若し伊にして三國同盟より離脱するの意思ありとすれば、之に依りて同盟より離脱するの好辭柄を既に得た譯である。埃國國は伊國との衝突の原因を避けしめんが爲めトリポリの占領を默認し、懲憚した。而して其の結果は伊國をして事實上三國同盟を離脱せしむるの一事由とならしめた。三國同盟の維持者たりしエーレンタールの爛眼も、此處までの見極めをつけずして館を指てのである。去れど兎に角も同盟は前述の如く一九一二年末に更に繼續となつた。が其の繼續は右の如き事情の下にありては畢竟平時の同盟に過ぎずして、戰時の同盟としては固より當てにらざる同盟である。獨塊の當局者亦固より之を知らぬではない。之を知つて而も尙ほ且獨塊兩國が伊を誘つて同盟の一員たらしむるに汲々たりし所以は外でもない、伊國を三國同盟の一員に名だけにても加へ置か



ば、三國協商を公然化して四國協商とならしむるの虞れなし、獨逸兩國は戰時に於て縱し伊よりの積極的援助を期待し得ざるものとするも、同國を敵位に走らしむる虞れなし、少くも積るも伊國をして善意の中立を支持せしむる丈のことは出來得べしと云ふにあつたのである。而も此の擬想は、實際の戰亂に遭會して見ねば中るか中らざるか解らない。

阿爾巴尼亞に於ける埃伊の角逐は、兩國の關係を阻礙するや久いものである。由來埃國の阿爾巴尼亞に對する利益として知られてあるものは、其の終局の遠大の目的は別とし、少なくとも履臺として標榜せられあるは、主として宗教の保護にある。然るに伊の利益に至りては遙に各種の方面に擴がつて居る。過ぐる十數年來伊が阿爾巴尼亞に於て宗教、教育、醫術、商業等の方面に力を盡したることは頗る大である。尤も英人ブレイルスホルトは其の著『馬世土尼』に於て『阿爾巴尼亞を其の手に握らんと企圖する埃伊二大強國の競争の急調且調和し難き狀況を呈し來りつゝある今日、同地に對する實際的政策は唯だ自治あるのみ。埃國は多年阿爾巴尼亞を土耳其の領下より奪はんとの匪望を有し、伊國も亦アビシニア事件の失敗以來銳意阿爾巴尼亞に利權を扶植せんと努むるに於て怠らず。埃國は加特利教國として阿爾巴尼亞の同教徒に對する保護者を以て自任し、一朝事ある際には彼等を有力なる遊撃隊と爲し得る位地に立つも、伊國は之に反し、彼等加特利教徒よりは法王を虐遇し監禁せる瀆神的國民

を以て目せられ、殊に伊太利人は北部阿爾巴尼亞人よりは異教徒と稱せられ、南部阿爾巴尼亞人よりは羅甸人種と呼ばれて共に好感情を以て迎へられざる姿也。加之ならず埃國は富力の點に於て勝る所あるも、伊太利人の阿爾巴尼亞に入來るものは徒に遺利を探り鑛産物を喰盡さんと焦り、恆産なき無頼の徒として目せらるゝの狀態也』と論じて居るが(H. N. Brailsford, *Macedonia*, p. 282) 此の著書は一九〇五年の出版であるから、其の觀察は今より見れば幾分古きを免かれない。去れど縱し古いにしても將た阿爾巴尼亞に於ける伊太利人の狀態今日現に右の通りなりとするも、既に相應に自國民が入込み、何か歎にか仕事を爲し居る以上は、伊は茲に相當のインテレストを有するものと謂はざるを得ない。のみならず伊國は阿爾巴尼亞に於ける教會學校等の經營に就ては、埃國と同様に國庫より補助金を支出し、商工業者の渡航を奨励し、航路を補助し、其の他種々の便宜を與へ、爲めに最近數年間に於ける伊の勢力は駁々として進みつゝあることは、ドレージュの『埃國』中に『伊は近年其の利益を阿爾巴尼亞地方に増進せしむるに於て常に機會を逸せず。黒山國のヘレナ姫を皇妃に迎へられたる伊國現王エムマヌエル第三世陛下には、阿爾巴尼亞問題を取つて常に國民の前に置き、其の注意を忘れしめ給はず。幾多の王國學校は阿爾巴尼亞に設置せられ、又現に設置せられつゝあり。殊にスクタリは重要な中樞地として、特別の注意が同地に向つて拂はれつゝあり。サン・ヂウリアノ氏の記事に依れば、同



氏が去一九〇二年(明治三十五年)に同地の一學校を參觀せし折、異國の子弟が起つて伊太利萬歳の國歌を唱へしを見て、如何に此等學校の伊太利化しつあるやを證明するものとして感嘆措く能はざりしとあり。伊國政府は此等の學校に對し國庫より少なからざる補助費を支出し、現にスクタリの學校のみにても其の額六萬リテ(二萬四千圓)に達せり。南部伊太利に於ける諸學校の如何に舊式且難駁にして、加ふるに非衛生的なるかに想到せば、其の特に阿爾巴ニの諸學校に力を盡すことの著しき、實に驚くべきものあり。更に商工業を觀るに、近時伊の商工業者の阿爾巴ニに渡航せる數は昔日に倍蕞し、ブクリア汽船會社の同地への回漕數は近年著しく増加せり。又伊國政府は一九〇〇年(明治三十三年)以來阿爾巴ニのヤニナに商務官を派駐せしめたり。同年伊の同地方への輸出は四十三萬八千リラなりしが、爾來四年を経たる一九〇四年には昇つて百七十萬リラとなれり。然るに右同年中に於ける埃匈國より輸出を見るに、曾て二百萬クロネなりしものが百七十萬クロネに降れり。即ち伊國の輸出高は四十割の増進を爲し、埃匈國の輸出高は十五割の減退をなせし勘定也。埃匈國のスクタリに於ける商業も、伊國の増進に反比例して減退の方なり。要するに伊の對阿爾巴ニ政策の結果として埃匈國は、其の曾て十五六年前まで占め來りし優勢なる商業上の地位を漸次失へり』(G. Drase, *Austria-Hungary*, p. 580) とあるに徴しても其の一斑を推知することが出来る。又阿爾巴ニへの伊國

移民は既往二十年來漸次増加し、嘗に海岸の村邑のみならず内地にも深く入込み、數百戸の伊太利部落を作る所もある。其の移民は阿爾巴ニ語をば丸で用ひざるに反し、附近の阿爾巴ニ人は概ね伊太利語を解せざるはなしと聞く。斯の如くにして伊國は同地方に於ける自國の利益を深く扶植するに汲々たる有様であるから、何かの機會に於て引懸りの云へる丈の手段は怠りなく盡しつゝあるものと見得るのである。

勿論埃伊の外交當局者は、兩國間の親交に關し爾來常に懇懃なる言辭を以て互に應酬して居る。阿爾巴ニに關しても、去一八九七年(明治三十年)埃匈國前外相ゴルチヨウスキー伯が伊國先王ウムベルトにモニサの行在所にて謁したる折、伊國外相とあ間に兩國共に阿爾巴ニに對し何等の匪圖を有せざるべきを互に聲明し(此の聲明は埃太利側の希望に由り公表せざることとなつたと傳へられてある)、其他兩國の一般的外交に就ては、一九一〇年八月のサン・ヂュリアノ侯のイシユルに於て、次ではエーレンタール伯のラコニジに於て、兩相互に訪問を交換し、三國同盟の平和的使命を誠實に遂行せんとする意見を確實に聲明し、當時兩國の新聞紙は擧げて之を埃伊の友誼の深厚なる彰徴なりとし、嘖々慶賀の意を表したる次第である。が外交上の辭令と國民の思潮とは必しも終始一致併行するものに非るは勿論、平滑油の如き水面の下に暗潮滔々として逆流するは國際政治の常である。勿論



エーレンタールの親伊的方针は、埃匈國の議會に於て多數の共鳴はあつた。一九一一年（明治四十四年）十二月二十九日の代議員會で南スラヴ派のコロシエツ博士は、其の排伊的持論から極力伯の方針を駁撃したが、平素伯の外交に反對せるクラマルス博士を始め、チャロル日耳曼派のグラブマイル、社會民主派のエレンボーケン、日耳曼自由派のレッツハー諸氏は、其の親伊的方针の關する限り孰れも伯の方針に賛意を表し、殊に同日『本代議員會は三國同盟を基礎とする外交方針を以て我が埃匈國の平和的政策の根本的要義なりと認め、誠實に之を尊重すべきことを宣明す。本代議員會は外務大臣エーレンタール伯の所説に満足し、其の方針を是認するものなるが故に、茲に伯に向つて信任の意を表す』との決議を大多數を以て通過せしめた位であるから、エーレンタールの對伊方针は當時埃國の僧侶派及び軍人派より多少の反對を受けたるに止まり、大勢は彼れの親伊的方针に裏書して居つたのである。勿論當時にありても、伊國側の埃匈國に對する思惑次第には、埃匈國民の親伊的意向も如何に變ずるや測知し難き状態にあつたことも事實である。曾て維納の有力なる一操觚者が私に『埃太利の識者の多數は依然三國同盟論者なるも、然しながら伊國に於ては同盟破棄論の少からざるは事實にして、彼等は好んで排埃的論調を弄するが故に、其の反感として埃國內に排伊論者の次第に現はれ來ることも亦事實である』と語つたことがあるが、當時埃匈國內には確に其の傾向があつたのである。

たのである。

特に埃匈國の軍閥者中には、埃伊の同盟は最早紙上の同盟に過ぎず、埃伊の間には早晚一衝突あるを免かれず、この意見を有せし者は、當時私の識れる範圍にありても決して少なくなかつた。當年の埃匈國參謀總長フォン・ヘツェンドルフ將軍の如き、亦同意見を抱いて居つた。將軍は一九一一年の退職に至るまでの五ケ年間、埃伊の國境及びダルマシエン地方の要塞の施設、即ち對伊防備に全力を盡せし人で、其の退職に就ては、同國參謀本部の機關紙『ツァイト』は一月二十四日の紙上に於て、『將軍の辭職説は將軍のガルダ湖（埃伊國境所在）に砲艦及び水雷艇若干隻を常置せんとする意見に對する外相エーレンタール伯の異議に關係あり。將軍は伊國の執りつゝある軍事の方針を目安として埃匈國の方針を打算せんと欲し、而してエーレンタール伯は伊國外相の善隣の友誼に關する保障を額面價格にて買はんとす、是れが根本意見の相違也。埃匈國の軍事當局者は一八六六年の役に於て、埃國の砲艦が同湖に於てポナル街道に砲火を浴せ、依つて以て伊兵のトレントに向け進軍するを喰止めたる効果の大なりしを知るが故に、ガルダ湖に一種の義勇艦隊を常設せんとする議は參謀本部に起りしも、エーレンタール伯は之に反對せり。此の反對はヘツェンドルフ將軍に取りては迷惑なるべし』と記したのは、蓋し將軍の對伊意見の一端を洩らしたものである。將軍の辭職は『ツァイト』の傳へしが如



く、確にエーレンタールとの意見衝突の結果である。同一年（明治四十四年）の十月十八日、埃匈國共同軍務大臣フォン・シエーナイハ男は、代議員會の陸軍委員會に於て爲せる國防演説の末段に於て『唯だ茲に動かす可らざる一事實の存するは、曩のボヘム兩州併合事件の危機の際に學び得たる教訓である。之を何ぞと云へば他なし、第一我國は一朝事あるの日は、同盟ありと雖も戰鬪の諸方面に起るべきを豫想し置かざる可らざること、第二我が國防力の發展を此の上繰延ぶることは最早忍ぶ能はざること、是れ當時吾々の適切に學びし教訓である』と述べ、暗に伊國は味方に非ずして敵位に立つべきものと陸軍當局者は打算し居る次第を説示した。此の演説を爲せるフォン・シエーナイ將軍は、皇嗣フェルデナント及びフォン・ヘツェンドルフ將軍よりも寧ろエーレンタール派に屬すと目せられ來つた人である。其の人が尙ほ且此の演説をしたのであるから、埃伊兩國の關係、三國同盟の將來は益々識者間の研究問題となつた。當時エーレンタールは、フォン・ヘツェンドルフ將軍の對伊的國防計畫を以て伊國を挑發するものと爲し、極力之に反對した。即ち埃匈國の參謀本部の排伊論と外務省の親伊論との衝突である。而して其の結果外相の位置が動かすして、參謀總長の方が職を退くことになつた。恰も是れ往年のビスマルク公とワルデルジー伯との關係と同一である。當時ワルデルジー伯の露に對する所見は、即ち今日フォン・ヘツェンドルフ男の伊に對する感想で、エーレンタールは當

年のビスマルクの位地に立つたのである。

同年十二月二十八日、エーレンタールは維納の代議員會に於て外交方針に關し一場の演説をした。是れ彼れの最後の外交演説である。當時維納の軍閥に緣故ある諸新聞が筆を揃へて彼れの親伊的方針を攻撃しつゝありし際のことゝて、彼れの演説は世に一段の注意を惹いた。彼れは冒頭に於て伊土戰爭に關する所見を述べ、『我が埃匈國の外交は伊土戰爭の熄止に向つて力を盡さゞりしに非ざりしも、其の效果を見るなかりしは余の遺憾とする所也。然れども本政府も之に向つて盡力するに方りては、他の局外列國と所期を全く一にしたり。而して余は吾人の盡力も早晚其の效空しからざるに至るべきことを信じて疑はず。平和の迅速なる克復に就て埃匈國が特に之を望む所以のものは他なし、戰爭の遷延は巴爾幹の現狀を危殆に陥ひらしむるの虞あれば也。幸にして列強共に巴爾幹の現狀を擾亂せしめざるの希望を有するが故に、斯かる危殆の事實は先づ發生することなかるべしと思ふ。伊國政府も當初より巴爾幹の現狀維持を聲明し、且今に至るまで此の聲明に背馳せざる行動を執り來れり。巴爾幹諸邦も亦當に公正なる聲明を爲し來りしのみならず、戰亂の危険と慘禍を避くることに向つて彼等明に力を盡しつゝあることは余の認識する所也。土國政府は其の困難の大なるに拘はらず、銳意同帝國内の秩序を維持するに努力しつゝあり。余は此等努力の終始有效ならんことを希ひ、且吾人の切に望



む所の平和の克復に依り土耳其の權と力との減衰を來すことなきを願はざるを得ず。巴爾幹諸邦と境土を相接する土耳其の平和的存立に對する此の新保障は、斯くにして初めて立つを得べし。思ふに他國に全然危害の波及するなきを保し難き所の戰爭に對し、兩交戰國の共に均しく名譽とすべき解決方法に向つて盡力するは吾人の重要なる任務也。吾々は我が有爲の同盟を後援とし、又自餘列國との親交なる關係に依り、此の任務を果し得ることを望んで已まず。若し夫れ埃國の外交方針の基礎に至つては其の依然舊に變ることなきは勿論也」と説き、轉じて摩洛哥問題に移り、歐洲の政局に處する外交の運用を詳論し、終りに當時懸案の兵役法改正案の通過の希望を熱心に述べて結んだ。次で共同軍務大臣フォン・アウフエンベルグ將軍は登壇し、英國の如きは既往六年間其の歳入の四割を擧げて軍事費に投せしも、埃國の軍事費は歳入の一割二分乃至一割三分六厘に過ぎず。埃國は將來に於て軍事に一層の費用を投ずるを吝む可らず。ボヘミア兩州併合事件の際、若し埃國の軍備にして充實し居りしならんには、當時費せる數百萬金は之を費さずして濟みしならん。當時危機より脱し得たるは僥倖の事情の偶發と、外交の指導宜しきを得たると、大規模の戰闘準備と、及び當時吾人の後援に武装して儼然立ちたる強大なる、誠實なる盟邦のありしお蔭に外ならず」と宣明した。當時恰も前述の參謀總長更迭事件に伴ひ、陸軍部内との折合に就て兎角の評ありしのみならず、摩洛哥事件に際し

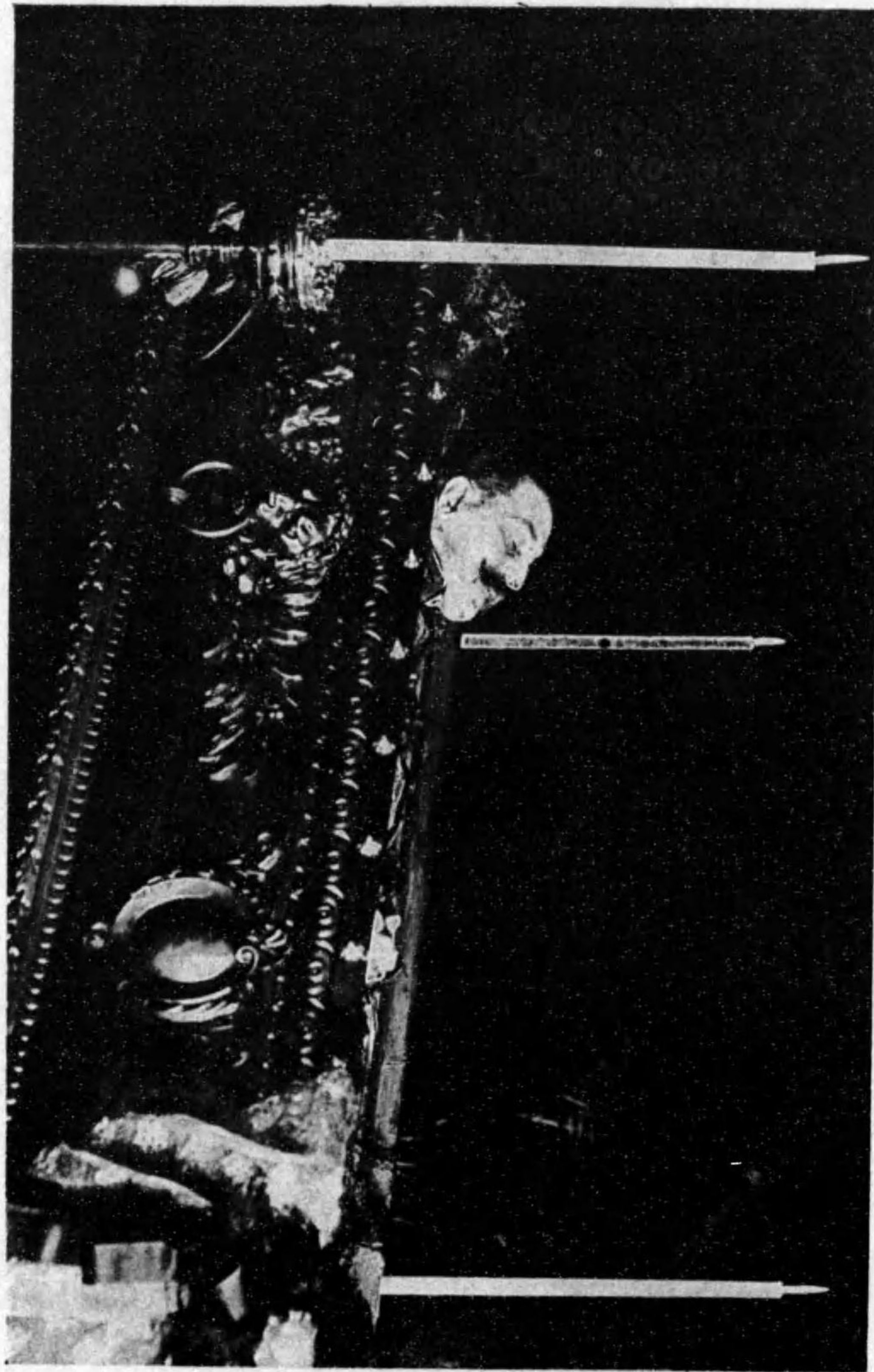
て獨逸に對する態度冷淡なりしとの故を以て伯林方面よりの風向聊か悪しかりしエーレンタールが、右の演説中に於て獨逸に就て言及せる所亦冷淡なりしに反し、將軍が故更ら大聲疾呼して獨逸の當年の友情を回想省顧したることは大に世の注意を惹き、爾來維納の二三新聞は伯の外交方針に向つて漸く猛烈なる一齊射撃を開始し、殊に埃國下院の前議長にして基督教社會黨の有力者たるフォン・フックス男は、一月十一日サルツブルグに於て爲せる演説中に『伊國皇帝はトリポリの役終るの後は、國民の排埃熱に驅られて埃國に對し活動を開始するなきを保せず。此の際エーレンタール伯の伊太利に對する難有からざる追従政策の爲めに有爲の參謀總長の轉職を見るに至りしが如きは遺憾に堪へず。伯の對露、對獨方針に至つても亦頗る非難すべきものあり』と論じて大に攻撃を加へ、『ノイエ・フライエ・ブレッセ』は同月十五、十六兩日の紙上に於て筆を極めてフックス男の所論を駁し、『エーレンタールの爲めに長大の辯解を試みたが、平素彼れに慊焉たらざる他の諸新聞紙は此の際を以て彼れを倒すの好機會と認めたるもの、如く、彼れに不利益の記事を續載して假藉する所なかつた。

## 第十二節 彼れ史家の手に移る

此の際に方り彼れ不幸にして重患に陥つた。年の一月初旬より彼れ宿病の白血病に悩み、一時は



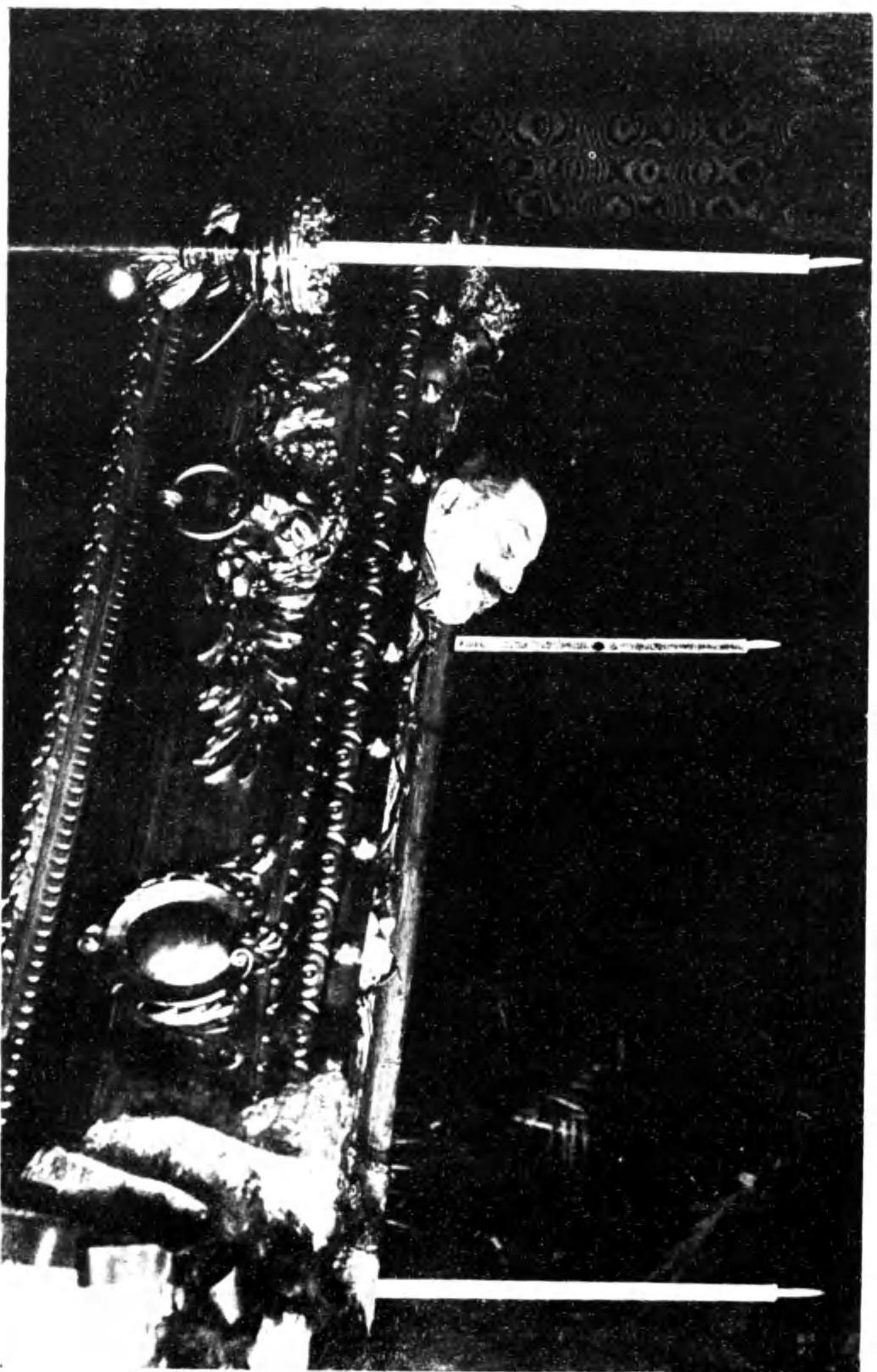
セムリングに轉療したが格別の效なく、程なく維納に還り、其の儘病床を離るゝ能はざるに至つた。而も政敵は尙ほ彼れの政策を縦横に攻撃して餘さない。彼れ漸く政争に倦み、斷然閑地に就て徐に病を養はんと決意し、一再闕下に骸骨を乞ふた。然し老帝には其の都度賜暇静養を命じ、容易に辭職を聽許せられなかつた。斯くする中に二月十五日となり、容態急に危篤となり、『得意に喜ばず、失意に悲ます』(“In Glück nicht jubeln, in Sturm nicht Zagen”)と語りつゝ、其の儘昏睡状態に入つた。此の語は彼れ往年ホ・ヘ兩州併合に伴ふ陸爵の恩命に接したる時の述懐である。翌々十七日病革るや、老帝には特に彼れに聖ステフェン大勳章を授け、且願意を容れて其の職を解かれ、同時に宸翰を賜はつた。曰く。卿曩に病に由り宮内大臣兼外務大臣の職を辭するの願意を奏せり。朕深く之を悲む。朕今や之を聽許するに際し、嘗に卿一身に對するのみならず併せて卿の屢次難局に處し、常に慎重事に膺り、能く永世不朽の榮譽を其の事績に伴はしむるに至れる卿の政策に對し、朕の不易の信任を茲に保障せんと欲す。是れと同時に朕は、卿の朕及び朕の宮廷竝に皇國に向つて終始獻猷せる誠實且拔群の功勞に對し全幅の謝意を表彰す』と。彼れ此の優渥なる宸翰を拜受し、同夜遂に長へに瞑目した。享年五十有八。識ると識らざるは至つて惋惜せざるはなく、列國の元首、政府、及び朝野の政客よりの吊電吊問引きも切らず。特に伊國首相チオリツチの埃匈國政府及び伯爵未亡人宛ての吊



伯爵タータシェーユるれ移に手の家史



セムリングに轉療したが格別の效なく、程なく維納に還り、其の儘病床を離るゝ能はざるに至つた。而も政敵は尙ほ彼れの政策を縦横に攻撃して餘さない。彼れ漸く政争に倦み、斷索閑地に就て徐に病を養はんと決意し、一再闕下に骸骨を乞ふた。然し老帝には其の都度賜暇静養を命じ、容易に辭職を聽許せられなかつた。斯くする中に二月十五日となり、容態急に危篤となり、「得意に喜ばず、失意に悲まざる』(“In Glück nicht jubeln, in Sturm nicht Zagen”) の語りつゝ、其の儘昏睡状態に入つた。此の語は彼れ往年ホ・へ兩州併合に伴ふ陸爵の恩命に接したる時の述懐である。翌々十七日病草をや、老帝には特に彼れに聖ステフェン大勳章を授け、且願意を容れて其の職を解かれ、同時に宸翰を賜はつた。曰く。卿曩に病に由り宮内大臣兼外務大臣の職を辭するの願意を奏せり。朕深く之を悲む。朕今や之を聽許するに際し、嘗に卿一身に對するのみならず併せて卿の屢次當局に處し、常に慎重事に膺り、能く永世不朽の榮譽を其の事績に伴はしむるに至れる卿の政策に對し、朕の不易の信任を茲に保障せんと欲す。是れと同時に朕は、卿の朕及び朕の宮廷並に皇國に向つて終始獻獻せる誠實且拔群の功勞に對し全幅の謝意を表彰す」と。彼れ此の優渥なる宸翰を拜受し、同夜遂に長へに瞑目した。享年五十有八。識ると識らざると是に至つて惋惜せざるはなく、列國の元首、政府、及び朝野の政客よりの吊電吊問引きも切らず。特に伊國首相デオリツチの埃匈國政府及び伯爵未亡人宛ての吊



伯爵タレンエ移れ手の家史



電には、「伊太利國民の誠實なる友人エーレンタール伯の中道にして永眠せられたるに對し、伊太利全國民に代り最も深厚なる同情を表す」といひ、同外相ヂ・サン・ヂウリアノ侯の吊電には「埃伊兩同盟友國間の此の光輝ある今日の親交に向つて寄與せしことの甚大なるエーレンタール伯の盛名は、萬世に傳りて朽ちざるべし」とあつたが如き、其の軫悼の念の如何に深きかを示したると同時に、彼れと伊國當局者との友情の如何に敦厚なりしかを舉證するものである。勃牙利國王フェルチナンドに至りては、伯の訃報に接するや即時ソフヒアを發し、徹行にて維納に來り、停車場より直に外務省に到り、伯未亡人及び外務次官に親しく吊詞を述べ、特に請ふて伯の遺骸に面し、恭しく祈禱を捧げられた。

其の生前に政友の多かりしと同時に政敵も亦少なからざりし丈、彼れの性情格質は毀譽褒貶相半ばし、正鵠の判断は容易に下し難い。彼れを能く識れる一維納人は私に斯く語つたことがある、「伯の人物に就ては種々の評あるも、要するに脈管に猶太人の血を引いて居る丈のことは確にある。一言して括くれば惻愴にして利己、眼中利害ありて情誼なしと。ホ・ヘ併合當時英國大使にとぼけ、露國外相に背負投げを喰はし、特にイスゾオルスキーに熱湯を吞ませた手際を冷靜に批評すれば、或はさうも云へぬでもない。又曾て斯ふいふ評をも聞いた、「彼れ頭腦明晰、精力絶倫、愛嬌溢るゝほどありて、而も



極度の秘密主義者也』と。果して然らば當世お詭向の外交家として、幕の内三枚に入るべき人物である。維納の前「タイムス」特派員スチードが彼れを論じて『伯は大なる短所を有する人たることを既に於て世に示せしが、而も是れと同時に伯は得易からざる一長所を有することを忘る可らず。即ち冷靜且堅忍なる執着力是れ也。伯の此の長所は、動搖せる國際政局面をして其の適從する所を知らしむる丈の力あり。伯は此の特性に加ふるに多年の外交上の經驗を以てし、之に依つて能く奥匈國の今日必須の政治上、外交上の一資産を作爲せり』と云ひ (The Times, Dec. 4, 1911)。又伯に對する世評の區々なるを述べ、『伯は之に峻嚴なる批評を加ふべき必要ある場合に過當の褒辭を受け、正當に辯護して贊はねばならぬ場合に悪口を言はれたりして、毎時も間職に合はぬ位地に立つ氣の毒な人也。伯の一特色たる薫々たる壓迫に對し毅然自説を固執して屈せざる性格が、伯をして奥匈國及び歐洲に寄與貢獻せしむること少なからざりし今日、意外にも伯は其の曾て批評を挾むべき餘地の頗る多き舉措に對して嘖々賞讃の辭を受け、賞讃の辭を浴するに吝ならざるべき方面より却つて非難攻撃の矢を放たるゝ也。故に伯に對する世間の見解は兎角混線也。伯の味方は、伯と平和とは恰も同一物なるが如くに嘶立て、伯の政敵は伯を以て國防の障害物たり、三國同盟の危險物たるかの如くに罵しれる也。思ふに伯の敵も味方も、共に近來自から同一の過失を爲しつゝあるに氣付かざりしが如し。外交

社會に於ても亦然り。其の過失とは他なし、エーレンタール伯と其の閣僚との以外及び以上にフランツ・ヨーゼフ老帝の在しますのを忘れしこと是れ也。皇帝は其の健在に渡らせらるゝ限り、曾て外交政策の上に執らるゝ手綱は決して緩め給ふ氣遣ひなし。陛下の平和的政策なるものは、常に陛下自身の鞏固なる意思と其の臣民の大多數の穩健なる性情の上に築かれたるのみならず、一大有力なる事情に繋かれ、將來奥匈國の皇位を繼承する者固より之と乖離することを得ず。此の事情にして一變せざる限りは、閣臣が如何に更迭すればとて突飛なる危險政策は行はるゝ筈なしとす。エーレンタール伯の今日の位地は、其の身の健康不健康に拘はらず現下の時局に處して多少の負傷を蒙るを免れざる所也。伯は元來神經質、感情的の人也。自制心は同時に強大なるも、而も時ありてか友を疑じて敵と化せしむるを防ぐには尙ほ力の足らざる所あり。伯は廣き範圍に於て人と共同して仕事をするを得ざりしものか、將た好まざりしものか、兎角自ら骨折り過ぎて罰を招き、自分の責任とするには及ばざる責任までをも負ふこと稀れならず。有爲の副官は伯の側に侍せず、又或は侍するを許されざりしなるべし。而して伯に代つて其の政策を説明し辯護すべき者、殊に新聞記者係と稱する者も往々伯に關する判斷を誤り、又は最負の引倒しをすることあり。例へば本日の伯林「ヴォシツシエ・ツァイツンク」紙上にある故維納駐節法王使節に係る陋劣なる攻撃記事の如き、其の筆者は半官的操觚者にして、豫ては御用



の筆を以て叙勳の榮にも浴したる人也。此の人が外務省牒報局を利用して書きし記事也。而して牒報局は全く其の情を知らざる也。況してエーレンタール伯は斯かる災難に對し責を負ふべき筈なき也。然れども伯の政敵は決して斯かる事をも黙過せざるべし。要するに伯に對する今日の攻撃論は多少酷に失する所もあり。又公正を缺くの嫌なしとせず』(The Times, Jan. 22, 1912)と云へるが如き、彼れの生前に係る批評なるも、稍々遺憾なく彼れの人となりを描きしものと思ふ。

要するに彼れは世の異議反對の囂々たるに對し、飽くもで平然として屈せず撓まざるの特長は確に之を有つてゐた。不幸にして其の頭腦は頑にして固、他の公平なる批評を動もすれば異端邪說視するの狹量あるを免かれなかつた。彼れは必しも世界に傑出したる偉人ではない。其の黨與から嘖々賞嘆せられたる程の大人物とは思へない。去りて其の政敵が頭からけなす程の凡庸の人物にては斷して無かつたやうに思ふ。彼れは其の先輩カルノキー伯に學んで出藍の譽を示し、アンドラシー以來の外交家として埃匈國の歴史に長へに傳はるべきは疑なき所である。棺を蓋ふて事定まるとはいへ、史家の手に移れる人間の評價も容易には一定しない。況して其の死を距ること今尙ほ遠からざる彼れに於てをやだ。

エーレンタールの永眠せる其の日、前駐露埃匈國大使ベルヒトールド伯はエーレンタールの推薦に

由り宮内大臣兼外務大臣に任せられた。エーレンタールが在職の儘世を去らず、特に永訣の日に於て之が更迭を見たのは、己れの主義政策を踏襲すべき同志の後任を得て安意瞑目せんと希望の天聽に達したる結果である。ベルヒトールドは一八六三年(文久三年)を以て匈牙利の豪家に生れ、二十歳にて外交官補となり、巴里に在勤し、後倫敦大使館にて四年の練磨を積み、更に露都に轉じてエーレンタールの下に書記官となり、參事官となり、一九〇六年(明治三十九年)代つて駐露大使に榮進し、埃露の關係最も危殆なりし際に露都に在りて兩國の國交上に大に貢献した。一九一一年(明治四十四年)の三月、彼れ其の埃匈兩國内各所に有する家産の整理に身を委せんが爲め、一時現職より退いた。其の閱歴斯の如くであるから、彼れのエーレンタールに代つて新に外相の職に就くや、露都では其の報道を殊に歓迎し、露國當局者と彼れとの間に懇懃なる挨拶の交換があつた。のみならず伊獨兩國政府とも、亦三國同盟の鞏固なる維持を聲明せる熱誠ある同様の挨拶を交換し、而して内にありては、曩にエーレンタールを猛烈に攻撃せし基督教社會黨も、彼れの皇嗣フェルデナンドの信寵淺からざるに鑑みて其の聲を潜め、親露主義に慊焉たらざる匈牙利側に於ても、彼れの匈牙利人たるの故を以て讚辭を彼れに呈するを惜まず。加ふるに彼れはピアノの餘藝に長じ、繪畫を能くし、且非常の美裝家として裁縫者社會にも雷名を轟し、而も性情に街氣なく、飾氣なく、嫌氣なく、寧ろ卒直にして恬淡



なる、社交界の輿望も之が爲め淺少ならず。斯くて彼れは内外より殆んど古來未曾有と稱せられしほどの賀辭讃詞と多大の期待とに送られて其の職に就いた。

然し彼れの眞價は將來にある。駐露大使として成功せる者外務大臣として必しも成功するとは限らない。又エーレンタール式の外交は、エーレンタールであつて始めて出来るので、他人が拙に模倣すれば失敗する。近時馬世土尼の形勢は、昔日に立還つて日に不穩を傳へつゝある。延いては巴爾幹の噴火山も、何時大破裂をせぬとも限らない。巴爾幹は則ち歐洲の治亂の管鑰である。而して彼れは其の管鑰の番人である。歐洲國際政局上に於ける彼れの責任亦頗る重しと謂ふべしだ。彼れ能く其の責任を盡すや否やは、暫く藉すに日月を以てし、之を他日の成績に徴することとする。

## 第二十章 巴爾幹半島

黒海とアドリア海と地中海とで圍まれ、古來歐亞兩大陸間に於ける民族、思想、文明の通路であつた一大半島中に位する諸國は、地の東方に位する所から或は東歐諸國と云ひ、或は東方諸國と稱し、或は巴爾幹山脈が其の背上を縦斷する所から巴爾幹列邦とも唱へ、輓近東亞諸國が國際政局上に重きを成せるに伴ひ絶東、極東の稱出でたのと相對し、特に近東と稱することも世人の知る通りである。巴爾幹半島の邦土は歐洲土耳其を外にし塞、勃、羅、黑、希の五國と埃匈國の新領土<sup>ボスニア</sup>二州で、其の總面積二十一萬有餘方哩、即ち朝鮮を合せる我が日本帝國より少しく小である。羅馬尼は大部分ダニユプ河以北に位し、且言語風俗の如きも他の巴爾幹諸國と縁が薄いから、嚴正に論ずれば巴爾幹半島の一とは稱し難い廉が無いでもない。けれども東歐の政局上より觀れば、矢張り之を巴爾幹の中に入れて論ずるに妨げはない。或は巴爾幹半島なるものを極めて狭く解釋し、巴爾幹山脈の南に位し、且希臘半島を除きたる一帯の地域のみに限るべしと論ずる者もある。英國の地理學者<sup>ホーガルド</sup> (D. G. Hogarth) は數年前倫敦の地學協會で此の説を唱道した。が理屈は理屈とし、從來の慣行では巴爾幹半島は右の五獨立國、歐洲土耳其、及び埃領二州を包含したる一帯の地域に外ならぬ。



歐洲にて南方に突出する半島は西班牙半島、伊太利半島、及び巴爾幹半島の三つである。此の三半島は地勢に於て孰れも一特色を備へて居る。西班牙半島は通じて殆んど一の高原地である。伊太利半島は一條の連峯の關節的連鎖地である。而して巴爾幹半島は即ち此の兩特長を兼有するものである。加ふるに海岸線の縦横に入込み、水陸の地形を利用し得るの大なる、即ち天恵の利澤に於て巴爾幹は三半島中に冠たるものである。唯だ巴爾幹半島に於ては、大山脈が蜿蜒長蛇の如くに塞勃の間を駛り、東折して黒海のエミネ岬附近に落つる外、アドリア海とエチアン海との間には數峯の屢屢縦横に連り、幾多の高原其の間に基布せられ、而して此に集散せる諸民族は地理的、歴史的關係よりして言語を異にし、信仰を異にし、習俗を異にし、利害を異にし、相侵し、相制し、雜然、紛然、喧々然と蠢動しつゝあるに於て、他の歐洲半島と儔を相異にするものがある。其の邦土の分合に至りては、古來更に紛雜を極め來つた。往古悉く土耳其の制御の下にあつた半島諸國は、一八三〇年以來大半其の羈絆を脱して或は獨立國となり、或は附庸國となり、一八七八年の伯林條約にて大分合は行はれ、後年ポ・へ兩州の併合、勃牙利の獨立、黒山國の陞格等で邦土の配置は次第に變遷し、國際的關係と國民的關係とは其の間に互に離合し、接觸し、衝突し、反撥し、一亂收まつて一騒起り、禍争鬪闘殆んど送迎に遑なきこと是れ既往數十年間の年中行事である。

巴爾幹の紀行や形勢を書いたものは世上既に汗牛充棟の姿である。故に私は之を反覆絮説するの要を認めない。唯だ後の巴爾幹半島に行脚せられんと欲する人々の爲めに道案内として一言したきは、同半島の東南面即ち塞、勃、羅、土諸國を巡遊するには、半島縦貫鐵道に依るとダニユプ河を航下するのと水陸二様の道がある。タニユプは歐洲二大河の一で、沿岸の風光亦頗る明媚と聞いて居る。汽船會社の案内書には勿論のこと、英人ジェロルトの『ダニユフ記』(W. Jerrold, The Danube)などを讀んで見ると、天下の勝景復たダニユフに若く所なきが如き感がする。そこで私は豫て一度は同河を航下して見たいといふ志から、今回(明治四十五年四月)巴爾幹旅行の發程に際し片道は之に依るの計畫を立て、見た。然るに船の各地發着時間が餘り善くない。維納の午前七時解纜、ブタペスト午後八時着は先づ可なりとし、ベルグラト着は翌夜の十時過ぎで、同地を發し匈羅の境であるオルソヅアに向ふのは拂曉の四時であるから少し早過ぎる。オルソヅアに着くのは其の日の午後三時十分で、此處で船を辭し直ぐ汽車で羅都に向ふのであるが、船のことであるから多少の延着は見ても置かねばならぬ。さうすると若し三十分も延着した場合には汽車の接續が極めて悪く、翌朝の九時何分までオルソヅアの一寒驛に滞留せねばならぬ、日取りの餘裕ない旅行には其れ丈無駄が出来る。そこで私は舟行は廢案とし、維納より陸路先づ羅馬尼に入り、コンスタンザより海路君府に渡り、更に陸路勃



牙利を経て塞耳比に入つたのが私の東部巴爾幹旅行路程であつた。塞勃土諸國を先にし海路羅馬尼に行くのも一方法で、多くの飛脚旅行者は此の道を取る。が君府には時々虎列刺やベストが流行し、爲めに君府よりの船は到着港の沖合で數日間檢疫繫留を仰付けらるゝこともあるから、時に依ると大迷惑を感じる。現に私は其の心配から、君府で海路希臘へ渡る計畫を急に中止したこともあつた。

## 第二十一章 羅馬尼と露國

羅馬尼國の見學を終へて昨朝(四月十五日)首都ブカレストを發し、昨午後コンスタンザに着いた。本日同港を後にして海路君府に向ふに付、茲に羅馬尼の紀事一篇を草して訣別の表敬に代へる。

史の傳ふる所に依ると、昔は羅馬帝國の末葉に方り、同帝國東境は往古慄悍の聞へありしダシヤ蠻族の侵略の爲めに少なからず惱まされたものである。羅馬帝トラジヤンは自ら大軍を率ゐて同蠻族を討ち、大に之を破り、其の功績に依つて同帝自らダシカス帝と稱するに至つたとある。其の後帝は東境の防備として千里の長城を築き、且ダニユブの北數十百里の間に屯田兵村を作り、本國よりの移住を盛に獎勵した。今の羅馬尼人は則ち當年の羅馬移民の後裔である。故に彼等は今日東歐スラヴ圏内に決まりて超然獨り羅匈民族に屬し、羅匈的言語を操り、羅匈的文明を誇りとし、首都ブカレスト

亦實に巴爾幹の巴里の稱がある。街衢の小奇麗なる點(但し停車場前道の猶太町は小奇麗でもない)よりのみならず、其の文明の系統に於ても小巴里と云へば云へぬでもない。

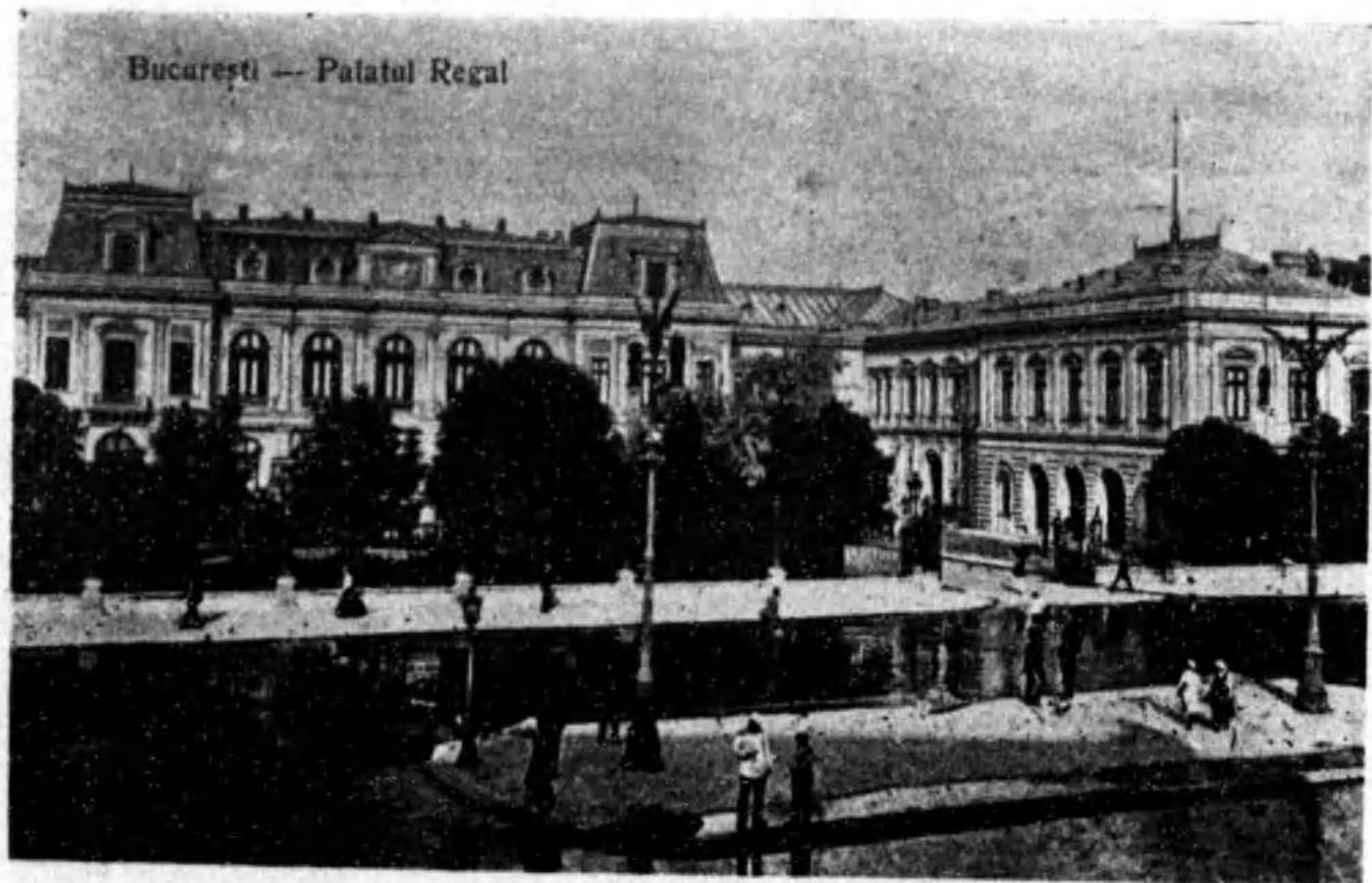
南北スラヴ族の間に介立する羅馬尼は、同時にスラヴ族と日耳曼族との間に位する緩衝地である。緩衝地なると同時に古來列強間の競争地であつた。羅馬尼は露國を東西に別ち、露土を南北に控へ、軍略上極めて樞要なる地を占め來れる所から、露土諸國は古より羅馬尼の地を其の手に割取せんと苦心し、殊に露國は夙に其の鋒鏖を現はし、一八三四年モルタヴィヤ及びワラキアの兩公國を合せて一となし、露國の一皇族を其の公位に封せんとしたが、列強の故障ありて果し得なかつた。降つて一八四八年、兩公國に革命的騷擾が起り、露土兩國は之に干涉して一時之を兩國の共同管治の下に置いた。クリミア役後、奈翁三世は兩公國を以て露國に對する防塞たらしめんと欲し、列國も亦兩公國の合一保全を以て利益なりと認めしたが、露國は之に異議を唱へ、關係列國亦利害を異にして相争ふこと數年の久きに亘つた末、一八五七年兩公國の國民會議は遂に其の合同を決議し、翌々五九年に羅馬尼なる一公國を構成し、同時にクラーザ大佐なる者選ばれて初代の羅馬尼公となり、アレキサンドル・ヨアン第一世と稱した。ヨアンは或は農隸を解放し、或は軍隊を改造し、施政上見るべきものも無いでなかつたが、兎角輿望を得ず、在位五年にして廢位せられた。當時羅馬尼の國情は紛擾相次ぎ、叛徒



四方に蜂起し、露國の對巴爾幹策は其の機に乗じて益々鋒鏖を現はさんとしたので、ビスマークは當時普魯西聯隊の一將校たりしホーヘンツォルン皇家の一王族カロールを竊に羅馬尼の公位に推し、羅馬尼をして公の統治の下に露國と巴爾幹との間に於ける一緩衝國たらしめんと畫策した。當時の羅馬尼は一體に親佛的空氣が満ちて居つた。而して公はホーヘンツォルン皇家の一族ではあるが、祖母は奈翁第一世の養姫ステファニー・ポーハルネーであるから、其の脈管には佛人の血あり、且加特利教を奉せらるゝ關係で、同國の國民會議にては公を君位に迎ふことに決し、其の表決をば國民一般の投票に附したるに反對二百二十四票、賛成六十八萬五千九百六十九票の大多數通過であつた。然るに露埃土の三國は公の羅馬尼に國君となるに極力反對したのみならず、當時巴里にて開催中の列強會議も、外國の皇族を羅馬尼の君位に迎ふるに反對すとの決議を爲せし程であつた。が奈翁三世が公に同情を有せしと、ビスマークは表面列國に歩調を合せて反對を聲言しつつ、内心は前述の如くに公を隱然推舉せし結果として、公は多大の抱負を持ち、欣然迎へられて君位に就いた。是れが現羅馬尼王カロール第一世である。彼れ當時玉算二十有七の未婚者であつたので、露國はせめては彼れに配するに自國の一皇姫を以てし、依つて以て其の勢力を羅馬尼の上に繋がんと計畫したが、是れ亦其の功を奏せず。踰へて三年。獨逸の一王族ウイード公の姫君エリザヘスは二十六歳の芳紀を以て彼れに嫁せ



(史女聲林) 妃スベザリエ 世一第ルロカ王國尼馬羅



宮 王 の 都 羅



四方に蜂起し、露國の對巴爾幹策は其の機に乗じて益々鋒鏑を現はさんとしたので、ビスマルクは當時普魯西聯隊の一將校たりしホーヘンツォルレン皇家の一王族カロールを竊に羅馬尼の公位に推し、羅馬尼をして公の統治の下に露國と巴爾幹との間に於ける一緩衝國たらしめんと畫策した。當時の羅馬尼は一體に親佛的空氣が満ちて居つた。而して公はホーヘンツォルレン皇家の一族ではあるが、祖母は奈翁第一世の養姫ステファニー・ポーハルネーであるから、其の脈管には佛人の血あり、且加特利教を奉せらるゝ關係で、同國の國民會議にては公を君位に迎ふことに決し、其の表決をば國民一般の投票に附したるに反對二百二十四票、賛成六十八萬五千九百六十九票の大多數通過であつた。然るに露國土の三國は公の羅馬尼に國君となるに極力反對したのみならず、當時巴里にて開催中の列強會議も、外國の皇族を羅馬尼の君位に迎ふるに反對すとの決議を爲せし程であつた。が奈翁三世が公に同情を有せしと、ビスマルクは表面列國に歩調を合せて反對を聲言しつゝ、内心は前述の如くに公を隱然推舉せし結果として、公は多大の抱負を持ち、欣然迎へられて君位に就いた。是れが現羅馬尼王カロール第一世である。彼れ當時玉算二十有七の未婚者であつたので、露國はせめては彼れに配するに自國の一皇姫を以てし、依つて以て其の勢力を羅馬尼の上に繋がんと計畫したが、是れ亦其の功を奏せず。踰へて三年。獨逸の一王族ウイード公の姫君エリザヘスは二十六歳の芳紀を以て彼れに嫁せ



世一第ルロカ王國尼馬羅



(史女聲林) 妃スベザリエ



București — Palatul Regal

宮 主 の 都 羅



られたり。妃には頗る詞藻に富み、夙に文壇の一異彩として世に知られ、林聲女史 (Carmen Sylva) の雅號で一層人口に膾炙して居られる。

當時羅馬尼には内憂外患交々臻り、國步極めて艱難の秋であつた。豫て覬覦を抱ける土耳其は、何時大軍を羅馬尼に進めずとも限らない。埃露兩國も亦共に其の機に乗して羅馬尼を侵略せすとも保し難き形勢であつた。然るに羅馬尼には之に當るべき軍隊なく、兵器彈藥もなく、國庫は殆んど空虚である。加ふるに近侍の臣にして不軌を抱き、公位を顛覆せんとの詭計を運らす者すらあつた。時偶々凶饑あり、蟲害あり、惡疫の流行もあり、其の責悉く新公カロールに嫁せられ、公を誹るの聲高く、甚だしきは公に對し公然罵嘲を加ふる臣僚すらあつた。公は即位後間もなく國民議會の起草せる憲法を裁可し、之に依つて言論集會信仰等の自由を國民に保障せられたが、由來羅馬尼には猶太族が跋扈し、多數の農民は猶太商の壓迫を受け、隨つて猶太族を嫌ふこと蛇蝎の如くであつたので、信仰の自由なるものは農民を始め非猶太族たる國民一般より却つて大非難を招くの奇觀もあつた。又公は普國軍制の長所を認め、普魯西式に則りて羅馬尼の軍制改革を行はんとしたるに、羅國民は公を以て徒に其の祖國に私するものと爲して之に服しない。其の後程なく普佛戰爭となつた所、羅國民の多數は佛國最負で、仲には佛軍に投せんとする者すらあつた。公は其の不可を説き、中立の要を論じた所、國



民は公を目して普魯西側に偏する者と爲し、遂には公を廢して共和政とすべしとの論議を公然主張する者すら出たので、公も愛憎をつかし、斷然高踏勇退の意を洩らされしこともあつた。去れど同時に公の苦境に對し同情を表したる者も少なくなかつた。公も其の忠誠に動き、退讓の意を翻して力を羅馬尼の爲めに盡すことに決し、愛國の志士カタルグイを擢んで宰相とし、議會をも改造し、漸くにして國民も公の施政に服するに至つた。公の最も力を注ぎたるは軍備の充實である。即ち即位の當時兵員一萬を出でさりし微々たる陸軍に漸次改善を加へ、常備の兵員を三萬に増し、兵器の供給、教官の備聘を普魯西に仰ぎ、銳意之が訓練に務めたる結果同國の陸軍は程なく巴爾幹半島に重きを成し、遂に七七年の露土戦争に於て其の名聲を中外に宣揚するを得たのである。

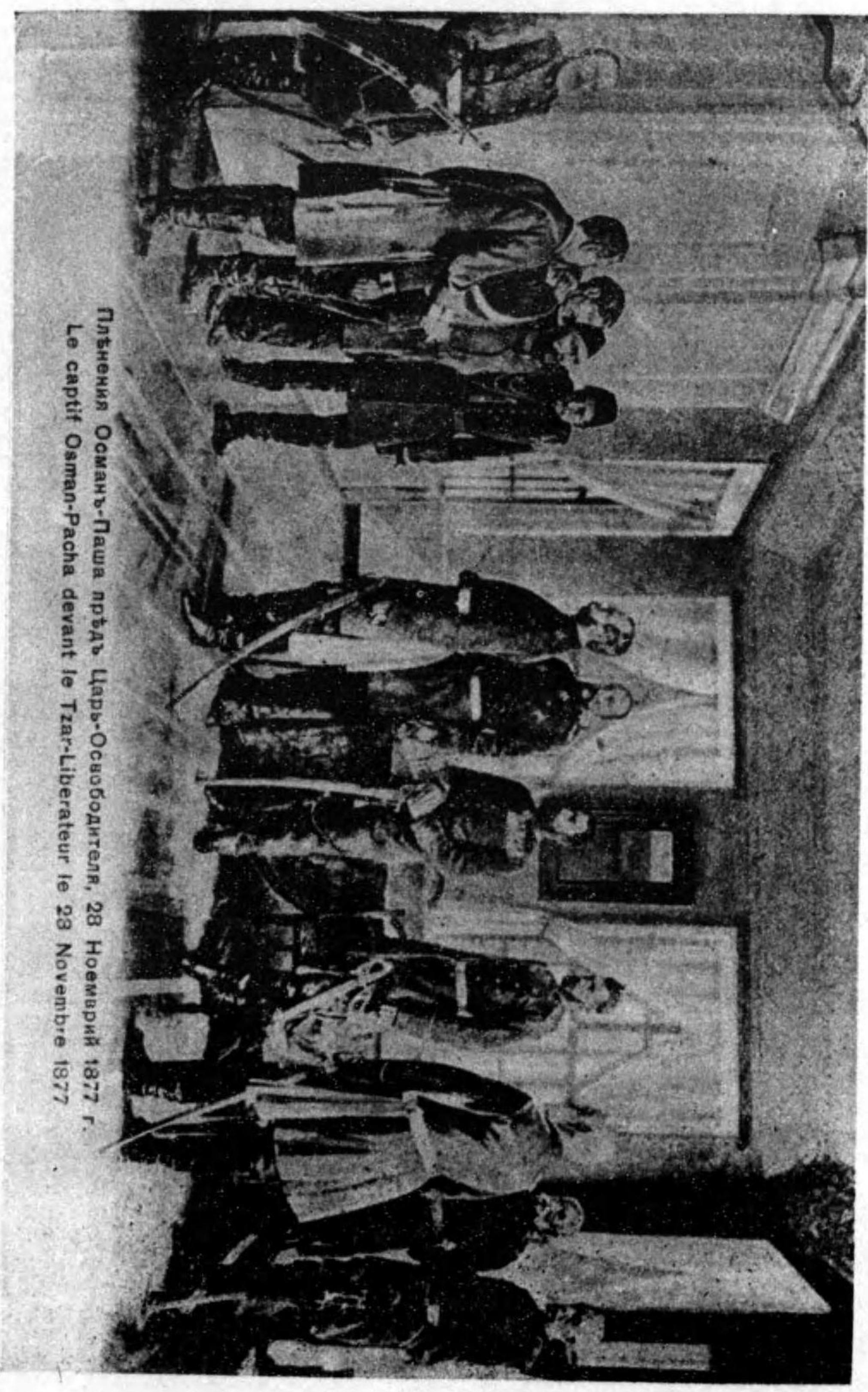
一八七六年露土開戦に先だち、公は列強に對し羅馬尼を中立とするの保障を求めた所、列強は之に耳を傾けなかつた。公は寧ろ此の際土耳其を伐つて其の勢力を挫き、羅馬尼の獨立自由を確保せんと決意せし折、恰も露國は道を羅馬尼に借りて土耳其を伐たんとした。公は露國と折衝を重ねたる末結局其の希望に應じた。而して程なく露土開戦となるや、公は土耳其に對する共同戦闘の相談を露國に試みた所、露國は冷然之を斥けた。ゴルチャコフのカロルに宛てたる同七七年五月十七日(二十九日)付書翰に「露國政府は羅馬尼軍の應援を要し不申候。露國が土耳其討伐の爲めに出動を命したる

軍隊は、其の目約を達する上に於て充分以上にして、日ならずして光榮ある終局を見可申候。若し露國政府に於て土國に對し攻勢を取るを以て名譽と思考せらるゝに於ては、其の攻勢動作たる如何なる場合に於ても露軍の一般計畫の實行上に妨礙となるが如きことなきを必要と致し候。露國の將來の命運は全然係りて露國の庇蔭の下に存する儀に有之」とあつた。即ち羅馬尼にして強ひて共同戦闘に加はらんとすれば、其の軍隊を全然露國の指麾の下に置くを要すとの意で、要するに露國軍隊の如きは、當時全く露國の眼中に無かつたのである。然るに愈々露土開戦となり、ブレヅナの役とるに迫りて露軍は大苦戦に陥り、光榮ある終局を見るか如きは容易でない。是に於てか露軍は曩の態度に打變り、荐りに公に應援を哀求し始めた、ブレヅナ役の第二回の退却後間もなく、即ち同年七月十九日(三十一日)、露軍の總司令官ニコライはカロルに宛て「土軍は最大兵力を以て我軍を苦境に陥れ候。貴軍は何卒我軍と共同敵對の措置に出でられ度、出來得べくんば土軍の南向をダニユフにて御喰止被下度」との書を裁し、諭へて八月に入り土軍は大舉して露軍をシブカ街道に壓迫するや、同月十日(二十二日)ニコライは更に「貴軍出動の時期如何。願くは迅速に出動せられ度。シブカ今や危し。八月九日朝以來數度逆撃を受け、戦鬪夜に入るも已まず」と報じ、辭を卑ふし百方カロルの出陣を促したるか如き、以て其の窮状を見るべきである。是れより先き羅馬尼が露軍の自國領内通過を許容する



や、土耳其は之を以て巴里條約違反と爲して抗議したが、其の效なきを見て即ちカロルの廢位を宣言し、且自國のダニユブ守備兵に令して對岸のカラファットを砲撃したので、公は之に應じて土耳其に對し開戦を宣言し、同時に五百年來の土耳其の宗主權を非認し、羅馬尼の獨立を中外に聲明した。而して露軍のブレヅナ及びエルツェルムに於て行惱み、荐りに羅軍の援軍を渴望するや、公は親ら歩兵二萬八千、騎兵四千を率ひてダニユブを渡り、ブレヅナの前哨にて豫て難攻不落の評ありしグリヅイツアの堡壘に迫り、九月十日突撃三回にて終に之を抜き、次て第二の堡壘を壓し、週日を経て又之を陥れ、ブレヅナの全要塞は十二月十日を以て全く羅軍の手に落ち、當年のステツセルたりしオスマンバシアは遂に劍を同盟軍の手に委した。此の役に於ける羅軍の功績は頗る大で、露帝も深く之を感謝し、其のヤシーに於てカールと相別るゝに際し、帝には固く公の手を握り、「羅馬尼國民は將來如何なる場合に於ても朕の同情と強大なる援助とを期待せられんことを希望す」と感歎に述べられた程であつた。

羅馬尼は斯の如くにして露軍を援け、土耳其を敗つて大に其の聲價を揚げた。而も講和の段となるに、小國の悲しさには戦果を戦勝に伴はしむるを得ず、幾分か骨折損をしたる姿であつた。初め羅馬尼が露軍を援けんとするや、國內には露國の從來の仕打に鑑み不賛成を唱へた者も少なくなかつた。



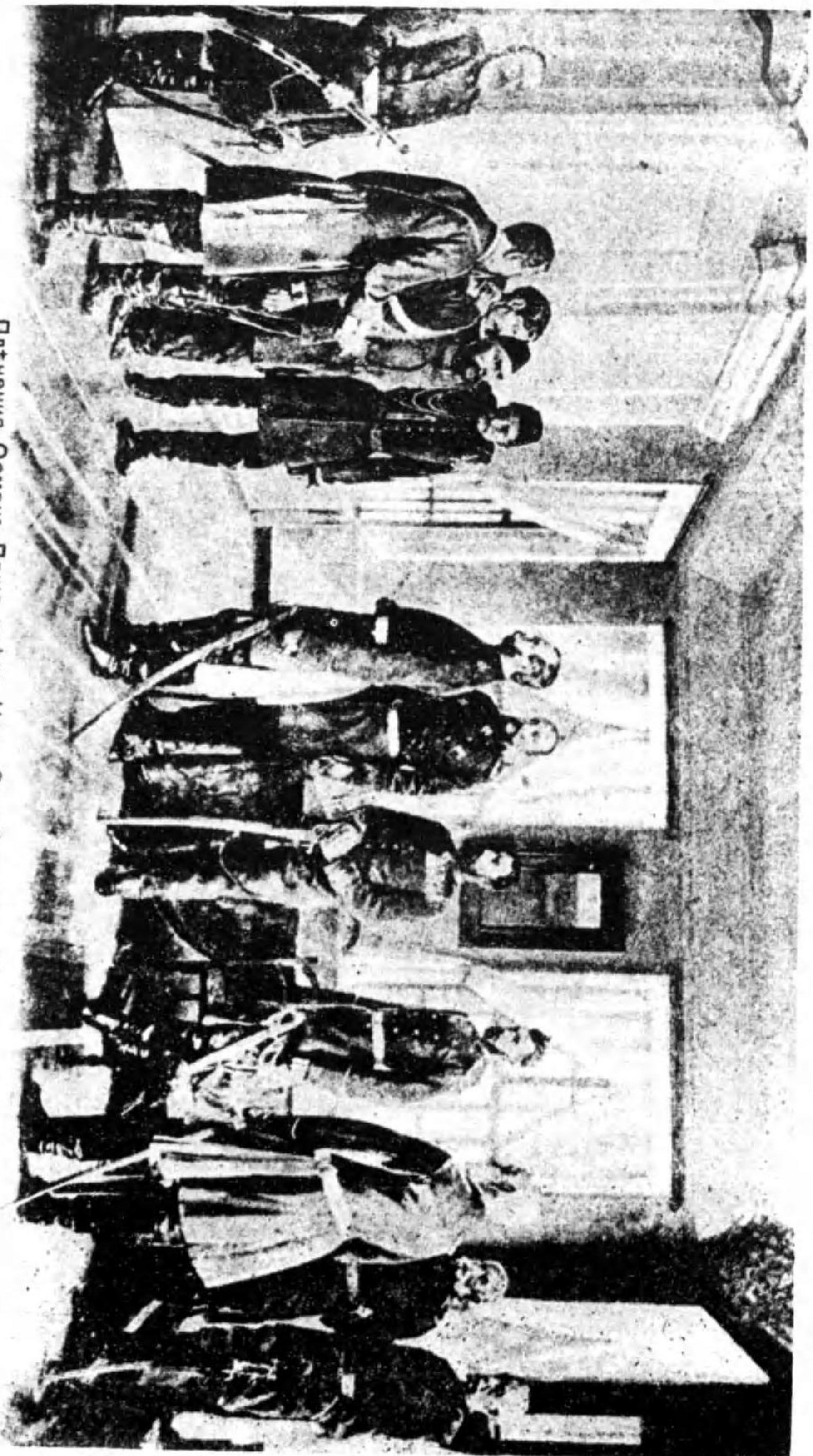
Пленение Осман-Паши при взятии Очакова, 28 Ноември 1877 г.  
Le capitif Osman-Pacha devant le Tzar-Liberateur le 28 Novembre 1877.

服降のオスマン



や、土耳其は之を以て巴里條約違反と爲して抗議したが、其の效なきを見て即ちカロルの廢位を宣言し、且自國のダニユブ守備兵に令して對岸のカラファットを砲撃したので、公は之に應じて土耳其に對し開戦を宣言し、同時に五百年來の土耳其の宗主權を非認し、羅馬尼の獨立を中外に聲明した。而して露軍のブレブナ及びエルツェルムに於て行惱み、忝りに羅軍の援軍を渴望するや、公は親ら歩兵二萬八千、騎兵四千を率ひてダニユブを渡り、ブレブナの前哨にて豫て難攻不落の評ありしグリヅイツアの堡壘に迫り、九月十日突撃三回にて終に之を抜き、次て第二の堡壘を壓し、週日を経て又之を陥れ、ブレブナの全要塞は十二月十日を以て全く羅軍の手に落ち、當年のステツセルたりしオスマンバシアは遂に劍を同盟軍の手に委した。此の役に於ける羅軍の功績は頗る大で、露帝も深く之を感謝し、其のヤシーに於てカールと相別るゝに際し、帝には固く公の手を握り、『羅馬尼國民は將來如何なる場合に於ても朕の同情と強大なる援助とを期待せられんことを希望す』と慇懃に述べられた程であつた。

羅馬尼は斯の如くにして露軍を援け、土耳其を敗つて大に其の聲價を揚げた。而も講和の段となるに、小國の悲しさには戦果を戦勝に伴はしむるを得ず、幾分か骨折損をしたる姿であつた。初め羅馬尼が露軍を援けんとするや、國內には露國の從來の仕打に鑑み不賛成を唱へた者も少なくなかつた。



Ливения Османъ-Паша прѣдъ Царя-Освободителю, 28 Ноември 1877 г.  
Le capitif Osman-Pacha devant le Tsar-Liberateur le 28 Novembre 1877



が幸にしてブレヅナの大捷があつたので、國民は舉げてカロールの勇斷を嘖々賞揚し、露軍の引揚げの途次ブカレストを通過したる際の如き、羅國民は熱誠を以て之を迎送した。然るにサン・スタファノ條約に於て土耳其は羅馬尼の獨立を公然承認するありしも、同時に他の一方に於て露國はドブルヤ地方を土耳其より獲得した。蓋し露國は土耳其が曾て露國より割取して後羅馬尼に贈與したるベッサラビア地方と是れとを後日交換せんと意思より割出した畫策に外ならぬ。而して此の交換は果然伯林條約に於て事實となつた。ベッサラビアは舊モルダヴィア公國の一部で、同公國の一八一二年に之を失ふや國民舉げて悲憤し、一八五六年の巴里條約で漸く其の一部を回復し得たのである。今や露國は土耳其との媾和成り、最早羅馬尼の援助を受くるの要なしと見るや、即ち此の方面に垂涎し、羅馬尼にして聽かずんば兵力にて之を奪取せんとの勢をだに示した。カロールは驚いた。公が一八七八年の一月、當時獨逸の儲君たりし先帝フリードリッヒに宛てたる書翰の一節に「聞く所に依れば、露國は巴里條約に依り羅馬尼の領土となれるベッサラビア地方を奪取せんと欲するもの、如くに有之、勿論是れは無根の蜚説なるべく、殊に露軍の過般の危殆に際し我軍の如何に之を救援するに全力を盡せしかに想到すれば、斯かる風説は到底之を信する能はず。加之ならず斯かる境界の變更は、ダニユブの河口が他國の手に落つるに於て明に獨逸兩國の利益に反すべきものと被存候。將た又露兵の羅國境內通過の件に關



する一八七七年の羅露條約の第十二條に於て、露國政府は羅馬尼の保全を支持擁護すべきを固く約束したることは炳乎として疑ふべくもあらず』と述べ、獨逸の同情と援助とを切に懇願する所あつたが、其れも效なかつたので、翌二月カールは特に外相コガルニツを露都に遣はし、往年のヤシーに於ける露帝の慇懃の辭に訴へて其の反省を求めしめた。去れど是れ亦效果を見ず。結局ドブルヤと交換的にベッサラビアを永遠に露國に割讓し、同國との境界を再びブルト河まで引下ぐるこゝとなつた。コガルニツは其の後倫敦にてヂスレリーに面晤した際、ヂスレリーは恩に報ゆるに仇を以てするは政治の常 (En politique, l'ingratitude est souvent le prix des meilleurs services) と諭して之を慰めたのは、蓋し外交界の真相を道破せる名言であらう。羅馬尼が右の交換に依つて得たるドブルヤ地方は阿土曼族、勃牙利族、羅馬尼族の雜住地で、地の肥瘠其の他の點に於てもベッサラビアに比すれば羅馬尼に取りては餘り有難くない所である。將た羅馬尼は南方に何ほごか領土を擴張せしも、是れ敢て露國より頂戴したのではなく、勃牙利の領土を割取したに過ぎない。要するに露國は後日伯林條約にて其の戰果を夥しく削減せらるゝに至つたは言ふ迄もないが、然し羅馬尼に比すると露國は比較的多く儲けた方である。且羅馬尼はベッサラビアを露國に割讓したる代償としてドフルヤを獲たが、之を獲るに方り羅馬尼は、軍事及び經濟上の理由よりしてダニユブ沿岸のシリストリアを自

國の領内に組入れんと欲し、列強の多數も之に對し異議を挾まなかつた。が獨り露國は、勃牙利は新興の國にして未だ兵力の見るべきものがなく、隨つて羅馬尼をして勃牙利に對する要塞を其の境上に設けしむるの要を認めずと稱して之に反對し、是れが爲め伯林會議に於て羅勃兩國の國境はシリストリアの東に劃定すべきこととなり、而して其の後國境劃定の踏査となるや關係列國委員間に劃定線に就ての意見合致せず、結局奧匈國の仲裁に依りシリストリア以東二<sup>キロメートル</sup>の地點を以て國境となすことに決せられ、斯くしてシリストリアは露國の指金に依り遂に同國の保護領視せる勃牙利の有となつたのである。然るに其の後勃牙利は巴爾幹半島隨一の強大なる陸軍國となり、國境の要塞も益々堅固に築造せらるゝことになつたので、曩にシリストリアを羅領とするに反對した露國の反對理由は消滅せし次第なるのみならず、羅馬尼は動もすれば此の方面より勃牙利の威迫を受くるを免れなかつた。元來シリストリア市其のものは無意味の一小市に過ぎない。去れど同市は南北に各二個の丘岡を負ひ、其の丘岡が南北相對して自然に勃羅兩國の砲壘となつて居る。羅馬尼は同市附近に橋梁を架し、ダニユブ以南の自國領土と連絡を計るの軍事及び經濟上極めて必要なるを夙に認め來つたが、而も其の橋梁は事あるの際には直に勃牙利の砲壘より一發の砲彈で破壊せらるべき威迫の下に立つて居るから、其の危險に慮りて架橋工事は之を行ふに至らない。是に於てか羅馬尼は同市と併せて其の二丘岡



を自國の手に收め、此處に橋頭堡を築き、以て勃牙利に對する要塞を固めんとすの計畫を多年抱いて居る。然るに羅馬尼が依つて以てダニユブを制せんと欲したる此のシリストラ市附近の要地は、露土戦争の結果として突如現はれ來れる勃牙利の領有に歸し、之に依つて露國は勃牙利をして南面より羅馬尼を威迫せしめ得る位地に立たしめた。是に至りて羅馬尼は勢ひ露勃兩國、殊に露國に對し慊焉たらざるを得ない。而して其の結果として遂に露の擬想敵國に頼らざるを得ざるに至つた。ピスマークの如きは夙に勢の此に至るべきを見抜いたが故に、伯林會議に於ても故更ら羅馬尼の肩を持たなかつた。是れ一は露國に遠慮したると一は之に依つて羅馬尼の露國に對する怨恨を深からしめ、羅馬尼をして自然に獨逸に頼らざるを得ざるに至らしめんとすの狡猾なる見地に出たのであること説くまでもない。況してカロールの本來獨逸の王族たり、普魯西の將校たりし關係より、さなきだに日耳曼主義に偏倚し易きに於ておやだ。カロールの親獨的態度は亦當然親獨的態度とならざるを得ない。去れば獨逸同盟の肝煎たりし塊のアンドラシーが一八八〇年四月二十一日付にてカロールに送れる書翰中にも「外臣竊に以爲く、羅塊兩國の最も重要な利害は正に相合致し、其の間に相異なるものあるを見ず。外臣今や職を去り、言論の比較的自由を得るに至れるを機とし、茲に忌憚なく卑見を開陳せんに、羅塊兩國は其の各自の利益と且歐洲の利益とに鑑み、相結んで東歐の斯拉グ勢力の浸進に對する有力なる

障壁を形成するの要ありとす。南北兩斯拉グ族の合體を阻止すべきは實に羅塊兩國の共同任務たり。此の方針に乖離するに於ては塊匈國は幾多の危険を招き、羅馬尼は其の存立を危ふするを免かれず。外臣在職中に執りし方針の主要動機は羅塊兩國の利害は相一致すとの信念に外ならず。思ふに塊匈同盟は一日の故に非ず。其の同盟の範圍は専ら自然の危険に對する自然の防衛にあり。其の目的は塊匈兩國の露國より攻撃を受くる場合に處して共同之に當るにあり。羅馬尼は外臣の所見に依れば塊匈同盟の客將たるの希望を有せらるれば可なるべく、即ち露國より攻撃を受くる場合には塊匈同盟に相頼るべしとの聲明を爲せば足れり。此の聲明は塊獨兩國を無形的に羈束すべく、塊獨兩國は伯林條約の保障者たるに願み羅馬尼の此の聲明を無視せざるべく、又無視する能はざるものとす」とある。落花心あり流水豈に情なからんやで、羅馬尼たるもの遂には心動き、漸次三國同盟の憲兵と稱せらるゝに至り、而して三國同盟側に於ても平時十萬、戰時五十萬の精銳を有する羅馬尼を藐視せず、其のブカレストに派遣する使臣の如き、執れも第一流の輩を選抜し、例へば獨逸よりはピユローの如き、故フォン・キダーレン・フエヒターの如き、塊匈國よりは故ゴルチヨウスキの如き、エーレンタールの如き、バラグイシニーの如き、又伊國よりはトルニエリーの如き、同盟三國に於て後日外相として腕腕を揮へる有爲の外交家は、多くブカレストの舞臺を一度踐み來らざるはない。而も輒近露國の羅



馬尼の歡心を求むるに汲々とし、種々好意を以て羅馬尼に對し來つたので、其の勢力は漸くブカレストに延び、是れと反比例に奥匈國の勢力は稍、減退の姿を呈し、殊にトランシルヴァニア地方に於てマギヤール族の羅馬尼族をば多年壓迫し來りし結果として、少なくとも匈牙利に對する羅馬尼の感情は近來決して良好とは云へなくなつて來た。奥匈國は之を憂へ、此の形勢を一變せしむるの要を認め、奥老帝には最近時特に在ヘルマンスタッド第十二軍團長に命じ、親しく往いて羅馬尼王に敬意を表せしめ、又同時維納に來りし羅國外相マイオレストクを特別に引見して懇切なる待遇を與へられたるが如き、以て如何に近來奥匈國が羅馬尼との親交を温め、之を維持せんとするの情に切なるかを見るべきである。

兎も角も羅馬尼は、往年の露土戰爭に於ては前述の如く露軍の爲めに聊か火中の栗を拾ふの苦役を相務めたが、而も他の一方に於て、該戰爭の結果として獨立の公認といふ最大の儲物を獲た。國民の多年の抱負は之に依り實現せられた。次で一八八一年の三月國位の陞格あり、カロールは茲にブレブナの役に於て土軍より分捕つた砲身の一片にて新に造りし鐵の王冠を戴き、國民の輿望を負ひ新にカロール第一世王と稱せらるゝに至つたのは、畢竟往年のブレブナ役の賜である。大小の差はあるけれども、恰も獨逸帝國の祖業と均しく、羅馬尼の獨立と王格とは鐵と血とに依つて得たのである。爾來羅馬尼

の國運はカロール王の統治の下に駭々として進みつゝある。一時は對露關係上より國力を軍備の擴張に傾倒したる時代もあつた。露境に面するセルト河の沿岸は勿論、國都ブカレストの周圍約二十里内外は、今でも大小三十有餘の要砦砲壘球數の如くに相連なつて居る。羅國政府は此等砦壘の築造に既往一億圓以上の金を掛けたさうである。が今日では當局有司も其の愚を悟りし由にて、偏武主義は漸く之を捨て、専ら生産的經營に力を盡すの方針であるらしい。羅馬尼は元來が富める國である。汽車の窓から見渡す限りに於ても沃野千里、農事は尙ほ幾らにても開拓の餘地ありと思はれる。殊に其の天富源たる石油採製業の如きは輒近長足の進歩を爲し、現下同國は石油產國として世界の第五位を占むる迄になつた。



第二十二章 土耳其の政治

第一節 現帝メーメッド第五世

土國現帝メーメッド第五世は、去一九〇九年（明治四十二年）四月の第二次革命の結果として即位せられた方である。即位以前即ち廢帝アブドル・ハミッドの在位中は、帝には丸で幽囚の身で在らせられた。帝の如何なる人なるかは、其の多年全く社會と隔絶し、帝は社會を見ず、社會も帝を見ること無かつたので久しく疑問であつた。約まり浮世に接觸せられなかつたから、賢不肖共に世は其の真相を解する能はざる譯であつたのである。蓋し帝は其の儲君時代にありて二十年の久しき、其の兄たる廢帝の探偵政治の一標的であつて、常に深宮の裡に鎖され、自ら宮外に出づるを得ず、又人の儲君に謁するをも許されず、世界と全く交通遮断の下にあつた。何故に皇弟の尊きを以て斯く世と隔絶の境遇に置かれしかと云へば、廢帝其の人の陰險で且帝位覬覦の心配から起る猜疑心に由つたのは勿論であるが、又一は同國古來の皇位繼承令が自から之をして然らしめたのである。といふのは、土耳其では皇位は之を皇兄弟に傳へ、皇弟又は皇兄あらざるとき始めて皇長子に傳ふといふのが古來の繼承法である。此の繼承法は、皇位を我が愛兒に傳へんと欲する普通の人情と兎角衝突するを免れない。我



世五第 ボツメーメ帝現



ボツミハ・ルトニア帝廢



## 第二十二章 土耳其の政治

### 第一節 現帝メーメツド第五世

土國現帝メーメツド第五世は、去一九〇九年（明治四十二年）四月の第二次革命の結果として即位せられた方である。即位以前即ち廢帝アブドル・ハミツドの在位中は、帝には九で幽囚の身で在らせられた。帝の如何なる人なるかは、其の多年全く社會と隔絶し、帝は社會を見ず、社會も帝を見ること無かつたので久しく疑問であつた。約まり浮世に接觸せられなかつたから、賢不肖共に世は其の真相を解する能はざる譯であつたのである。蓋し帝は其の儲君時代にありて二十年の久しき、其の兄たる廢帝の探偵政治の一標的であつて、常に深宮の裡に鎖され、自ら宮外に出づるを得ず、又人の儲君に謁するをも許されず、世界と全く交通遮断の下にあつた。何故に皇弟の尊きを以て斯く世と隔絶の境遇に置かれしかと云へば、廢帝其の人の陰險で且帝位覬覦の心配から起る猜疑心に由つたのは勿論であるが、又一は同國古來の皇位繼承令が自から之をして然らしめたのである。といふのは、土耳其では皇位は之を皇兄弟に傳へ、皇弟又は皇兄あらざるとき始めて皇長子に傳ふといふのが古來の繼承法である。此の繼承法は、皇位を我が愛兒に傳へんと欲する普通の人情と兎角衝突するを免れない。我



世五第ドツメーメ帝現



ドツミハ・ルトゾア帝廢



が愛兒に皇位を譲らんと欲せば、皇兄弟の死滅するを待たねばならぬ。一寸死滅しさうもないと見れば、手を下して形付けて了はねばならぬ。さもなくば之を幽囚し、之を廢人か狂人にして了ふの外はない。是れが古來土耳其の宮廷内に於て行はれたる暗闘の殆んど千篇一律の筋書である。去れば廢帝の世に於て、宮中に幽閉の身となつた者は獨り現帝のみでなく、廢帝の兄で在位三ヶ月にして廢位となつたムーラード第五世も、廢位後死に至るまでの二十八年間、亦其の弟たる彼れ廢帝より幽囚の境涯に置かれたのである。廢帝其の人と雖も亦元は矢張り然りで、其の前々の皇帝アブドル・アデスの時代には、兄と共に十有餘年間も座敷牢の苦き經驗を嘗めたのである。是に於て凡そ皇兄弟たるものは、皇帝に實子ある以上は、多くは斯かる苦しき破目に陥らざるを得ざる運命にある。

去れば現帝メーメッドには、廢帝の在位中は全く幽囚の境遇で、其の身邊を取巻く者は廢帝の間諜のみであつた。偶々廢帝の特許で車馬を禁苑外に驅ることあるも、左右前後悉く騎馬探偵にて包まれ、瞬時も行動の自由を得ない。行人の帝に向つて敬禮する者あれば忽ち捕へられて投獄となり、甚しきは帝の御用仕立屋に衣服を註文せし客人にして、其れが爲め注意人物と認定せられて追放の刑に處せられた者もあつた。帝は嘗に世間と顔を合すの機會を許されなかつたのみならず、兄弟同志も全く別人の間柄で、十數年間會て皇兄に謁することすら相叫はず、寧ろ仇讎同様の關係であつた。斯かる歴



史であつたから、皇兄アブドル・ハミッドは其の退讓に際し、帝より竹篋返しに何か怨訴でも出はしまいかと痛く心配顔にてあつたさうであるが、扱も愈々兄弟の會見となつた時、弟君の態度頗る慇懃で、廢帝に向つて霽然嬉々の情を表し、胸中何等蟠る所なきが如くであつたので、廢帝には勿論列席の面々孰れも坐ろに感賞措く能はざりしとの美談もあつた。帝は幽囚の境遇に處し常に自ら愚を衒ひ、深く己れを韜晦せしめ居られたので、近侍の心ある輩は帝の態度に對し衷心賞嘆を禁じ得なかつたとの話である。のみならず帝即位後の態度に就ても、亦感すべき點がある。第一、帝には政争の上に超然として居られる。固より革命後の土耳其であるから、民権の鼻息は荒く、拙に手を出し兼ねる事情も大にあるであらうが、帝に於ても能く其の邊の呼吸を吞込まれ、超然立憲國の君主の態度を持し居らるゝやうである。革命後の土國の政界は決して平穩でなく、議院の内外常に政争の絶へざる始末である。が即位後數年の今日に至り未だ曾て累の帝に及んだことを聞かない。此の點は革命前の土耳其と今日の土耳其とを比較し著しく目に映する所で、時勢の推移とはいへ復た以て現帝と廢帝との性情の異同を見るべき資料であらう。殊に廢帝には在位三十有餘年の久しき、曾て君府城外に殆んど一步を出でざりしに反し、帝には即位後二年ならざるに國內の巡幸既に四回に及び、殊に一九一一年(明治四十四年)六月の馬世土尼州各地の大巡幸の如き、帝は之に依り地方民情を親しく洞察せられ、民

衆は親しく帝の徳を拜するの機會を得、其の土國の内政上に及ぼせる好影響は確に尠少なざりしと聞き及んだ。

去れば帝の代となりて以來、土廷の治績に幾分の見るべきものあるに至つたのは掩ふ可らざる事實である。少なくとも君府に於ては、幾多改善の廉あるを認むるに於て何人も躊躇せざる所である。曾て舊政治代の土耳其を觀、其の後更に革命後に君府に遊んだ者は、孰れも往昔の探偵政治、信書々藉の檢閲、警吏の誰何、犬族の横行等を追想し、新政治の成績を或程度まで認めざるはない。私も土京に行つた際、先づ以て税關吏の聞きしに勝る丁寧、簡單、迅速なるに驚き、時は恰も伊國との開戦中で、殊に伊國艦隊のダルダネルスを砲撃し、人心洶々たる際であつたにも拘はらず、信書電信の發受到何等故障なく、停滯なく、交遊來往に何等密偵より追尾せらるゝなく、山に登るも海に遊ぶも自由自在なりしに驚き、新聞の記事論調、書籍の刊行販賣に何等檢束なきに驚き、往年の第二次革命以來引續き依然戒嚴令施行中であつたにも拘はらず、歩哨衛兵などの更に目障りとならざるに驚いた。尤も土國政府にても、統一進歩黨にても、當時尙ほ盛に探偵政治を行ひつゝあつたのは事實であるから、意外の所に意外の密偵が尾行して居らぬとも限らなかつたが、是れは主として同國人間の話で私等に對するのではない。縦し私等も其の動作を探られ居りしとしても、氣のつくほど五月蠅く附卷かれた



のでないから、別に苦情の種とはならない。要するに専制、壓迫、擅恣、騷擾、其の他從來土耳其の腐敗を形容し來れる種々の不平文字は、殆んど其の痕跡を留め居らざるが如くに感せられた。固より是れは皮相のみの觀察である。去れど憲政復興以來兩三年の間に、土耳其が少なくも其の體裁丈けでも既に幾分改善の實を擧ぐるに至つたのは、何人も拒まざる所であらう。

## 第二節 憲政の前途

けれども仔細に土耳其の憲政運用を覈査すれば、如何に最負目に觀るも、其の前途は容易に樂觀を許さざるを奈何と謂はざるを得ない。私は一日土耳其の議會を傍聽して議政の模様を目撃し、又二三の同國政治家の所見を叩き、新聞紙の政治論を閲讀し、同國の憲政の實は木猴にして冠するの甚しきに驚かざるを得なかつた。勿論憲政の發達には孰れの國も皆同様の徑路を履み來らざるはなく、土耳其と雖も今後藉すに相當の日月を以てすれば、其の憲政に尋常の發達の見るとは必しも不可能とは謂へない。唯だ土耳其の爲める憂ふべき當面の缺陷として私の感じたのは、第一は人材の缺乏である。廢帝アブドル・ハミッドは専制君主に有勝ちの人材嫌ひであつた。國家有用の器が出ると、何とか理屈をつけて國外に放逐するか又は潜に之を殺害して了つた。憲政復興後に於てすら、高材逸足の士は

概ね危険視せられ、或は國外に逐はれ、或は暗殺に遭ひ、或は隠れて山野に退くの安全なるを見るの狀態であるから、有爲の輩も其の驥足を伸すの自由がない。故に既往數十年間、土耳其には慷慨悲憤の憂國家は夥しくあつたが、識見あり實力ある社稷の臣なるものは極めて稀れである。革命後の新政府を組織したる要路の有司の如き、行政上の手腕閱歷に至りては殆んど皆無と評すべきであらう。當年の大宰相ハツキー・パシアは、曾て市俄古博覽會の土耳其委員を勤めし以外に格別の經歷あるを聞かない。大藏大臣として一時評判ありしジャヰイト・ペーは、其の就職前には低度の一學校の教員に過ぎぬ。土耳其政界の花役者として聞こへ、幾びか廟堂に立つたタラート・ペーは、革命の時までは月給四十圓の電信技手であつた。其の他の諸大臣及び今日土耳其で人物とが有力者とかいふものは、之を數十年前の人々に比すれば孰れも二流三流の徒に過ぎない。地方牧民の官吏に至りては更に甚しく、唯だ地方黨派の傀儡たるに止まり、行政上の才識手腕に至りては殆んど見るに足るものなしといふが如き有様である。

第二は軍人の政狂である。土耳其は既往十數年來、人材は(若し人材なるものありとせば)多く集まつて軍人社會にある。軍人間には他の社會に比し幾分傑出せる人物があつた。今日土耳其の將校中には、多年獨逸に隊附を爲し、本式の教育を受けた者百五十名内外居るさうである。又獨逸に留學せざ





(相陸に後) 長岡軍三第  
アシハ・ドツケザエシ・ドームマ

る迄も、土耳其に奉職の獨逸將校なり、將た獨逸に留學せし土耳其將校なりの訓練を受けたる將校は五六千人から居るさうだ。土耳其は實際軍人にて成れる國で、現に君府に於ては、街頭一步必ず軍人に出會はざるはない位である。私の君府に行つた折には、一は戦時の爲めでもあつたらうが、軍人の往來特に頻繁に見受けた。昔は君府を犬の都會と稱したが、當時は君府は確に軍人の都會であると感じた。土耳其では、將校は豫備でも後備でも、居常軍服用が普通ださうだ。仲には軍服を着用するも劍を帯びない將校をも澤山見受けた。是等は多く豫後備の輩であると聞いた。兵營も極めて多い。宏壯なる建物は概ね兵營に非ざるはなしだ。君府は實に軍人の天下である。斯く軍人の頭数は多いから、仲には屑もある代り又仲には英物もある。而して他の社會は碌々たる斗管の輩のみであるから、自然土耳其の粹は集まつて軍隊にありと稱せらるゝに至つたのである。斯くして土耳其では、社會の他の方面は一向進まずして軍人のみ進み、軍人本位の天下となり、國家の大本は顧みられずして鎧兜の道具建のみが立派になる。其の結果はいざ鎌倉といふ場合に肝腎の鎧兜が用を爲さず、何時の間にか中が腐つて居る始末である。國を擧げて兵隊屋と爲したがるものは、眞に取つて殷鑑とすべきである。土耳其は其の本を治めずして徒に末に走り、軍人萬能の天下を作つた結果として、政治は漸次軍人の手に移つた。往年の革命も軍人の御機嫌を取損こねたのが導火線である。廢帝アブドル・ハミッドの時





Mahmoud Eloufi

1909

le 15 décembre 1909

1909

(相陸に後) 長團軍三第  
アシハ・ドツケヴエシ・ドムマ

る迄も、土耳其に奉職の獨逸將校なり、將た獨逸に留學せし土耳其將校なりの訓練を受けたる將校は五六千人から居るさうだ。土耳其は實際軍人にて成れる國で、現に君府に於ては、街頭一步必ず軍人に出會はざるはない位である。私の君府に行つた折には、一は戦時の爲めでもあつたらうが、軍人の往來特に頻繁に見受けた。昔は君府を犬の都會と稱したが、當時は君府は確に軍人の都會であると感じた。土耳其では、將校は豫備でも後備でも、居常軍服用が普通ださうだ。仲には軍服を着用するも劍を帯びない將校をも澤山見受けた。是等は多く豫後備の輩であると感じた。兵營も極めて多い。宏壯なる建物は概ね兵營に非ざるはなしだ。君府は實に軍人の天下である。斯く軍人の頭数は多いから、仲には屑もある代り又仲には英物もある。而して他の社會は碌々たる斗管の輩のみであるから、自然土耳其の粹は集まつて軍隊にありと稱せらるゝに至つたのである。斯くして土耳其では、社會の他の方面は一向進まずして軍人のみ進み、軍人本位の天下となり、國家の大本は顧みられずして鎧兜の道具建のみが立派になる。其の結果はいざ鎌倉といふ場合に肝腎の鎧兜が用を爲さず、何時の間にか中が腐つて居る始末である。國を擧げて兵隊屋と爲したがるものは、眞に取つて殷鑑とすべきである。土耳其は其の本を治めずして徒に末に走り、軍人萬能の天下を作つた結果として、政治は漸次軍人の手に移つた。往年の革命も軍人の御機嫌を取損ねたのが導火線である。廢帝アブドル・ハミッドの時



代に於て軍隊の風紀は衰へ、情實纏綿し、實力ある者も驥足を伸ばす能はざりしより、少壯有爲の將校間には不平不満の氣鬱勃として禁する能はず、即ち革命黨に對する厚き同情となり、茲に統一進歩黨は多年の宿望を成就し得た譯である。軍人微つせば往年の革命は其の成功覺支なく、又軍人が革命に加はれりとのことを目撃せしに非ずんば、彼れアブトル・ハミッドも統一進歩黨の言ふが儘にはならなかつたと思ふ。殊に第二次革命を抑へつけ、帝位廢立の斷行を爲さしむるに至りたるは、時の第三軍團長マームード・シエウケッド・バシアと其の麾下の輩の與つて力ありしこと誰れも知る所である。將軍は『朝日』の素川君が板垣伯と長岡中將とを捏交せた如き容貌の人と評したのは眞に適評で、慄悍の氣眉宇の間に溢れ、馬でいへば確に悍馬といふ所である。此の悍馬が新政府の中心となつた。随つて新政府の權衡が益々偏武主義に傾いたのは、免れ難き趨勢であつたのである。殊に革命後間もなくボ・ヘ兩州事件や勃牙利獨立問題で土耳其は強兵主義の必要を適切に感じたから、軍人の鼻息は一層荒くなり、政治の中心は軍人に移り、議會の動力たる進歩黨の幹部も亦軍人に依りて占められ、政治運動の前に軍紀風紀を紊するも之を抑止するに由なく、軍人は政見の異同に依りて相闘き、朋黨の軋轢滔々風を爲し、其の弊や遂に牢乎として抜く可らざるに至つた。心ある者は之を慨し、殊に革命當時進歩黨の一領袖であつたサヂック・ペー大佐の如きすら、曾ては自黨の機關紙『タニン』に於



て『軍隊は憲法の擁護者たると同時に須らく政争の圏外に立ち、殊に個々の政客と結托するが如きは断じて避けざる可らず。軍隊は軍紀を維持する上に於て政黨首領の爲めに願使せらるゝ器械となる可らず。又將校が黨の代議員となることも断じて廢せざる可らず。自分は黨の責任ある代議員として働かんが爲めに今や軍職を辭すべし。政治に關與せんと欲する將校は須らく我が爲す所に倣ふべし』と論せし程で、決まり切つたる平凡の論ではあるが、亦以て進歩黨彼等自身に於ても既に其の弊を自覺し來りし一證と見るべきである。去れば土廷も翌一九一二年三月の改正新聞紙法に於て『凡そ將校は現役は勿論、豫備後備の者と雖も、政治上の意見を新聞紙に公表するを得ず。犯す者は一週間以上六ヶ月以内の禁錮に處す』との規定を設くるに至つた。が而も畢竟紙上一片の規定に過ぎずして、事實に於ては軍人の政狂は依然已まない。一朝外と事を構ふる日には、其の弊は適切に立證せらるゝことと思ふ。

第三は財政の困難である。土耳其の財政困難なるものは何人も想像し得る所であるが、其の如何に困難なるか、財政状態は自體如何なるものなるかは一應の説明を要する。土耳其の財政紊亂し、歲計累年不足を告げ、重なる歲入の悉く國債の擔保となれるは今に始まつたことではなく、遠く歴代の稅政の結果である。殊に往年の革命以前にありては、財政に宮中府中の區別なく、國家須要の事業は荒廢

に附しながら、帝室は間牒費として年々百五十萬リラ(千二百萬圓)の巨額を支出して惜まざりしが如き、以て其の一斑を推知し得べきである。曾て一八七八年の頃、土廷は財政改革に志し、顧問を英國より聘用せんとし、英國政府は内意を前埃及統監のクロマーに傳へたるに、クロマーは自分は諾否を表するに先立ち、土帝は皇室費を別定嚴守するに意あるや如何を豫め承知したと述べ、事は其の儘に廢棄となつたとのことである。去れば當時國庫は常に窮乏を訴へたが、宮中は相應に富み居りしものゝ如く、現にアブドル・ハミッドの廢位の際、宮廷内には金銀財寶少なからず蓄積せられありしを發見したとの話である。けれども此の金銀財寶は、當時擧げて掠奪分捕の運命に遭ひ、國庫には更に入らなかつた。舊時は暫く措き、革命後の同國の財政景況に就て其の一斑を述ぶるに、一九一〇年(明治四十三年)の三月、新政府の始めて議會に提出したる同年度の豫算(其の以前には土廷は豫算を公表したことが無い)に依れば、歲出は大約三千三百萬リラ(二億六千四百萬圓)、歲入大約二千二百萬リラ(二億七千六百萬圓)で、即ち千百萬リラ(八千八百萬圓)の歲入不足とあつた。歲入科目の重なるものは、第一は農産物及び鑛産物に對し從價一割を課する什一物産稅で、其の額は總歲入の大約二割五分である。次は關稅及び移出入稅で、大約一割七分に當る。其の次は地稅で、地價一割を普通の稅率とし、其の收入は總歲入の一割強とある。降つては羊稅、鹽稅、煙草稅、兵役免除稅以下十



數種の雜稅及び官業收入等がある。多年誅求苛政の結果民力は疲弊し居るが爲め、右の諸稅は決して輕少とは謂へない。關稅々率は從價一割一分を限度とし、列國の同意なくんば増率することが出來ない。土廷は豫て之を一割五分まで引上げんと欲し、既往數年來列國政府に對し之が内交渉を試みしが、英獨兩國は曩のバクダット鐵道に關する土廷との談判の際に於て、佛國は土國前藏相チャヰット・ペーの巴里訪問の際に於て、埃國國はボ・ヘ兩州併合の際に於て、孰れも他國の同意を條件として之に承諾を與へ、露伊兩國も亦格別の異議ありとも見へぬから、土耳其の關稅率引上げの希望は早晚之を貫徹し得るに至るやも知れない。尤も前記歳入諸科目より來る收入も、其の全部が國庫に入るといふのではなく、列國委員の主宰する國債整理局の手に移るものが少なからずある。國債整理局は土廷に對する各國債權者の利益を代表する當該各國政府の要求に依り、一八八一年（明治十四年）の末に創設せられたる露土戰爭の副産物で、英佛獨伊埃五ヶ國より一名宛、土國內債權者の代表者一名、優先債權の代表者一名、合計七名の委員を以て組織し、鹽稅、酒稅、印紙稅、漁業稅、絹織物稅、煙草製造特許金、貢納金等の收入を管理し、國債元利の償還仕拂を處理するの任務を有し、全國に七百有餘の支局及び出張所と五千有餘名の職員を置き、陰然土耳其の中央及び地方の財政を監督し、大藏省以上の大藏省なること恰も往昔の朝鮮に於ける總稅務司廳に似たものである。土耳其政府は累年歳入

の缺陷を國債にて慎補するの惡弊骨髓に滲込める結果として、國債の負擔は頗る嵩み、加ふるに軍費賠償金、未償却鐵道債券、銀行借入金、其他政府の債務に屬するものも少額でない。此等を加算すれば、廣義の公債なるものは新政府の成立當時大約一億三千萬リラ（十億四千萬圓）となる。随つて此等公債元利の償還仕拂は、軍事費と相竝んで歳出科目中の兩大關で、孰れも總歳出額中の約三分の一宛を占めて居る。公債と軍事費とで總歳出の三分の二を呑むのであるから溜まらない。産業、教育、通信、其餘諸般の政務の振はざるは怪むに足らぬのである。而も青年土耳其の新政府は、幾多行政上の新施設をやらすには行かず。特に軍備の充實擴張は新政府の立場として、軍人に對する手前として、是が非でも之を實行せねばならぬ。けれど無き袖は振るに由なく、而も無き袖を無理に振れとの注文であるから、如何なる巧妙の手品師を雇ひ來るも、矢張り借金政策以外に種のあるべき筈がない。同一〇年の囂しき土耳其借款問題の起つたのも是れが爲めである。同年度の財政の遺繰りは此の借款成立に依つて彌縫するを得たが、其の次年に至るも彌縫は依然之を繰返さざるを得ない。翌一九一一年の二月、時の土國藏相チャヰット・ペーの議會に於て爲せる財政演說に依れば、同年度の歳入は二千八百八十萬リラ（二億三千萬圓）、歳出は三千四百五十萬リラ（二億七千六百萬圓）で、歳出科目中陸海軍軍事費は大約一千三百萬リラ（一億四百萬圓）、即ち總歳出額中の四割弱に當るのである。歳出に對す



る歳入の不足は國債で補充する計畫で、常に同年度のみならず引續き兩三年間は、其の不足は國債で補充する考なりとあつた。尤も同藏相は早晚國債に依らず、租税の自然増收に依り歳出入の均衡を見るの時來るべしと云ひ、又遠からず舊來の職業税を廢して新に所得税を設け、之を在留外國人にも適用すべく、之に關し追ふて列國の同意を求むる積りなりと云ひ、別に石油及び煙草の專賣法を制定するの計畫もありと云ひ、此等の計畫にして豫定通り成就せば、歳入は増して三千五百萬リラ（二億八千萬圓）に達する計畫なりと云ひしも、其の計畫は決して豫定通りには成就する筈がない。土耳其の國債は舊政時代の起債に屬する分のみにても、其の償還完済に今後四十有餘年を要すべき計算である。加ふるに新規の國債が今後尙ほ増加するに於ては、同國財政の運用は今後益々困難を重ねる一方のみであらう。要するに其の多年歳計の缺陷を國債にて填補し來れる悪弊は、今に至りて尙ほ且改まらず、剩へ軍人本位の天下のことゝて、財政の運用は不急の軍事費の爲めに甚しく掣肘を受け、生民は苛征誅求に苦み、民力の疲弊殆んど其の極に達し、國力の培養、國運の發展に必要な遠大の財政策の如きは、現政治の下に於ては蓋し期して望む可らざる状態である。

第四は政教の混同である。土耳其に於ては、教典は政治の大綱で、上帝は教典に抵觸せざる範圍内に於て國政を總攬する。萬世不易の教典を經とし、憲法其の他の法令を緯として行ふのが是れ則ち土

耳其の政治である。如何なる經綸の大策も、國家必須の事業も、萬世不易の教典に抵觸するの嫌あるものは之を行ふを許さない。殖産の事、教育の業、其の外日進月歩の趨勢に伴ふ諸般の國政は、悉く之を數百千年前の教典と兩立せしめずんば施設するを得ない。其の調和の難きは察するに餘りある。獨り政治上のみならず、總じて土耳其の文物制度と回教とは、今日相交錯して離る可らざる關係にある。土耳其の文明史は即ち回教の發達史である。土耳其帝國なるものは、今日依然教政の國である。其の皇帝は同時に上帝の代表者である。勿論回教中の唯理派なるもの、面々は、教主（カリフ）は豫言者の相續人といふ意義であるが、暫く慣例に従ひ教主と譯して置くべき者は開山第四代の高祖アリーの直系統者たるを要し、隨つてソルタンは靈界の支配者と認むるを得ずと論じ、回教内の多數黨は即ち其の論者であるが、謂ゆる神秘派の連中に至りては、矢張りソルタン即ちカリフなりとの傳説を株守して移らない。斯かる次第であるから、土耳其にありては回教は即ち國民的生命である。元來土耳其人は、初めより回教徒であつたのではない。土耳其人なるものは元來支那の昔の匈奴の一種族たりし突厥の末裔で、此の突厥が中原を荒し、漸次南下して土耳其斯坦、亞富汗、波斯の一部を攻略し、亞刺比を経て東歐の突角より侵入し、茲に新に國を建て、王業を肇始したるものが即ち今の土耳其である。土耳其が來つて今の領土を侵略するに先だち、亞刺比には既に回教の開祖モハメッド



のサラセン帝國が儼立し、國勢駭々として四方を歴し、タウルス山以東の羅馬帝國領土は悉く其の有となり、次で波斯も亦其の征服を受けた(六三二年乃至六五一年)。土耳其人は當時サンガリオス河畔に根據を構へて武を隣邦に輝すこと數百年、一三二六年には今の君府の對岸に位するブルサに都城を築き、一三五四年に始めて足場を歐洲に作り、同六一年に首都を今のアドリアノーブルに移したが、其の間に於て彼等が回教を奉ずるに至つたのは、其の亞刺比を経て西漸するの際サラセン帝國の威化を受けた結果に外ならぬ。阿土曼帝國を歐洲に築揚げたモハメッド勝王(一四五一年乃至一四八一年)の頃となり、土耳其は茲に純然たる回教國となつた。が回教の開祖モハメッドの時より當時までの約九百年間は、阿土曼族必しも今日の如く擧げて回教國民といふ次第でなかつたこと、史乘の歴々證する所である。去れど歴史の穿鑿は暫く措き、今日の土耳其は回教を外にしては其の政治、國情、民俗を論ずるの全然不可能なる事實は、何人も之を認めざるを得ない。

土耳其皇帝は一般の内外政務は宰相をして其の責に任せしめ、宗務に關する一切の事項は司教總監(Sheik-ul-Islam)をして之を管掌せしむる。今此の説明旁々茲に土耳其の内閣の構成を述べて置く。即ち先づ輔弼の總大將たる宰相(Sadri-azam)は外國語の謂ゆる Grand Vizier で、昔は文武の權を總攬せる權威赫々の大御所であつたが、今日では普通他國の總理大臣に異ならない。其の官邸は

君府の下街スタムブルにある古風の建物で、俗にSublime Porteと稱する。外務大臣は別にあれども、外政の樞機は悉く宰相の手より出づるので、Sublime Porte といへば恰も英の Downing Street、佛の Quai d'Orsay、奥の Ballplatz、我國の霞ヶ關といふが如くに、外交界の通語となつて居る。内閣は土語では Mejlis-i-vuklela といひ、之を組織するものは先づ以て右の司教總監、次に内務大臣、次に參事院議長、それから陸軍、海軍、大藏、司法、文部、工務、鑛山及び森林の各大臣、並に寺院財産管理大臣、是れが閣員である。其の他閣班に列せずして大臣の稱あるものに警務大臣、郵電務大臣、及び鐵道大臣がある。司教總監は昔時は恰も大僧正の如くに、一種の神聖者として目せられた者であつたが、今日では其の位地は他の閣員と異なる所なく、主管事務に就て議會で質問が起れば出で、答辯を爲し、辯難攻撃の衝にも立たねばならぬ。が政教混同の土耳其のこととして、其の實權は遙に他の閣僚の上に出で、其の閣員たるの資格に於て一般の國政上に發言權、而も優越なる發言權を有し、同時に大小の國務にして苟も經典に違反すると認むるときは其の無効を宣言するの權を有し、勅命と雖も之を動かすことが出來ぬのである。

回教にては神と人との間に仲介の僧侶を認めない。神と靈との間は何者も之を遮る能はず、強ひて云へば回教の信徒悉く是れ僧侶なり、とは其の教旨の一である。随つて回教では、基督教の僧侶を神



と人との交通機關とするの主義に反對である。勿論回教にも傳道を任務とする司教師(Muhteris)はあるが、是れは俗にいふ僧侶ではない。又寺院には教司(Imam)なるものが控へ居れど、其の職務は冠婚葬祭を掌り、その他司法官や公證人の事務を手助けするに過ぎない。随つて教司には農工商の庶業を専む兼業者が多いのである。イマームとは頭若くは指導者の意義である。土耳其皇帝にも Imam-ul-Muslemim 即ち回教の教司といふ別號がある。恰も英語の Defender of Faith に該當する。去れど土耳其皇帝の此の別號は、時には誤解を招くの虞がある。土耳其皇帝は土耳其國民の現世及び靈界の司長であるけれども、嚴正なる意味に於て回教の司長であると謂ひ難い。何故なれば其の權力の及ぶ範圍は土耳其帝國內に限れるからである。尤も土耳其皇帝は、其の領域以外に於ても聖地の保護者(Khadim-ul-haremim)として崇敬せられて居るが、是れは唯だ尊稱に止まり、領外の回教徒までも統治する權力を有つて居らぬことは勿論である。故に回教の頭といふ稱號も、右の意味で解釋せねば誤解を生ずると思ふ。司教師は司教院(Ulma)の議員で、政府から俸給を貰ふ公吏である。司教院の院長即ち前述の司教總監は概して博識の神學者之に當るのであるが、身分は矢張り普通の俗人である。司教院には神學博士、高等司法官、その他碩學鴻儒に依つて組織せらるゝ、教典の解釋官(Mufthi)なるものが居る。此の解釋官の會議で定まる院議(Fetva)は絶対無限の執行權を有し、法令の改廢は

勿論、一步進んで皇帝の廢立をも爲し得るのである。司教總監も右の解釋官も、其の任免は皇帝の大權に屬すること勿論であるが、其の皇帝に依つて任免せらるべき彼等が却つて皇帝の廢立をだに宣告するの權限を有するのであるから、彼等の權力は勢ひ大ならざるを得ない。廢帝アブトル・ハミッドは事實に於ては統一進歩黨の鎗尖にて突落されたのであるが、其の形式は矢張り右の院議に依り宣告せられたる體裁になつてある。院議は問答體に書くのが普通である。當時の廢位院議も亦然りて、之を見ると「回教の教守にして若し自ら神聖なる教典を無視するが如き、公金を私領する如き、其の臣民を不法に殺害し、監禁し、追放したる末改心の旨を誓ひ、而して後誓に背きて之を反覆するが如き、内亂を教唆し同胞をして互に血を流さしむるが如き、其の讓位は以て國の平和を恢復することの疑なきときの如き、相當の權限を有する機關に於て帝位の廢立を必要なりと認めたるときの如き、此等の場合に於て當該教守の讓位廢立を行ふは適法の措置なるや。聖答に曰く然り。」といふのである。此の院議に司教總監署名し、之を當年のアブトル・ハミッドの前に朗讀し、其の宣告に依りて帝位を消滅せしめたのであつた。

コラン  
教典は開祖モハメッドが、神の天啓默示として専ら口述したるものを後世に書傳へたる憲章である。コランとは亞刺比語にて讀むの意で、約まり亞刺比の論語兼書經である。全篇百十四章、其



の内容は大部分立法の原則、相續結婚等の民法的規定、祖聖の傳記、古話遺訓等の雜纂である。初めは棕櫚の葉や羊の骨に書綴づれる斷片零墨に過ぎなかつた。之をモハメットの高弟ザイドが集めて改纂し、教主オスマンの代に至りて更に之に取捨校正を加へ、舊稿は悉く燒棄て、新に作りし冊子の謄本を治く管下各地に配布した。是れが今日に傳はれる教典で、英譯もあれば佛譯も獨譯もある。英譯ではセール(G. Sale)の一七三四年の刊行本が一般に好評である。去れど右はコーランの摘要に過ぎぬで、正しき翻譯としてはホイッラー(E. M. Wherry)の一八八六年の譯本、バルパー(E. H. Palmer)の一八八二年の譯本を推すやうである。此の教典は別に歴代の傳説、判決例、慣習法等を集めたる教律(Sanneh)とを合せ、之を回教の教經(Cheriat)と稱する。此の教典なり、教律なり、將た教經なりが實に土耳其の政治の大綱である。土耳其政府は教經に違反せざる範圍内に於て諸般の法令を制定施行する。教經は土耳其の政治の根本的憲章である。萬世不易である。其の萬世不易の教經を経とし、憲法其の他の法令を緯として行ふ所の政治が即ち土耳其の政治である。如何なる經綸の大策も、萬世不易の經典に抵觸するものは之を行ふを得ない。憲政再興後程なく同國下院に於て、土耳其の標準時を他の歐洲諸國の其れと同様に改むべしとの動議が出たことがある。土耳其の曆日は他國の其れと大に趣を異にし、大に奇抜な所がある。先づ以て土耳其の一ケ年は三百五十四日である。といふは

一ケ年は十二月であるが、一ケ月は三十日と二十九日とが隔番に来る、故に通計三百五十四日で、隨つて他の曆に比すれば土耳其の正月は今年は昨年よりも十一日早く、明年は今年よりも更に十一日早い。ざつと三十三年目に彼我の曆日が再び相一致する勘定である。精密にいへば一ケ年は三百五十四日と八時間四十八分餘であるが、端下の時間を削らんが爲め三百五十四日の分を十九ケ年、三百五十五日の分を十一ケ年とし、丁度三十年目で元に還へる計算としてある。一日の時間は前後十二時間宛、合計二十四時間に分つのは他國と同様であるが、其の時間の起算點は日没に初まつて次の日没に終り、日没時の後十二時は常に動がずとある。故に日出時の前十二時は日の長短に伴ふて常に動き、隨つて彼我の時間に非常の懸隔が生ずる。誰だかの作つた時間換算表で見ると、君府にて日の最も長き六月二十日と最も短き十二月二十日とに於ける彼我の時間は左の如しとある。

	大陽曆	回教曆	大陽曆	回教曆
六月二十日	正午	後七時三十三分	夜半	前四時二十七分
十二月二十日	正午	後四時三十二分	夜半	前七時二十八分

此の不便を除き、時間をグリーンウイツチの標準時に準據せしめんといふのが右の動議の要旨であつた。然るに回教徒議員の多數は之を以て經典に不敬なりと爲し、囂々其の非を鳴らして遂に之を否決



して了つた。又革命後程なく、君府の文部省は教科用の新編小學讀本を地方廳に送付したことがある。然るに大概の地方からは之を突戻して來た。其の理由は、該讀本には人間や動物の挿畫がある、教典に依れば生物の繪畫は一切禁物である、故にお返し申す、といふのであつた。以て教經に對する國民思想の一斑が知れる。日進月歩の趨勢に伴ふ諸般の國政や教育の方針を百事此の調子で、萬世不易の教經と兩立せしめねばならぬ、其の調和が容易でない。土耳其の政治の困難は實に此の點にある。史家フリーマンが『法王とカイザルとが同一人であり、バイブルと法制とが同一書である間は、回教國民にして立憲的自由を得たことは無く、又得らるべき筈は無い』と言つたが、土耳其の如きは現に其れである。のみならず教典政治は、縦し之を回教徒たる其の臣民に施し得べしとするも、之を以て領下幾百萬の非回教徒を律するのは極めて六ヶしい。是に於てか領下の異教徒に對しては、特殊の政治を認めざるを得ない。土耳其に於ける教會自治政治の發達は、其の淵源を此に發したのである。開祖モハメッドは紀元第二年に亞刺比の基督教徒に對し、回基兩教徒の關係を永遠に規定せる一種の證文を渡した。此の證文は爾來教典の一となり、歴代の土帝孰れも之に則りて對非回教徒方針を立て來つた。其の證文の趣旨は何であるかといふと、偶像教徒は是非共之を回教徒に改宗せしめざる可らず、然れども基督教徒は猶太教徒と同様偶像教徒に非ずして、唯だ關路に迷へる同胞たるに過ぎず、故に彼等は之

を服従せしむべきも、其の信仰は貢税を納むる限り之を自由に任せて可なり、といふのである。非回教徒は斯の如くにして貢税を納め、其の代り兵役の免除、信仰の自由を得た。當時回教の當局者は、宗教と司法と教育とは相離る可らざるものとの觀念を有つて居つたので、信仰の自由と同時に非回教徒間に裁判は勝手に爲すべきこと、教育も隨意に行ふべきこととなつた。歴代の土帝は孰れも此の主義に則り、非回教徒に對する政策を立てた。勿論土耳其人は古來毎度異教徒に對して壓迫を加へた。今日と雖も其の弊全く跡を絶たない。此の異教徒壓迫なるものは回教の特色であるかの如くに解するものもあるが、是れは敢て回教の性質といふ譯ではない。若し之を回教固有の性質なりとすれば、他の回教國、例へば往昔の亞刺比、今日の波斯印度に於ても、異教徒壓迫といふことが盛に行はるべき筈である。が事實そんなことは無い。土耳其人の異教徒壓迫は、必しも對手の異教徒たるが故ではなく、畢竟異種民族の政治的匪望に對する稍々矯激の對抗策に外ならぬ。のみならず孰れかと云へば、土耳其は其の政治上の綱紀に於て古來異種民族を統一するに充分の權威を有せざりし結果として、其の土廷に服従し居る限りは大概のことは大任せにし、彼等の爲すが儘に放置し來つた方である。其れが爲め領下の異種民族は相競ふて自治政治を行ふに至つた。其の根源は宗門の異同にある。隨つて謂ゆる自治なるもの、看板も亦宗門の別である。教會附屬の自治政治である。曰く希臘オルソドックス教會、



曰く羅馬加特利教會、曰くグレゴリア教會、曰く新教會、曰く猶太教會、此等各種の教會は、其の門徒の密集する當該地方に於て宗教的自治團體を作り、土廷に相當の貢税を納むる代り事實に於ては民族的自治制度を隨意の法規慣例に依りて行ひ來つた。各教會の管長は管下の門徒の相續、婚姻、其の他一般民事の訴訟非訟事件を管轄し、教育衛生等の施設經營を爲し、土木を興し、課金を徴する等の慣例は何時とはなしに發達し、以て今日に及んだ。然るに革命後の新政府は、國政統一の見地よりして手を此の自治に觸れて見た、而して忽ち反撥を受けた。新政府は信教の自由は之を尊重すべしといふと同時に、非回教徒の教會團體に屬する司法及び教育上の自治的施設は須らく國家の監督の下に立たしむべしとの意見を表白した。此の意見は理論に於ては尤も千萬の意見で、若し土耳其帝國が回教徒のみで組成せらるゝものごせば、其の實行も容易であつたらう。然るに土耳其の如き國柄にありて此の意見を實行せんとすれば、左抵右悟は當然である。例へば司法事務に就ていふ。教會團體の裁判權を捲上げ、宗教的及び社會的慣習に關する訴訟非訟事務を別種の宗教を奉ずる司法官をして取扱はしむるとすると、近い話が回教徒の眼より見て適法たる多妻主義の如き、基督教は認めて以て罪惡とするから、嫡子問題、相續問題、遺産問題等に對しては茲に全く相反する解釋を下される。教育の如き亦然りて、歴史風俗言語思想を各相異にする民族に向つて之を統一的に律せんとするが如きは事實不

可能で、先づ以て教科書用語の取捨に於て衝突あるを免かれぬ。現に統一進歩黨が革命後天下に向つて宣言したる同黨の綱領中に「學校は擧げて之を國家の監督の下に置くを要す。政府は總べての土耳其臣民に對し一様の教育施設を行ふの目的を以て官立の混成學校を開設すべし。小學校に於ては土耳其語を以て必須科目とすべし。官立小學校は土耳其語を以て教科用語とする中學及び高等學校に入らんとする子弟を教育する所とすべし」とあつた所、非回教徒團體は一齊に之に反對の聲を擧げた。是れ全回教主義の標榜の失敗の一例である。政教分離は土耳其に於ては容易に行はれ難き大問題である。其の容易に行はれ難き大問題をば何とか解決せしめ、少なくとも政教の兩立、政教の調和を計りつゝ、内外政務を擧げ、異民族の統一をやつて行かねばならぬ。土耳其の政治の困難は亦實に此にある。獨り土耳其のみならず他の回教國に於ても、政治と宗教との容易に調和し難き調和をば無理に調和せしめんとして常に政治の運用を鈍らしめ、延いて國運の衰頹を招ける事例は澤山ある。往古八百有餘年の久しき、舊大陸を大西洋と太平洋との間に挟んで世界文明の中心となり、學藝、思想、富力、兵馬の一手販賣であつた回教諸國は、今日は擧げて世界の表面より落伍して了つた。其の原因は種々あらうが、政教の混同は其の有力なる一因として推さざるを得ない。回教國を興したるも回教であると同時に回教國を衰へしめたものも亦回教である。時代と調和し難き回教の形式が常に政治の進運をば掣肘

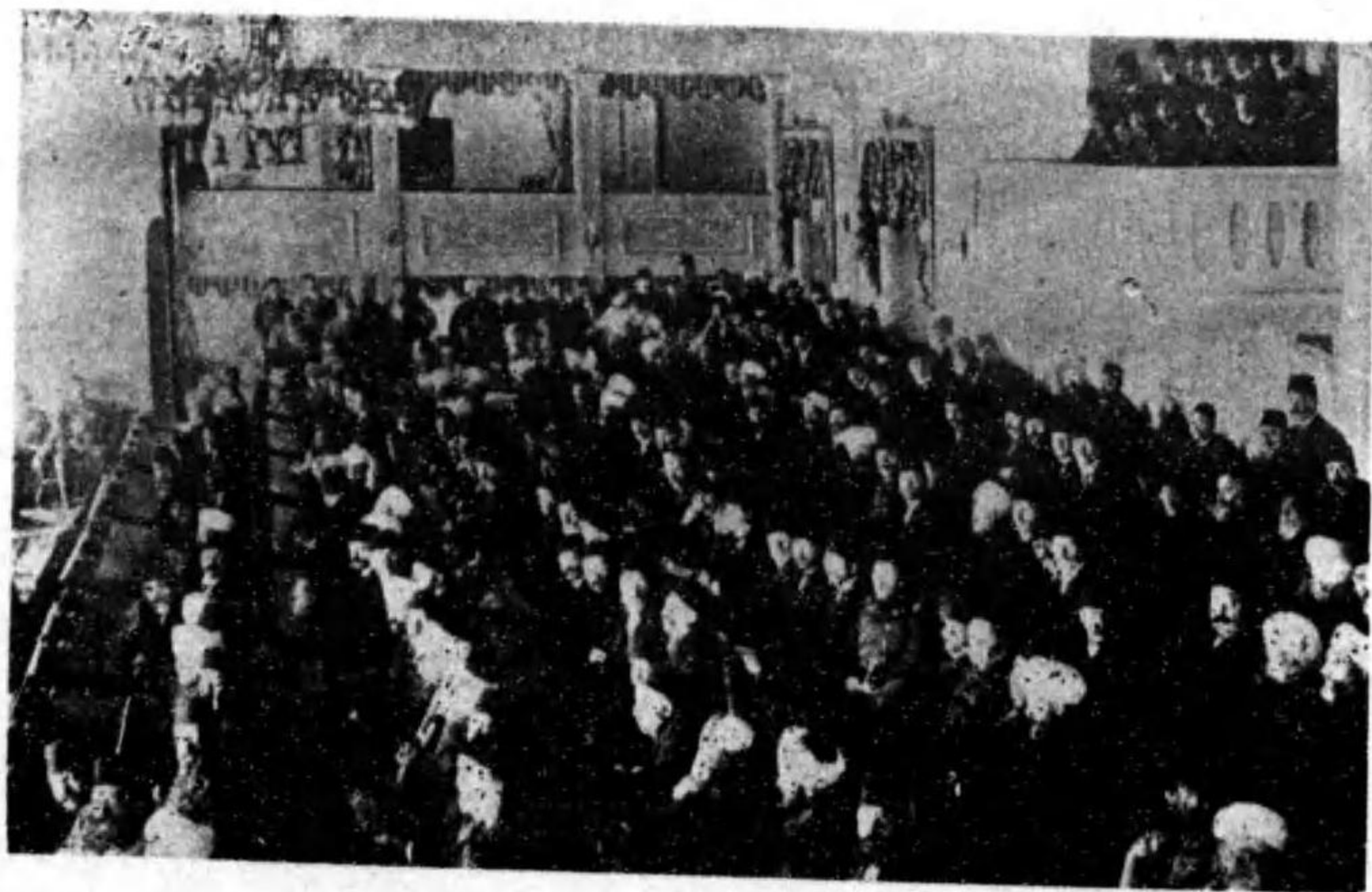


し、精神の離脱せる宗教が活きた政治を支配する、是れでは國運の發展は期して望めない。阿土曼帝國の前途の爲めに謀れば、回教と政治との調和が先決問題である。が多分出來ぬ相談であらう。

第五は異民族の黨伐である。古來土廷が其の施政上常に最も面倒なる問題と爲し來つたものは、領内異民族の統治である。青年土耳其其の新政府に於ては、特に是れが最も厄介なる大問題となつた。新政府其れ自身は、軍事財政上の施設や議會の操縦問題ほどに之を重要視して居らぬやうに見へるが、其の實民族問題は新政府に取りて最緊切の大問題である。此の大問題を拙に取扱へば、何時巴爾幹に大動亂が起らぬとも限らない。土耳其の異民族の統治問題は、獨り歐洲土耳其其のみの問題でない。其の亞細亞領土に於ても、尙ほ別に異民族の統治問題を有つて居る。蓋し土耳其は領内異民族の雜駁なる點に於て、埃匈國と相竝んで世界に一二を争ふ國である。君府の金角灣口に架せる二大長橋、殊に外港に寄つた方の橋の上に立つて見て居ると、各國の人種を浴く目撃することが出来る、とよく案内記や紀行文などに書いてある。此の橋には固有の名は無さうだが、誰れが名づけるとなく之を『萬國橋』といふに至つた。私も幾びか此の長橋の上を往來して見た。成程聞きしに勝る肩摩殺撃で、橋欄を背にして暫し眺むると雜多の各國人種が眞に絡驛旁午、赤帽もあれば白鉢巻もあり、黃人もあれば銅人もあり、黒奴もあり。天上より之を見降さば恰も算盤の上に大豆、小豆、米、麥、黍、粟の



君士坦丁堡 (萬國橋を挟みべみ街を望む)



土耳其其の院下



し、精神の離脱せる宗教が活きた政治を支配する、是れでは國運の發展は期して望めない。阿土曼帝國の前途の爲めに謀れば、回教と政治との調和が先決問題である。が多分出來ぬ相談であらう。

第五は異民族の黨伐である。古來土廷が其の施政上常に最も面倒なる問題と爲し來つたものは、領内異民族の統治である。青年土耳其其の新政府に於ては、特に是れが最も厄介なる大問題となつた。新政府其れ自身は、軍事財政上の施設や議會の操縦問題ほどに之を重要視して居らぬやうに見へるが、其の實民族問題は新政府に取りて最緊切の大問題である。此の大問題を拙に取扱へば、何時巴爾幹に大動亂が起らぬとも限らない。土耳其の異民族の統治問題は、獨り歐洲土耳其のみの問題でない。其の亞細亞領土に於ても、尙ほ別に異民族の統治問題を有つて居る。蓋し土耳其は領内異民族の難駁なる點に於て、奧匈國と相並んで世界に一二を争ふ國である。君府の金角灣口に架せる二大長橋、殊に外港に寄つた方の橋の上に立つて見て居ると、各國の人種を治く目撃することが出来る、とよく案内記や紀行文などに書いてある。此の橋には固有の名は無さうだが、誰れが名づくることなく之を『萬國橋』といふに至つた。私も幾びか此の長橋の上を往來して見た。成程聞きしに勝る肩摩殺撃で、橋欄を背にして暫し眺むると雑多の各國人種が眞に絡驛旁午、赤帽もあれば白鉢巻もあり、黄人もあれば銅人もあり、黒奴もあり。天上より之を見降さば恰も算盤の上に大豆、小豆、米、麥、黍、粟の



(む望を街ラベみ挾を橋國萬) 堡丁坦土君



院下の其耳土



類を混せて打撒いたやふに見ゆるならんと思はれる。世界廣しと雖も、一國內に民族の雜糅混又する所としては、君府の如きは類例の餘り多からぬ方であらう。勿論領内に異民族を包有するといふ事實のみより云へば、米國の如き、露國の如き、埃匈國の如きは孰れも土耳其に劣らない。英領印度の如きも、管下の民族五十有餘に別れ、それが復た百有餘の姓閥カストに分れ、言語の相異なる百五十有餘種、宗門に至りても別れて十數種の多きあるが、然し此等諸國內に於ける諸民族は、例へば埃匈國の如き例外はあるも、概して主たる民族に同化せられつゝある。同化せられざる迄も少なくとも主たる民族を中心とし、其の周圍に異民族が蠢動するの姿である。然るに土耳其に至りては之に反し、異民族は昔より今に至り依然たる異民族である。其の間に同化とか化合とかの現象は九でない。物理的に唯だ相集合すといふ迄で、化學的結合なるものは全然存するを見ない。

歐亞及び阿弗利加に亘れる土耳其領内の人口總じて大約二千五百萬、此の二千五百萬を組織する民族は實に二十有種の多きある。其の内特に重きを成すものは阿土曼族で、小亞細亞を中心とし廣く東西に蔓り、總人口の三分の一強を占むる。歐羅巴土耳其たる馬世土尼及びスレースの兩州も亦其の勢力範圍である。次は亞刺比族で、メソポタミア以南より東は波斯灣及び亞丁に達し、西は埃及よりトリポリに亘り、其の數總人口の四分の一強と稱する。其れよりアルメニア族、次は阿爾巴尼族、更



に降つては勃牙利族、クルド族、希臘族、塞耳比族、猶太族等夫々本據を各方面に構へて居る。

此等諸民族の由來に就ては學者の間に種々の説があることであらうと思ふ。今私の淺薄なる研究に依れば、阿土曼族なるものは太古ノアの悻のヤフェットが其の祖先で、ヤフェットの長子アブール・トルクは土耳其斯坦を領し、壽二百五十歳にして之を其の子に傳へ、爾來幾百星霜を経て今のメーメッド第五世帝に及んだと傳へられてある。多少の妄誕虚説はあらんも、兎に角其の韃靼族に屬し、太古土耳其斯坦に本據を構へて四方を攻略し、第十三世紀の頃小亞細亞に侵入し、歐洲を壓迫したものであることは史の一致して居る所のやうである。今日の阿土曼族は一見するに韃靼族よりもセミチツク族、アリアン族の方に近いのは、蓋し混血の結果であらう。阿土曼族は今日の土耳其を致せる優勝者で、其の數は總人口の三分の一強に過ぎぬけれども、土耳其の民族の實に中堅たるものである。而も彼等は勞役を以て士君子の耻と爲し來れる往昔の遺習と、技藝に疎く算數に敏ならざる性能とをば今に失せず有つて居る。運とか天命とかいふものに諦めが早く、努力して天に勝つといふ奮闘力に乏く、貨殖の方面には特に縁薄く、其の志す所は産業にあらずして文武の官職にある。君府には廢帝アブドル・ハミッドの創設した大學がある。一九一一年（明治四十四年）末の報告に依れば教授十四名、在籍學生約五千四百名との數が示されてあるが、此の五千四百名は大概阿土曼族で、其の分科を

見ると法科三千名、醫科千五百名、神學科五百名、文科三百名、理工科百名とある。即ち學生の九割迄は法科醫科で、其の大部分は官吏志望者に外ならぬ（土耳其では醫者も多くは政府の役人である）。理工科に至りては總計百名、即ち百人に付約二人の割合に過ぎない。土耳其に實業の振はざる所以、技藝百工の進まざる所以は、其の原因一は此に存する。少しく算數的技藝を要する事業は擧げて外國人の經營に係り、鐵道の敷設、灣港の設備、道路の修理、灌漑の工事、其の他瓦斯にても電氣にても皆然らざるはない。其の由來する所知るべきである。去れば産業は彼等の得意とする所でない。強ひて彼等の産業を求むれば農である。眞面目の農民は彼等の間に少なくない。或は其の多數者は矢張り彼等阿土曼族であらう。其の性質は概して單純、正直、温順といふことだ。英人モンローが「阿土曼族は軍事的規律に秀で、能く艱難辛苦に堪ゆるの特性と、勇氣正直柔順制情の美質を有し、氣品あり優雅なる天成の好紳士にして、治者たるべき天稟の才あり。教祖は信徒に對し、世界を征服し世界を支配するを以て其の天職なりと訓へ、而して彼等は此の信條を文字通りに遵奉し、其の基督教徒を壓するや畢竟教祖の靈權を行ひ神意を遂ぐるに外ならずと信せり。故に其の非同教徒に對する壓迫苛害の多分は、少なからざる程度に於て宗旨其のものが直接の責に任せざる可らず。宗教上の事柄に就ては彼等は熱烈、殘忍、毫も假藉せず。唯だ夫れエンリ・エム・フヒールトも曾て云へるが如く、戰爭



の敬懐心又は宗教的激情に依つて狂せざる限り、彼等は悪人に非ず。他國民に比して決して悪き所なし。親切、耐忍、善良にして小兒を愛し、動物を勞はり、温容にして謙讓といふ性情は彼等の私生活に於て之を見るを得べし』(W. S. Monroe, *Turkey and the Turks*, p. 62-3) と記したのは好觀察のやうである。

亞刺比族は土耳其帝國內にありて阿土曼族に次いで多数を占むる民族で、宗旨こそ阿土曼族と之を一にして居るが、元來が阿土曼族はモンゴルで亞刺比族はセマイトである所から、兩民族の性格には大分相違の點がある。尤も均しく亞刺比族といふも、シリヤ地方の亞刺比族と他の方面の亞刺比土民とは、文野の上に著しき相違がある。殊にトリポリの亞刺比土民の如きは、エーメンの蠻族よりも尙ほ劣るといふことである。或人は曾て土耳其の教育の方面より土領内の諸民族を比較研究して亞刺比族を第一に推し、讀書方の強きこと、學校教員の多きことに於て亞刺比族は土耳其帝國內の諸民族中の白眉なりと爲し、此の點に於て亞刺比族に次ぐは阿土曼族、阿土曼族に次ぐは希臘族なりと評したのを聞いた。畏友井上雅二氏も土京で有識の亞刺比議員に會晤し、其の大勢に通曉せるに驚けりとのことが氏の著書中にも見へた『四大陸遊記』第三五八頁乃至三六一頁)。是等は蓋しシリヤの亞刺比族に就ての話であらう。亞刺比は往古實に文明の中心であつた。中古東西文明の交叉地であつた。天

文數理化其の他百工技藝の發淵であつた。今日の科學は實に亞刺比を祖先とするのである。去れど今や即ら亡し矣で、往昔の偲は殆んど見るに由なく、殊にシリヤ以外の亞刺比族に至りては、其の大多数は今日依然放浪的遊牧の民で、酋長政治の下に離合集散し、頭數の多き以外に未だ政治上經濟上に有力なる民族なりと認むべき點がない。其れから亞刺比族はオスマン皇系の第九代の土帝セリム第一世の時(一五二七年)帝の征略を受け、其の版圖に歸屬したのであるが、亞刺比族の多数は爾來曾て土帝に服せず、土帝を回教の教主と認むるを肯せず、課税兵役の命にも應せず、土帝を自するに領土の篡奪者を以てし、己れ自身も亦土耳其の臣民を以て任せず、其の臣事する所のは獨り己れの酋長のみである。けれども回教の信仰に至りては驚くべきほど固く、今回の伊土戦争に際し同族は平素土廷に嫌らざるに拘はらず、基督教徒の侵略に對する回教國の防護なりとの土廷の鼓吹に促され、伊軍を撃攘するを以て回教の爲めなりと眞面目に信じ、伊軍に對し最も強硬に對抗奮闘したるが如き、以て其の信仰の固きを示す一證であらう。

アルメニア族に就ては、元來アルメニアなる地域は何處から何處までを指すや地理上の確でない。といふは廢帝アブドル・ハミッドはアルメニアなる語を甚しく嫌はれ、之を書し之を口にすることは當時禁物で、アルメニアを小亞細亞内の一地方として書載せてある地圖の如きは皆官沒となつた位であつ



たから、行政區劃の上には其の地名は認められなかつた。普通アルメニアと稱する所は、土耳其の地圖にてはクルヂスタンとなつて居るも、アルメニア族彼れ自身はクルヂスタンの名を用ひないで、専らイユフレーツ河以東の地を大アルメニア、同河以西を小アルメニアと稱して居る。

アルメニア族はアリヤン族の印度エラニツク系に屬し、波斯人クルド人等と略同種である。亞細亞土耳其の東北が其の本據で、シヴァス、エルツエルム、ヴァン、チアルベクルの諸州に最も多く、其の數約二百萬人と稱する。別に歐洲土耳其に五十萬内外居るから、土耳其帝國內に於ける該民族は合計約二百五十萬人となる。世界に於ける彼等の總數は大約四百萬人といひ、土耳其以外に於ては露國に二十萬人、波斯に十五萬人、其餘各地に二十五萬人とある。但し其の本屬の國といふものは無く、小亞細亞を中心とし出で、各地に寄食するの點に於て猶太人に彷彿たりだ。のみならず性格も兩族相酷似する廉も少くない。ラマルチンといふ人が曾てアルメニア人を東方の瑞西人なりと爲し、彼等は日常の動作に於て勤勉且平和で規則正しきも、勘定高くして厭くを知らず、勇氣なり對抗力なりは皆無で、其の長所は貨殖にあり、と評したのを何かの書で見たことがある、瑞西人を彼等と同じ性格に斷じたのは少し酷なやうであるが、アルメニア人の眼中唯だ貨幣あるのみとは世の定評であるやうだ。土京に於ける高利貸や品性なき大金持は、多くは彼等なりと聞いた。随つて其の接觸する他の

民族よりは兎角嫌はれ者となるが、而も泰然自若として其の壓迫に堪ゆるの特質を有する點に於て猶太人と益々同型である。而も不義不正を平然行ひ、恬として耻ぢざるの特性に至つては猶太人も彼等に三舍を避く、との話しもある。英のカルゾンが曾て土耳其を漫遊し、各種の民族に接したる後「土耳其人四名の智慧は以て歐人一名に若かず、歐人二名は以て希臘人一名を欺くに足らず、二名の希臘人は以て一名の猶太人を欺くに足らず、若し夫れ猶太人は六名の多きを以てするも能く一名のアルメニア人を欺くに足らず」と嘆じたさうである。以て如何に彼れアルメニア人の道義の念の卑低なるかを見るべきである。土耳其に於ける猶太人は他國に於けるが如く貨殖の道に於て成功して居らぬと稱するが、蓋しアルメニア人の如き、希臘人の如き、其の上手があるからであらう。

然れども其の宗教はと問へば、アルメニア人は古來基督教徒である。アルメニアの基督教にはグレゴリアン派即ちアルメニア正教會と稱するものと、アルメニア羅馬教會と、プロテスタントとの三派がある。此の三派中信徒の最多なるはグレゴリアン派である。同派は今より約千三百年前にアルメニアの酋長兼回教々司であつたグレゴリーなる僧正の開いた教派で、希臘正教派と等しく羅馬法皇の權力を認めない。又教旨として罪障消滅なるものを認めないのは其の一特色であらう。尤も斷食巡禮聖餐等の宗規は能く厲行するさうである。同派の管長はカソリコス (Catholics) と稱し、世界に於け



る全アルメニア人の代表者の公選に係り、露領アルメニアのエチミアゲンに本山を構へ、別に土京には大僧正が駐在し、土國內の同派の宗務を總攬し、且昔時は兼ねて同國內在位の教徒間の民事をも管治するの權を有つて居つたが、今日では其の國籍の露國人となつて居る所より、土國內の教徒に對する行政的權能は大に薄らいで居る。

クルド族はクルヂスタンの住族である。クルヂスタンは即ち土領アルメニア州である。故にクルト族はアルメニア族と雜居の姿である。其の數大約二百萬、別に波斯國內に七八十萬から居る。人種はアルメニア族や波斯人と其の系統を同ふするけれども、セミチツク族や蒙古族との混血の結果、今日にては印度エラニツク系の特徴をば大分失つて居る。文化の程度は尙ほ低く、酋長政治の下に遊牧と争闘とを以て日常の業務と爲すは稍々阿爾巴尼族に似て居る。宗旨は回教であるが、信仰心は阿爾巴尼族と同様に必しも一宗一派に執着せず。婦女子は他の回教徒と異なり、男子の間に伍して平然たりとのことである。

既往幾びか天下の耳目を聳動したるアルメニア人の虐殺なるものは、其の下手人の多くはクルド族であつた。モンローの土耳其記事にも「クルド族は從來土廷がアルメニア人を壓迫虐待せる場合に主として道具に使はれたり。是れには理由あり。アルメニア人とクルド族とは既往數百年間軋轉して互

に相容れず。元來小亞細亞のアルメニア人は射利の民にして、農商工にかけては秀逸の技能を有す。然るにクルド族は單に消費を知るのみ。其の牛羊馬豚は美なりと雖も、之が製産物を巧に捌くことを知らず。是に於てか商利に拔目なきアルメニア人は其の仲買となり、クルド族より絨氈毛皮の類を廉價に仕入れ、高價に之を賣捌く。之に依りて利するものはアルメニア人にして、クルド族は依然貧乏たるを免かれず。貧乏なるが故に高利の金をアルメニア人より借入れ、而も返済出來ず、次では財産の差押となり、強制執行となる。高利貸の小亞細亞に於て嫌はるゝは其の露米諸國に於て嫌はるゝと異ならず。土廷の乗すべきは此にあり。土廷はアルメニア人を壓迫し虐待せんと欲する時にはクルド族を使喚し、クルド族は仇を報ずるは此時なりと爲し、好んで其の命を奉じ掠奪殺戮を行ふて憚からず。輒近無辜のアルメニア人にして、慘酷なるクルド族の劍銳の下に斃れたる者萬を以て算す。而も彼等クルド族は、畢竟土廷の道具に使はれたるに過ぎず』とある (W. S. Monroe, Turkey and the Turks, p. 101)。勿論土耳其帝國內に在住するアルメニア人の數はクルド族よりも多く、加ふるに智力金力に於ても其の優勢なること同日の論でない。去れど腕力に於ては逆もクルド族の敵でない。未開の民族の生存競争に於ては、腕力は直に權利である。且クルド族は名だけにも回教徒である。隨つて土廷の庇蔭の下に立ち得るの長所がある。是に於てか争覇的競争に於てアルメニア人は兎角クルド族に引



けを取るの結果となるのである。

以上挙げたる諸民族の外、土耳其領内殊に歐洲土耳其には勃塞希の諸民族が古來盛に蠢動しつゝあることは世上周知の事實である。希臘族の如きは、獨り歐洲土耳其に於て勢力あるのみならず、亞細亞土耳其に於てもスミルナ市の如き、其の人口の一半は亦實に彼等である。のみならず土耳其全體を通じて、智力の最も卓越せる民族といへば亦彼等で、流石に往昔文明の上に大天才を發揮したる大民族の後裔だけの俤はある。智力のみならず富力も彼等は相應に之を有つて居る。土耳其の金融界の實力はアルメニア、希臘、猶太の三民族の掌中にある。醫師、法律家、新聞記者、銀行家等には彼等殊に多く、其の他大工、左官、靴工、裁縫師、理髮師、麵麩屋、洗濯屋の類は概ね希臘族の專占である。土耳其の下院にも希臘族は現に二十三名から出て居る。而も其の民族の頭數に比し此の議席數は未だ以て同民族を代表せしむるに足らずとは、同族議員の往々口にする所である。其の外土耳其領内の異民族としては、有力なる阿爾巴尼亞族もある。之を別にするも今日尙ほギブシー族、エシオビア族、ラトス族、ポマク族等の小民族は枚擧に遑ない位である。(ポマク族は多くアドリアノール附近に住する回教信仰の勃牙利族の一であるから、之を勃牙利族と見るも妨げない)。

土耳其帝國內に於ける異民族の犬牙錯綜する状態は大略斯の如くである。此等雜駁なる異民族は領

内各地に割據し、而して中央の阿土曼族は之を統一するの威信と權力とを缺き、歴史宗教言語習俗利害を相異にする各民族は動もすれば其の祖族の國に頼りて獨立を謀らんとし、近隣諸邦は款を之に通じ、之を操縦し、之を鼓吹して土耳其の崩解を促さんとし、關係列強は之を抑へ之を治むるの名に於て其の利權を扶殖するの方策に腐心し、一轉して干渉となり、再轉して壓迫となり、三轉して遂に分割とならずんば已まざるの勢である。異民族の黨伐は土耳其の弊賣の特に尤なるものである。是れあるが爲め土耳其の内憂は動もすれば化して外患とならんとする。外患よりの外患は土耳其の爲めに恐るに足らず、恐るべきは内憂に由つて起る所の外患である。馬世士尼の如きは此の點に於て從來實に土耳其の癆であつた。土耳其の爲めに謀れば、土耳其は其の社稷の永遠の安固に鑑み須らく馬州の一部を切斷し、一時退いて阿土曼族の統一を講ずるに若くはない。之に依つて鼎の輕重を問はるゝの虞あるを慮らば、須らく全力を盡して馬州の異民族を己れの細胞に同化せしむるの策に出で、已むなくんば干渉國との戦端を暗ずるも斷乎として其の方針を貫く決心を有するに非ずんば、災害常に蕭牆の裡より起りて遂に國の崩解を招くや必然である。然るに土耳其の爲めに策を立つるものは概ね異民族の同化するものを排斥し、其の自治自由を主張せざるはない。而も土耳其が領内異民族、殊に馬州に對し自治自由主義に依つて統治の良果を永遠に擧ぐるの難きは、同化政策を行ふの難きよりも尙ほ



難しと覺悟せねばならぬ。勿論異民族に對する同化政策なるものは、土耳其の如き主たる民族の文化の程度が従たる民族のそれに比し甚しき懸隔なき所にては一倍の困難であらう。去れど領内異民族の獨立不軌を使嗾する他の列強なりの祖族國なりの常に背後に扣へ、絶へず間隙を狙ひつゝある所にあつては、拙に自治自由を與へば、直ぐ次で獨立運動は現れずんば已まない。自治自由は要するに國土分割の前提である。故に土耳其の如き國柄に於て領土保全の政策を貫かんとせば、否でも應でも中央集權主義を經とし同化主義を緯として異民族の統治方針を立てざるを得まい。其れには到底邪魔物であり且病源である所の痛種をば其の初期の内に遠慮なく切斷し、之を除去し、依つて以て全身の健全を謀るに若くはないのである。要するに異民族の黨伐問題は、將來土耳其政府の解決を要すべき一大案件である。

第六は統一進歩黨の跳梁跋扈である。往年の第二次革命後の土耳其政府は再び統一進歩黨のものとなり、同黨は再び全盛時代を迎へたが、彼等其の全盛時代を迎へたるに對し謙抑自制の念慮に缺くこと依然舊に異ならなかつたから、天下の輿望は漸次同黨より乖離し、馬州に於ては其の勃牙利族たると希臘族たるを問はず、阿爾巴尼亞に於ては其の基督教徒たると回教徒たるを論せず、悉く同黨政府の施設に平でない。當年の革命の首腦であつた軍隊の如きも亦同黨の態度に嫌らざるより、黨中

黨を樹て、其の弊は逐年各方面に現はれて來た。元來統一進歩黨の組織は極めて不可思議なるものである。土耳其はアブドル・ハミッドの專制政治を倒して一大秘密結社の專制政治を迎へたと評さるゝ如く、新政府を建設し新政府を操縱せる蔭武者の統一進歩黨なるものは、由來公然の政黨に非らずして實は一の秘密結社である。同黨は一八九一年(明治二十四年)ジュネーヴに於て密に結黨式を擧げた後本部を巴里に置き、一九〇六年(明治三十九年)更に之をサラニカに移したものであるが、當時は左右前後悉く廢帝の密偵にて取圍まれて居つた姿であつたので、之に對する自衛の策として其の組織及び運動方法を一切秘密にしたのは無理ならぬことである。革命後同黨は何程か其の覆面を脱し、現に一九〇九年(明治四十二年)十月サラニカに於ける同黨の總會に於て我黨は自今秘密主義を撤去すべしとの決議もあつた。去れど既往の慣習と惰力とにて同黨は其の後不相替秘密主義を棄てず、其の編成は黨員同志の間に於ても明瞭には解し難き由である。今表面に現れたる同黨の組織の一斑を述べれば、土耳其國內にて青年土耳其なるもの、新空氣の浸潤せる市邑村落には、少數の有志家で組織する政治俱樂部ともつかず社交俱樂部ともいへぬ一種曖昧な俱樂部がある。此の俱樂部が統一進歩黨の地方支部の土臺である。サラニカには其の俱樂部が八、君府には二十からある。俱樂部には民族宗教の如何を問はず何人でも俱樂部員二名の紹介で入會することが出来る。而して村の俱樂部は其の代議員



を町の俱樂部總會に出し、町の俱樂部は其の代議員を市の總會に、市の俱樂部よりは又其の代議員を本部の總會に出す仕組で、依つて以て地方と中央との連絡を保つてある。斯の如くにしてサラニカの本部總會には土耳其國內三十二州より一名宛、州以外に屬する獨立の十五市より一名宛、其の外上院の同黨所屬議員より三名、下院より八名、中央本部より七名、通計六十五名の代議員が集まり毎年一回總會を開き、黨事を議し、且中央本部の總務員十二名の改選を行ふのである。然し右の組織は實は表面に止まり、同黨の奥の院は創立以來尙ほ別種の構成であるようだ。聞く所に依ると同黨の地方支部には更に五人乃至七人の少人數の秘密的小團體がある。此の小團體中の一員が他の小團體との交渉の中介役を務める。其の中介役の外は他の小團體に如何なる人物が居るかは不明としてある。地方の支部と支部とは又秘密の仲介役に依つて連絡を取り、密に中央本部の指揮を受けて行動する。去れば同黨の黨略なるものは、此等連鎖を指揮する若干の幹部員獨り之を知るのみで、他の黨員は全く與り知らない。今日七萬と稱する黨員も、實は幹部は何者にてあるか、黨員は誰々であるかは深く知らない、又知れないやうに拵らへてある。黨員にして不都合の者と見られるれば或は財産を沒收せられ、或は生命も消へ失せる。去れど何者が何者の命にて之を捲上げ又は疊んで了つたかは一向世に表はれない。君府は多年軍政の下にある。戒嚴令は一九〇九年第二次革命の彈壓當時、向ふ一ケ年を限り施行す

どあつたが、期限到ては毎次一年又一年の延期を爲し、今日では無期限の姿である。戒嚴令は今日既に其の必要ある筈はないけれども、而も尙ほ且依然之を施行し居る所以のものは、畢竟秘密結社的同黨の運動に便利多きが故である。新聞紙に對する檢束の如き、革命後の新政府となりて後、凡そ新聞紙は刊行前に豫め檢閲を受くるを要せずと改まつた。去れど政府の施政方針、といふよりは寧ろ統一進歩黨の政策、を猥に批評でもすると、軍律の下に立つ軍事法廷の命で其の新聞紙は忽ち發行停止となり、禁止となり、外國にて發刊するものは國內の輸入頒布を差止められる。軍隊を背骨とせる統一進歩黨は、當時軍政萬能の力を藉りて大得意を極め、其の黨員に對してすら秘密の命令に依り秘密の方法で秘密の制裁を加へる。況して邪魔になる反對黨員に對しては、其の辛辣の手段を極度に振廻はすこと勿論である。有力の反對黨員にして國外に旅行せりとか、隱退せりとか傳へられた者は、新政府の成立後二三年間に少なからずあつたが、事實彼等は良い加減に形付けられたのである。斯かる工合であるから、新政府の實權は全く同黨若干の幹部の手中に存し、宰相以下内閣諸大臣の同黨幹部の鼻息を窺ふこと言語に絶する。革命後の新政府に入つて第一次の宰相となつたキアミル・バシアは、八十五歳の高齡を以て挺身難局に當り、銳意内外政策の刷新を行ひ、治績頗る見るべきものあつたが、其の徒に同黨の傀儡となるを肯せず、是を是とし非を非として己れの識見を枉げなかつたの



で忽ち同黨の嫌忌に觸れ、其の排斥に遭ひ、一旦は當時統一進歩黨の反對黨たりし自由統一黨の同情と援助とに依り議會に於て多數の信任投票を得たけれども、其の後同宰相は統一進歩黨を代表して閣僚中に跳梁跋扈する陸海軍兩大臣を斷然誅首するに及んで同黨の大激昂を招き、遂に罷免となつた。其の後は襲ふたヒルミ・パシアの如き、身宰相でありながら閣僚を取捨銓衡するの自由も權威もなく、一々之を同黨幹部の秘密討議に附し、其の投票に依つて之が選叙を決する始末であつた。

勿論均しく統一進歩黨といふも、仔細に檢分すれば其の創設の時より黨内に少なくも二派の互に相容れざるものがある。一は自由主義の政府を作り、又國內幾多の雜駁なる民族に對しては其の固有の言語、風俗、信仰、慣習等を尊重し、又地方の利害問題は成るべく當該地方政廳の裁量にて解決せしめんと一派で、他の一は國民既に土耳其といふ旗標の下に打つて一團となつてある以上は、總べての事土耳其帝國といふ見地より割出さざる可らずといふ一派である。此の後派に屬する急進論者は、萬事を土耳其式に改造せざるは己ますとの勢で、阿爾巴ニ族でも亞刺比族でも皆一律に之を新制度の下に立たしめ、言語は土耳其語の外は一切之を公認せずとまで主張する。前者を地方分權黨とすれば後者は中央集權黨である。彼等はアブドル・ハミッドの舊政を顛覆する迄は兎も角も協同一致して來たが、新政府の世となつて以來は動もすれば兩派の間に暗闘を生じ、雷に主義の紛争に止まらず、個

人的の嫉妬とか、感情の行違とか、獵官運動の成否とかが復た之に加味せられ、益々融和し難き情勢を醸した。且同じ統一進歩黨員でも、例へば阿爾巴ニ族選出の代議士は政府の阿爾巴ニ族の待遇上に公正を缺くを難し、亞刺比代議士は亦政府は亞刺比地方の爲めに何等經營を爲さず、又一人の高官をだに自族中より簡拔せずとて不満を唱へ、軍隊は軍隊で又相應の不平を起し、此等の不平不満は次第に長じていつしか破裂せずんば已まざるの概を呈した。此等不平分子は遂に第二次革命の翌々春、相結んで政府及び黨内の刷新を絶叫し、其の結果幹部をして同黨の綱領に左の十ヶ條を加へしめ、併せて内閣諸員をして之に記名調印せしむるの騒となつた。

- 第一 議員は自己の利益の爲めに利權獲得の業務若くは之と類似の事柄に關係すべからざること
- 第二 議員は獵官運動を爲すべからざること
- 第三 議員は黨員三分の二以上の多數に係る黨の決議に依るの外、國務大臣の職に就くべからざること
- 第四 凡そ法律は嚴に之を尊重すべきこと、國務大臣は自己の責任なるものを終始心に銘じて忘るべからざること

第五 我黨は既往に於て然りしが如く將來に於ても土耳其帝國の領内各種民族の統一を期し、且



農工商及び教育の發展に力を盡すべきこと

第六 我黨は公德を尊び、且國民的及び宗教上の慣習を重んずると同時に土耳其帝國に於ける泰西の文明及び進歩の向上を企圖すべきこと

第七 土耳其帝國の歴史的風習は憲法の範圍内に於て之を尊重維持すべきこと

第八 官吏任用令及び分限令を制定すべきこと

第九 土耳其帝國内各州の均衡を維持するの目的を以て皇帝及び教長の大權に關する憲法中の或條項を改正すべきこと

第十 我黨は或特殊の秘密の目的の爲めに組織せる諸團體の計畫及び運動に反對すべきこと

斯の如き極まりきつた新綱領を特に黨紀の上に加へざる可からざるに至つた事情に願れば、同黨部内に從來如何に瀆職及び獵官の弊、法律の蔑視、大臣の無責任、産業教育等の不注意、其の他徒に風を移し俗を變へ、秘密に黨を樹て相争ふの弊竇の存せしかを推察し得るのである。此等の新綱領が机上の空論に止まらずして實際に行はるゝに於ては、土耳其の憲政の前途亦見るべきものあるや疑ひなきも、事實爾く簡單には行かまい。

去れば一九一一年の末、豫て統一進歩黨に意平ならざりし前陸軍大佐サヂック・ベール外十數名の面

々は同志と共に別に統一自由黨(イスマル・ケマル・ベールを首領とせる自由統一黨とは別である)を組織し、總理にイスマイル・ハッキー・バシアを、副總理にポツヂヤス・アブリ及びダガヴァリアン博士を推し、當時の政府反對黨を初め幾多の亞刺比及び阿爾巴尼亞各選出議員を網羅し、兼ねて勃塞兩族の議員を之に加へ、殊に其の非回教徒族の特權を悉く尊重すべしとの宣言は希臘族、アルメニア族選出議員の三十名を其の旗下に羅致し得たるのみならず、地方議會の權限を擴張し、又初等教育及び小規模の土木工事をば悉く之を地方行政廳に一任すべしとの政綱は各地に好反響を與へ、程なく行なはれたる君府の補缺選舉に於て統一進歩黨を咄嗟打破るの好成績を挙げた。是に於てか統一進歩黨の政府は其の對議會策上、及び伊太利に對する講和の駁引上、斷然下院の解散を行ふの利を認められた。が土耳其の憲法では、下院の解散には上院の同意を要すとの規定がある。此の規定たるや、憲法の確定草案には無かつたのであるが、愈々本物の憲法として公布せらるるに至つて見ると、いつの間にか此の一句が挿入せられてあつたといふ珍奇の規定である。元來今の憲法は一九〇八年の革命後の新議會の上院に於て、曾て一八七六年にミドハットの起革したる憲法に僅に二三の修正を加へたる外、大體謂ゆる「ミドハット憲法」を踏襲したるものである。が其修正を加へた肝腎の點に就て草案と公布の憲法其のものとの間に多少の相違あることが後日發見せられた。随分間拔けた話であるが、同國議會は該憲法の



公布後一二年を経て後に初めて之に氣が附いたといふに至つては驚き入る。去れば一九一〇年（明治四十三年）の末、同國下院は委員を設けて其の始末を調査せしめた所、憲法の條句には議員の知らざる間に何人の手に依り加除修正の行はれたることが明瞭となつた。其の重なる點は、大宰相と司教總監との任命に關し確定草案には皇帝は下院の信任する者を以て之に任ずとあつたのに、本物の憲法には右の下院の信任する者といふ一句が削除してある。又確定草案には全然無かつた前述の下院の解散には上院の同意を要すといふ一句が添加せられてある。斯かる勝手な改竄に對し下院にては一時議論が沸騰した。而も其の沸騰はいつとはなしに消失せ、其の勝手な改竄の條項が其の儘憲法の正條となつて今に及んで居るなどは、土耳其の政治の妙味の存する所であらう。斯かる次第にて下院の解散には上院の同意を要することが今日の憲法の明文であるが、政府は當時右の明文に依り下院を解散するの同意を上院に求むるとしても、上院は當時の内閣に嫌たらざる者が多數であつたから、其の承認を得ることは覺支なかつた。そこで政府は一步進み、憲法第三十五條の「政府は下院を解散せんとするときには豫め上院の同意を要す」との一項を削り、別に「戰時事變の際必要ありと認めたるときは皇帝は議會の停會を命ずることを得」との一項を加ふるの憲法改正案を議會に提出した。反對黨は此の改正案を以て憲政の蹂躪なりとして盛に之を攻撃し、倫敦の「タイムズ」(十二月二十八日)の如き

も遂に右憲法改正問題に對し、「憲法上の自由及び個人の權利を最も熱心に主張し來れる黨與が、常に憲法を擁護せざるのみならず却つて憲法を蹂躪して憚らざらんとすることは、土耳其の現政況に於て特に注目すべき現象とす。統一進歩黨の憲政の大義に對する此の明白なる違反を見るに於て、吾人は同國の憲政は尙ほ幼稚の域に在ること、及び其の政治道徳は未だ憲政の眞價を了解する迄の程度に達し居らざること、斷定するに正當の理由あるを覺ゆ」と論じたるが如き、反對黨に取りては有力なる應援であつた。斯くて右の憲法改正案は程なく下院の討議に上り、反對者百五票に對する賛成者百二十五票で、憲法改正に要する三分の二以上の多數に達しなかつたが爲め否決となつたので、政府は改めて下院解散に關し上院の同意を求め、上院は五名に對する三十九名の多數にて同意を表したるに由り、下院は次で愈々解散となつた。未熟の憲政國にありては、議會解散後の政府は百事萬能の政府である。随つて如何なる非立憲的措施も干渉も自由であるから、總選舉の結果は推して知るべきである。果然統一進歩黨は大勝利を獲た。内憂外患を迎へる土耳其の現下及び將來の政局は、追ふて記述する積りである(次節參照)。

### 第三節 政況一斑(『外交時報』に寄す)



予は巴爾幹諸邦の最近の政局を實地に視察せんと欲し、少閑を偷みて此の程半島の各地を歴遊せし  
際、土京に於て耳目に映じたる二三の事項を茲に録し、以て同人研鑽の一資料に供せんと欲す。

第一 予の君府に到りし四月十八日には、恰も解散後の土耳其新議會が其の開院式を行ふあり。總  
選舉は未だ全く終了したるに非ず、君士坦堡市の選舉の如き、僅に其の前日を以て済みし次第にて、地  
方に依りては選舉の未だ行はれざる所もあり。畢竟去一月解散令の下りし節、四月十八日を以て新議  
會を召集すべき旨同時に公表せられたる結果、選舉の悉く終了するを俟たず、又當選議員の悉く着京  
するに至るを俟たず、兎も角も約束通り同日を以て開院式を舉げたる譯にして、同日出席せる議員は  
定員二百有餘名中八十名内外に過ぎざりき。此の邊が土耳其式政治の運用の妙味ある所なるべし。此  
の日土帝の右開院式に臨まれんとする矢先、恰も伊國艦隊のダルダネルス砲撃の公報君府に達したり  
しかば、議院の内外一段の活氣を加へたるもの、如く、土帝の勅語を朗讀し「伊國の不正當なる且國  
際の通義及び規約に違反せる挑發に基く此の戰爭は、中外の舉げて平和を切望せるに拘らず今尙ほ繼  
續しつゝあるを悲む。朕亦平和に眷々たり。然れども平和は土耳其の主權の有力且正當なる維持を條  
件として戦局を收むるに非ずんば得て期すべからず」と述べ給ふに至りて、議院は大喝采を以て之を迎  
たる由。ダルダネルス砲撃に就ては、土耳其の有力者間には、伊國は畢竟之に依りて列國の干渉を誘

ひ、依つて以て戦局の熄止を促さんが爲めの窮策に外ならずとの觀察を下す者多く、存外平氣を裝ふ  
の風あるものに似たり。尤も同海峡は先般土國陸相親しく同地に赴き、自ら督勵して防備を固め、水  
雷を敷設し、爾來各國の船舶は狹隘なる一條の水路を水先案内に依り航行し居れる次第なりしが、十  
八日以來土廷は海峡一面に水雷を敷設し、同時に内外船舶の通航を禁止し、之が爲め君府より地中海  
に向つて解纜せんとしつゝありし幾多の内外船舶は空しく君府に繫泊し、四月末には其の數外國船の  
みにても大約百隻の多きを算し、貨物を積込んで其の儘動きのつかぬもの價格に積りて大約四千萬  
圓、一日の滯繋は荷主の損失三十萬圓を下らず、内外貿易は之が爲めに大打撃を受くるに至りしが故  
に、列國も之を黙過する能はず、既に土廷に向つて通航に關する注意を喚起したるが、土廷は之に對  
し伊國艦隊が再び土耳其の近海に出沒せずとの確たる保障を求め、交渉荏苒旬日に亘りたる末、同月  
二十九日土國外相は改めて列國使臣に對し、土國は中立國の利益を尊重するの意切なりと雖も、此の  
際同海峡の敷設水雷を撤去するの責任を執る能はざる旨を聲明し、開峽問題は茲に一頓挫を來せしこ  
とは外電に依りて既に知らるゝ所ならん。

第二 伊土戦局の前途は豫言するを難しとす。伊國のトリポリ併合の宣言を不動の條件として固執  
するに於て、土耳其が此の際容易に耳を講和に傾くべきや否やは疑問なるべし。伊土戦争に於て現下



當惑の巷に行詰りしものは土國よりも伊國なりとは一般の觀察する所なれども、土耳其とても戦争の悪影響を甚しく感ぜざるには非ず。現に君府附近に於ては昨今日用品の價格甚しく騰貴し、殊に従來多く伊國に供給を仰ぎ來りし米、馬鈴薯其の他の食料品は概して少なきも四割、多きは十割の騰貴を示し、細民の之が爲めに窮すること随分甚しき状態なるが如し。然れども土耳其政府の立場より云へば、當初今回の戦争を以て基督教國の侵略に對する回々教國民の防護なりと爲して盛に敵愾心を鼓吹し、今日トリポリに於て伊軍に強硬に對抗し居る亞刺比族の如きは、平素土廷に對して嫌たらざる位地に立ち來りしものなるに拘はらず、此の鼓吹に促されて眞面目に伊軍を撃攘するを以て回々教徒の爲めなりと信じて奮戦しつゝある状態なれば、トリポリの實價は縦し土耳其に取りて重きを成さずとするも、此の際甘んじて之を伊國に献上するが如くんば、土廷は回々教徒の反撃を受け、政府及び統一進歩黨の立脚の地歩は頗る危殆に陥るべきのみならず、回々教徒の背離に依つて土國の瓦解を招致するに至るの虞なしとも限らず。故に拙手な講和は土國の爲めに對外關係よりも内政の統一に顧みて土廷の敢行し能はざる實情なきに非ず、列國も亦伊土調停に向つて此の際一步を進むべしと爲すも、愈々條件の押問答とならば領土得喪の實情問題の外、是等纏綿せる内政的事情をも幾分商量調理するの必要をも感ずべく、此處列國も更に一段の腦味噌を搾出さねばならぬ次第なるべし。

第三 土耳其の政治は今後當分は依然統一進歩黨の天下なるべし。總選舉の結果は各地率ね同黨の勝利に歸し、曩に統一自由黨の爲めに地盤を荒されたる君士坦丁堡に於ても、選舉の結果は悉く進歩黨候補者の當選を示せり。統一進歩黨は中央政府の當局者が同黨員たり、地方官亦概ね同黨の關係者たる所よりして、選舉場裡に驅馳するに方りて敵黨よりは遙に有利の位置に立ち得たるに加へ、トリポリの戦局は昨今却つて進歩黨を得意ならしむるの形勢となれり。昨年十月伊軍がトリポリに上陸し、破竹の勢を以て附近を席卷し、土耳其守備兵の殆んど手を拱いて爲す所なきの形勢を見るや、土耳其政府の當局者及び統一進歩黨に對する土國民間の公憤は其の極に達し、彼等に對する天下の輿望は全く地に落ちれり。然るに同月二十三日以後、亞刺比軍の蹶起伊軍の前途を遮止し、逆撃して戦局を盛返すに及び當局者の鼻息は急に荒くなり、爾來土廷は戦局の不利なるものは務めて之を陰蔽し、勝利は誇大に吹聴して天下の人心を鼓舞するに努め、茲に政府は威信を恢復し、統一進歩黨は其の面目を維持するを得るに至れり。一方に於て同黨は斯かる有利の形勢を迎へ得たるに反し、他の一方に於て反對黨の中堅たる統一自由黨は、其の勢力意外に微弱にして、黨略も亦拙劣たるを免かれざりき。自由黨の昨年十月を以て皇族のダマッド・パシアを總裁に戴きて結黨式を挙げたる頃は、一時は天下靡然として之に應ずるの形勢なりしが、爾來實際の活動に至りては、運動費も裕ならず、新聞紙の同



情も薄く、黨勢漸く不振となり、程なくダマツドは總裁を辭し、フアド・バシア之に代はるに及び、彼れ復た一黨を統率するの威信なく、内訌軋轢其の間に生ぜるに乘じ、統一進歩黨は黨略を縦横に切廻はし、且政府の大干渉の下に反對候補者を壓迫せしかば、自由黨其の他希臘族、勃牙利族等の反對派は各地を通じ概ね失敗せざるはなく、斯くて統一進歩黨は今日迄の形勢に於て院内の頭數の八割方を一手に占め得るに至れり。同黨の政策及び態度に就ては既往兎角の評あるも、外患を控ゆる土國現下の形勢に於て同黨の勝利は以て一時内憂を抑ゆるの結果となるべく、土國の爲めより云へば其の勝利は賀すべき方ならん、とは予の局外者より聽ける一説なり。或は然らん。

## 第二十三章 勃牙利の陞格

勃牙利國王フェルデナンドは昔の佛帝ルイ・フヒリツプの孫で、一八八七年(明治二十年)勃牙利の議會の決議に依りサククス・コーブルク公國より迎へられ、來りて勃牙利の君位に即かれた。勃牙利の彼れを迎ふる迄の經過に處せる關係列國の折衝は外交史上の面白き一齣である。が今は措くとし、彼れの即位に關して聯想せざるを得ないのは勃牙利の政治家スタムブロッフである。往昔勃牙利の先公亞歷山をして東ルーメリアの併合を斷行せしめたる者は、當時勃牙利議會の議長であつた彼れである。亞歷山公の蒙塵後、攝政として累卵の勃牙利を支へたる大柱石も亦彼れである。其の後選公問題の起つた時、斷然露國の推舉した高加索のミングレリア公を斥けてフェルデナンドを迎ふるに至らしめたのも亦彼れである。去ればフェルデナンドは深く彼れを徳とし、即位後彼れを宰相に擧げた。彼れ亦能く公に仕へ、露國の動もすれば公の即位を非認せんとするに對し強硬に抗議し、以て公の位地を固からしめ、又土廷に對し善隣の誼を厚ふし、親露派の面々の公に對する陰謀を抑へて公の爲めに蹇々猷猷を致した。然るに公は歲月の經過と共に漸く彼れを煙たく感じ、殊に公は早く王位に陞格して爲政の技倆を内外に示し、列國をしてアツと賞歎せしめて見たしとの希望を抱き、此の希望を抱く



と共に萬機の實權を握れる彼れが邪魔になり、自然彼れを疎外視するやうになつた。又公は勃牙利に來つて公位に即かれた折、勃牙利は獨立自由の國なりと輕しく聲言せられたので露帝は怒り、土帝も憤り、ピスマークも公を罵倒せる始末であつたから、露土獨塊の諸國、殊に露國にして公に同情を表し、公の即位を承認して呉れるに非ずんば公の立場は甚だ薄弱であるし、況して公の王に陞格するが如きは覺支なしと見たので、公は特に露帝の歡心を買ふを最大急務なりと爲し、之か爲めに如何なる代價を拂ふも辭せざるの風であつた。愛國の熱情に強きスタムプロッフ首相は之に反對した。けれども公は之に聽かず、親ら露都に行き、面のあたり露帝に歎願せんとまで決心した。首相は公にして若し露都に行かんか、勃牙利の國境は再び公を迎入し奉らざるべしとまで直諫した。公は列國をして一日も速に己れの地位を公認せしめんと腕き、首相は勃牙利が富強になりさへすれば列國が承認を爲すと爲さざるとは介意する所に非ずとの意見を持し、兩者の間柄は之が爲め次第に疎隔となつた。由來スタムプロッフは意思の人で才智の人でなく、何程か強情の性であつたので、公私の敵が少なからずあつた。殊に彼れ先公亞歷山が露國に誘拐せられ、勃牙利が擧げて將に露國の物とならんとするの形勢に處して斷乎として之に抵抗し、フェルデナンド公に忠誠の誓を爲すを拒みたる大僧正クレメントを國外に放逐し、露國の爲めに企てられたる幾多の陰謀を摘發して其の首魁を斬に處し、其他親露

的運動を壓迫して假藉する所がなかつたので、親露派の面々よりは甚だしく敵視せられ、加ふるに彼れ軍備、鐵道、教育等の擴張に就ては大に積極主義を執つたが爲め、國勢は或點に於ては發展せざるに非ざりしも、同時に租税の負擔は苛重となり、民望漸く去り、四面楚歌を呈し、自然讒訴の言も公の耳に入り、公の御覺益々芽出度からすなつて來た。或時のこと公は陸軍大臣に對しスタムプロッフの行爲を陋劣なりと評したとかが彼れの耳に入つたので、彼れ憤然として即座に骸骨を乞ふた。其の辭表には「殿下願くは新に輔弼の臣を選び給ふに於て一層の幸福を享けられ、高尚の情意あり相應の素養ある政治家を擧げ、依つて以て殿下をして陋劣なる政治と呼ばしむるの要なきを致さしめんことを。蓋し閣臣の措置にして謂ゆる陋劣の汚名を有するが如くんば、勃牙利の國君たり將た國民たる者の名譽に非らざる可ければなり」(Puisse Votre Altesse Royale être plus heureuse dans le choix d'un nouveau Conseiller, et trouver un homme d'état de sentiments élevés, et d'une bonne éducation, dont Elle ne soit pas obligée de qualifier "la politique d'infâme;" car cela ne fait honneur ni au peuple bulgare, ni à son Prince, si l'activité d'un Ministre bulgare doit être caractérisée par l'adjectif "infâme")といふ文句があつた。憤懣の表情以て描くが如しである。公には直に之を聽許し、スタムプロッフを以て彼れに代へた。去れど公は此の際萬機を親裁するに決心したの



で、ストイロツフの首相は名のみ首相に過ぎない。舞臺の大小の差こそあれ、光景恰もビスマークの末路に似た所がある。

程なくスタムプロツフは何かの罪科に問はれて將に投獄せられんとすとの噂が起つた。彼れの邸宅の周圍には警吏常に徘徊し、其の出入には密偵必ず尾行し、身の自由は事實に於て全く奪はれた。彼れ之を五月蠅く感じ、保養旁々カールスバートに行かんとしたが、政府は之に旅券を下附しない。

是に於てか政府筋にては己を殺すの意なりと感じ、人にも之を公言した。果然一八九五年（明治二十八年）七月十五日の白晝、彼れ街道にて何者にか襲はれ、警吏の拱手傍觀の間に非業の最後を遂げた。若し彼れをして歐洲の中原に生れしめ、國際政局の大舞臺に立たしめたならば、必ずや有爲の大政治家として名聲を竹帛に垂れしならんと囑目せられたスタムプロツフも、僅に四十一歳の壯齡で空しく兇刃の下に倒れたのである。

彼れ横死の報歐洲諸國に傳はるや、非難は一齊にフェルデナンド公の上に落ち、仲には公遂にスタムプロツフを殺せりと論せる者すらあつた。縦し公をば其の下手人と斷せざるまでも、少なくとも公を目するに其の教唆者を以てし、囂しく公の不徳を責めた。公はスタムプロツフのカールスバード行を遮つて自身は程なく同地に行かれたが、スタムプロツフの横死の報に接するや懇篤なる吊電を未亡人

に發し、且侍従長をして未亡人の許に親しく往吊せしめた。去れど未亡人は公の吊電に對して挨拶する所なく、又吊問の侍従に對しても面接を謝絶し、亡夫の片腕を其の儘形見として家に保藏し、亡夫の讎の報せらるる曉を俟つて之を地下に埋むべしと今に聲言し居るさうだ。然り而して兇刃の下手人は今に發見せられたのを聞かない。

是れより先きフェルデナンド公には、求配問題を身に迎へられた。公の母君クレマンチヌ大妃は佛のルイ・フェリツプ王の女で、公に取りては無二の慈母である。且英の虞翁が曾て歐洲第一の賢夫と評したるほどの閨秀である。大妃は其の英國を始め歐洲諸皇室との姻戚關係あるを利し、フェルデナンド公の爲めに謀られた功績は淺少ならずで、後年（一九〇七年）九十歳の高齡で永眠したる時まで公の事實上の攝政であつた。去れば大妃には公の爲めに好配偶を得るに思ひを焦し、治く之を全歐洲に物色せられた。けれども容易に見當らない。其の注文が元々頗る大である。といふは對手は皇族か王家かの姫君たるを要し、能ふべくんば奧露英獨の孰れかの皇室より迎へたいとの注文である。而して皆不成功に終つた。索遜の前王妃で往年（明治三十六年）破境の歎を見られたる有名なルイサ妃の如きも、曾ては其の候補者の一人で、公の懇望も一時は強烈であつた。が是れも不結果に了つた。妃の自著『妾の身上』には當年の狀況を斯く描いてある。



「程なくフェルチナント公には身を現はされました。其の折の公は舞臺の上の殿様然たる風で、得意で歌でも歌ひながら一美姫に媚を求むるやうな景色が、今でも眼の前に有りく〜と見へるやうです。上下揃ひの服を軽く召され、無類のバナマ帽を戴き、素晴らしいめかし方で、磨きに磨き揚げし手を絶へず振動かし、耀灼たる高價な指輪を荐りにきらつかせ、其の容子といへば昔の自惚オレツツヤの神様そつくりで、恰も妾が其の綺麗な指や、指輪や、意氣な赤靴にテッキリ參つて了ふものと思つて居らつしやつたやふでした。公には妾に庭園の散歩を御勧めでしたから、妾も否まず御伴を致しました處、聽て公には身自ら薔薇の花を摘み取り給ひ、紅白に取揃へて之を指しつづつ妾に向ひ「此の薔薇と此の葉は御承知の通り勃牙利の國章です、美しい配合ではありませんか」と仰せになりましたから、妾は眞面目に「仰せの通り綺麗です」と答へました。すると「あなた勃牙利を御覽になる御意はありませんか」と重ての仰せでしたから、「甚しき不開化の所ではなくば拜見致したふ御座います」と答へました處、公には少し急込まれ「あなたの御注文は其れだけですか。では申しますが、私は豫て甚しくあなたの美質に敬服して居りました。感心して居ります。私は寂寥の身です」と述べられましたので、「其れでは御結婚遊ばしたら如何です」と軽く申し上げましたら、「私も其れは考へて居りますが未だ良縁がありません、唯だ幸なるは私の愛する婦人はあなた丈です」との御答へで

したから、妾は冷かに切つぱりと「妾はあなたを愛しません、又愛することは出来ません。妾にはあなたの妻となつて幸福なりとは思はれません。此の段明白に御断りを致します」と申し上げました。「オ、さふ言はれずに、私はあなたの欲せらるゝ事は何んでも致します」と、「妾は何も要りません」、「けれども私は眞にあなたを深く愛するのです。妾は堪忍出来ず「妾には断じてあなたを愛することは出来ません。断つて御諦め下さい」と云ひましたら、公には「婦人からさう云はれるのは初めてです。是非く。私は如何なる物でも、あなたの望みは叶へてあげることが出来ます」と云はれるではありませんか。そこで「あなたの権力の大きなことは萬々承知です。ですが、あなたは妾に決して眞の幸福を與へることは出来ずまい。御聞き遊ばせ。あなたの妾を娶らんと欲せらるる御本心は、唯だ妾が奥太利の一皇族であるが故に相違あるまいと思はれます。皇族といふ語は、あなたの字書では愛といふ字の代名詞です。あなたは輔弼の大臣方に是非皇族の一貴姫を娶つて連れて歸ると御約束遊ばされたのでしやう。兎も角も妾はあなたとの御縁は嫌です。一そバルマ公の許にでも御出でになつて、妾の姪のマリー・ルイスにでも當つて御覽遊ばす方が御爲めです」と妾は言葉で、其の儘落膽顔の公に背を向けて歸つて來て了ひました。今でも公が日の照りつける庭園内に咲亂れた薔薇の間に立たれ、白く磨揚げた手を振動しつゝ大臣を顧みて「嗚呼神よ」と歎し居



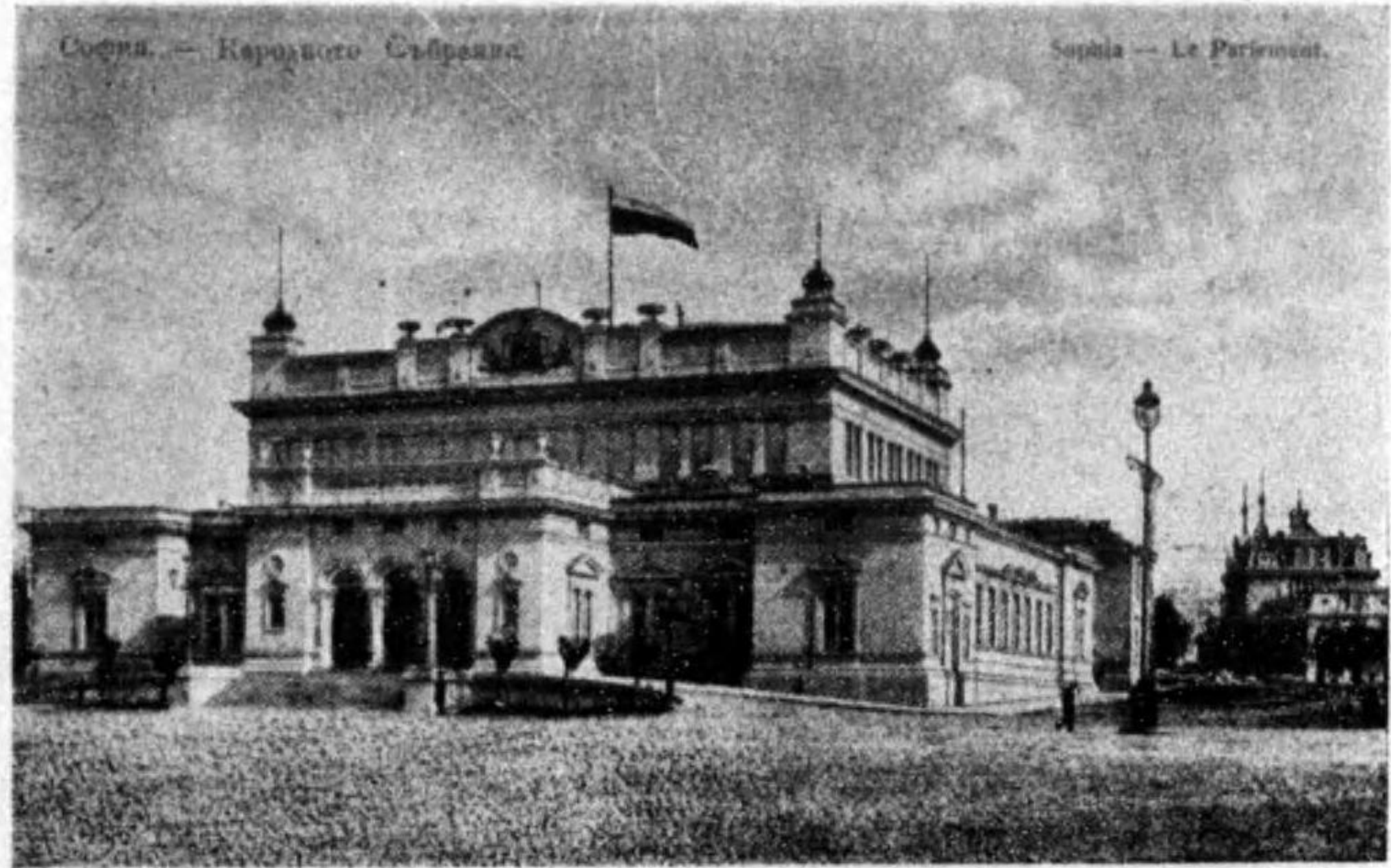
られる其の御姿が見へるやうです。其の日午後公には妾の母に荐りに妾の意を翻すやうにと懇願せられたそうではが、母は「ルイサは一度意を決しますと神でも悪魔でも之を動かすことが出来ません」と申上げて御断を致したさうです。……然し其の後公には妾の御勤めを御採りになり、同年中に妾の姪のマリー・ルイス姫と御結婚になりました。が六年にしてルイス姫は亡くなりました。』  
 (Louisa of Tuscany, My own Story, 1911, p. 65-69)。

右の記事の實否は保證しないが、兎も角も公には其の後一八九三年(明治二十六年)にバルマ公の女マリー・ルイス姫を後に迎へられた。新公妃には身を奉ずること薄く、深く慈愛の念に富まれたので、國民の受けは非常に好く、謳歌する者公に行かずして常に妃に行くの風であつた。

去程にスタムプロッフは既に逝き、露國に於ても亞歷山第三世帝は既に崩せられた。勃牙利に於ける親露派の面々は、今や露國との接近は期して竣つべしとて揚々得意の色があつた。が露國は未だ容易に胸襟を開かない。といふ次第は、公は希臘教を奉せらるるも妃マリー・ルイスは元來羅馬教徒である。而して公は妃を迎へらるるに方り生子は之を羅馬教徒とすべしと約せられた。此の約束に遵ひ公位繼承者は希臘教徒たるを要すとの憲法の條文も其の後程なく改正せられた。之に依り入與の翌年を以て生れた公子ボリスは、程なく羅馬教徒として洗禮を受けられた。然るにスタムプロッフの退いた



妃ルノオレエとドンナデルエフ王國利牙勃



院議の都勃



られる其の御姿が見へるやうです。其の日午後公には妾の母に荐りに妾の意を翻すやうにと懇願せられたさうではが、母は「ルイサは一度意を決しますと神でも悪魔でも之を動かすことが出来ません」と申上げて御断を致したさうです。……然し其の後公には妾の御勧めを御採りになり、同年中に妾の姫のマリイ・ルイス姫と御結婚になりました。が六年にしてルイス姫は亡くなりました。』  
(Louisa of Tuscany, My own Story, 1911, p. 65-69)

右の記事の實否は保証しないが、兎も角も公には其の後一八九三年（明治二十六年）にバルマ公の女マリイ・ルイス姫を后に迎へられた。新公妃には身を奉ずること薄く、深く慈愛の念に富まれたので、國民の受けは非常に好く、謳歌する者公に行かずして常に妃に行くの風であつた。

去程にスタムプロッフは既に逝き、露國に於ても亞歷山第三世帝は既に崩せられた。勃牙利に於ける親露派の面々は、今や露國との接近は期して疎つべしとて揚々得意の色があつた。が露國は未だ容易に胸襟を開かない。といふ次第は、公は希臘教を奉せらるるも妃マリイ・ルイスは元來羅馬教徒である。而して公は妃を迎へらるるに方り生子は之を羅馬教徒とすべしと約せられた。此の約束に遵ひ公位繼承者は希臘教徒たるを要すとの憲法の條文も其の後程なく改正せられた。之に依り入輿の翌年を以て生れた公子ボリスは、程なく羅馬教徒として洗禮を受けられた。然るにスタムプロッフの退いた



妃ルイサとドンナデルエフ王國利牙勃



院議の都勃



後の親露派内閣は、公子にして希臘教に改宗するに非ずんば露國の怒は解かしむるに由なしと論じ、其の改宗を公に勸奏した。公は今希臘教に歸信せられて居るが、本來は羅馬教徒であつた關係から、一旦羅馬教徒として洗禮を受けしめた公子ポリスの一生の信仰を、時の政策の爲めに毎々變更するに忍びずと爲して當初之に聽かれなかつた。が熟々惟みるに露國の同情なるものは如何にしても大切にあり。身の爲め國の爲め何事を措いても露國の愛顧を求めねばならぬ。公子の改宗が之が爲め斷つて必要とあらば改宗も亦已むを得じ、この考も出て來た。閣臣旨を體し、額を鳩めて廟議を凝したる結果は矢張り此に落ちた。是に於てか事は愈々改宗と決した。が妃は斷じて之を肯しない。妃は當初の結婚條件を楯としてポリスの改宗には飽まで反對し、斷つてとあらば勃牙利を去るべしとまで言張られた。而して騎虎の勢、妃は遂に勃牙利を去られた。去られたが公の熱望と愛兒の愛とに牽かされて程なくソフヒヤに戻られた。而もポリスの改宗は妃の不在中に於て斷行せられた。此の改宗は政略としては確に成功で、露帝ニコライは程なく公の勃牙利の君位を承認し、他の列國も將た土帝も相次で之を承認した。之に引替へてマリイ・ルイス妃は一八九九年（明治三十二年）病を獲て逝き、爾來公は一九〇八年（明治四十一年）を以て今のエレオノル妃を迎へらる迄の九年間、淋しき生活を送るの不幸に遭はれた。



公既に列國承認の下に勃牙利公となつた。去れど公の大望は公位だけでは止まらない。更に陞格して王となるのが其の本心である。公は此の希望を以て先づ試みに露國に探りを入れて見た。露國は對手にならない。仍て公は更に維納政府に當つて見た。而してゴルチヨヴスキー伯も鼻であしらつた。公の陞格運動も斯くて頓挫し、數年は其の儘に打過ぎた。而も其の間に於て公の位地は漸次鞏固を加へ、其の政治的才幹も次第に中外の識認する所となつた。獨り公のみならず勃牙利國民一般も、東ルーマリア併合以來鼻息漸く荒く、勃牙利は最早や事實に於ては獨立國のみ、残るは公義に過ぎず、故に名實共に進んで完全なる獨立國としたことの希望は上下に滿ち、只管ら之が機會の到るのを俟つるの姿となり、其の希望は折に觸れて國際問題の上に表はれた。例へば一九〇八年(明治四十一年)九月十二日といふ土帝の誕辰日に際し、土國外相テウフキツク・バシヤが奉祝宴の招待狀を君府駐在列國使臣に發したるに、勃牙利外交事務官ゲシヨフには招待洩れとなつたので、ゲシヨフは憤然其の理由をテウフキツクに質問に及んだ。テウフキツクは勃牙利は土耳其の附庸國のみ、故に其の派駐外交事務官は他の列國使臣と同一の位地に立つべきものに非ず、或場合には同一の待遇を與へたること無きに非ざりしも、其の先例は理由ある先例として援用するに足らず、その意を答へた。がゲシヨフは之に満足しないで本國政府の訓令を仰いだ。勃牙利外相は十二日の夕刻までに招待狀に接せずんば土京を

引揚ぐべしと回訓した。招待狀は遂に來らない。是に於てかゲシヨフは驟然土京を引揚げた。事は儀式上の一瑣件に過ぎないが、勃牙利にては土耳其が己れを附庸國として遇するに就て頗る激昂したのである。

此のゲシヨフ事件あつてから一週日を出でざる同月十八日のこと、勃牙利政府は折しも東方鐵道會社の工夫に同盟罷工起り、土京と中歐諸國との交通が斷絶せしを奇貨とし、該鐵道の東ルーマリアを通過する一部分を兵力を以て占領した。東方鐵道會社なるものは獨逸兩國人の共同資本で成立し、本店は維納にあるも土耳其の所屬で、土國政府の監督の下に營業し居れるものである。之を勃牙利政府は一部ではあるが占領し、軍隊をして運轉作業に當らしめた。程なく右の同盟罷工は熄んだので、東方鐵道會社よりは工夫復業のことを公然勃牙利政府に通牒し、軍隊の撤退を要求した。けれども勃牙利政府は同盟罷工の發生を豫防することが不可能なる鐵道會社に東ルーマリア線を委して置く譯には參り兼ねる。土耳其の軍隊列車の通行は之を差許さう。會社の財産も尊重致さう、が鐵道の占領に至りては直ぐは撤退出來ぬと回答し、依然占領を持續した。土廷は勃牙利政府に抗議した。勃牙利政府は之に對し、鐵道の占領は同盟罷工の結果已むを得ざるに出でた措置で、豫て鐵道會社の代表者の同意を経て爲したものであるから、撤退問題は勃牙利政府と鐵道會社との間で然るべく協定致すべしと



覆騰し、其の抗議を生温る加減にあしらつた。元來東方鐵道の東ルーメリア線は、勃牙利に取つては軍事上極めて重要な線であるが、同鐵道會社の營業方針が既往に於て動もすれば勃牙利の利害と相背馳するの仕打もあつたので、勃牙利政府は自國の利益擁護上此の線路を豫て自國に買収せんと志し、一八九八年（明治三十年）の頃線路買収の開談を會社に試みたことがある。が價格の不折台と土廷の故障とで談判は不調に終つた。然るに其の後形勢は推移り、勃牙利は獨立の氣運に驅られ、最早線路買収の如き迂遠な考慮を爲すには埒明かないと見て取り、即ち前述の機會を利用して斷然高飛車的に鐵道の軍事占領と出掛けたのである。要するに是れ勃牙利の獨立運動の前振れに外ならない。

去れど獨立運動といふも、事は却々容易には行かない。愈々獨立を計畫するに就ては、先づ以て奥露孰れかの内諾を得ねばならぬ。フェルデナンド公の閣臣は考へた、露國は極東戰爭の傷痍を受け、内政の恢興に急に、巴爾幹に就ては現狀維持を守るに止まり、列國に卒先して勃牙利の獨立を承認すべき模様がない、然るに奥匈國は輒近ボ・へ兩州の併吞を決定するに意がある、故に此の意を利用し、寧ろ奥匈國に頼つて獨立を謀るに若かずと。一九〇八年（明治四十一年）九月二十三日、フェルデナンド公は奥匈國皇帝即位五十年の祝賀の爲め匈都ブタペストへ行き、老帝には懇篤に公を迎へ、其の乾杯辭の如き亦親善の極意を盡した。斯くて公は奥帝訪問を終へて後數日間維納に遊び、エーレン

タールと數次の會合を遂げ、充分の默契を齎して欣然歸勃の途に就いた。

是れより先き土廷は、前述の東邦鐵道占領事件に關し回牒を土京駐劄列強大使に發して勃牙利の不都合を訴へ、鐵道還付の爲めに列強に於て相當の措置を執られたき旨を要求した。此の要求に基き奥獨兩國は勃牙利に對し抗議を試みた。形式一片の抗議であるが、確に抗議には相違かつた。其の他の列強も亦勃牙利政府の注意を喚起し、各國の新聞紙も概ね鐵道占領を不法なりと論斷した。去れば勃牙利首相マリノフは、曩のゲシヨフ事件ありて以來民間の輿論が勃牙利獨立論に傾き來りしに乘し、小なる鐵道問題を大なる獨立問題の中に埋没し去るの得策なるを認め、十月四日首相以下閣員打揃ふてフェルデナント公の還都をダニユブ河畔のルスチユクに迎へ、茲に獨立決行の裁可を乞ふた。公には胸中斯く速に獨立問題を解決するの存意ではなかつた由であるが、結局下地は好きなり御意は善しで、早速獨立を決定するに決し、翌五日の拂曉公は諸大臣を隨へて勃牙利の舊都チュルノブオに行き、勃牙利の高祖ヨハン・シスシマンの長へに密下に眠れる大寺院に詣て、恭しく祈禱を捧げし後勃牙利獨立の宣言書を朗讀し、同時に首都ソフヒアにては祝砲天に轟く間に獨立の宣言書は民衆の前に公布せられた。

斯くして勃牙利は茲に獨立の一公國となつた。去れど從來の宗主國たる土耳其では、欣然之を承認



する筈はない。十月五日の夜土帝にはフェルヂナンドより、國民の意思に由り勃牙利を獨立の公國と爲したること、尙ほ不相替善隣の厚誼を希望すること等を認めたる親翰に接したので、直に之を閣議に附し、其の結果土耳其政府は即夜伯林條約の締盟諸國に抗議的通牒を發した。然れども列強の多數は勃牙利が早晚其の獨立を決行すべきを豫期し居つたので、土耳其の抗議に對しては格別之を重要視せず。唯だ勃牙利に對し土耳其と宜しく交渉を開き、鐵道占領に對する賠償問題を解決すべきを勸告するに止め、土耳其に對しても之を代償として勃牙利の獨立を承認せよとの意を德憑するの態度であつた。獨り英國は勃牙利の獨立宣言は伯林條約の違反なりとし、國際條約は締盟國の承認を経ずして勝手に變更すること能はざるが故に、勃牙利の獨立問題は埃匈國のボ・ヘ兩州併合問題と共に之を國際會議に附して其の決定を俟たざる可からずと主張した。けれども英國の此の意見の遂に行なはれずして止みし次第は別に説ける所の通りである。

勃牙利は列強の勸告に依り、土廷に對し本件に關する解決の交渉を開始せんとの意を通じ、土廷は之を應諾した。が勃牙利は始めより金錢を以つて獨立を買ふこと能はずと主張し、鐵道賠償額に就ても、東ルーメリアを通過する東方鐵道線路に對する一億五千萬法の要求額をば過當と論じ、其の他土耳其の要求に係る勃牙利の鐵道買収を承諾する代償として勃牙利よりの貢金の滯納額を一時に仕拂ふ

べきこと、及び東ルーメリア併合の代償として土耳其の外債の一部を引受くべきこと等を絶対に拒絶したが爲め談判は行詰り、兩國共に動員令を下し、示威的運動を行ひ、敵愾心は高まり、勃牙利首相マリノフは、勃牙利は代償を出して其の獨立を購ふものと思はれ誤まり、勃牙利は寧ろ血を以て之を買ふの優れるを知ると豪語し、兩國間に何時砲火の開始をみるやも測り難き形勢となつた。去れど其の間に於てフェルヂナント公が佛國大統領へ送つた親翰中に、勃牙利は獨立を宣言したればとて敢て土耳其の實益を侵害するの意思を毫も有せず、相當の代償は之を爲すべき義務あるを信ずとの趣旨が記されてあつた。其れが土廷筋へも廻つた結果として、緊張せる形勢は幾分か緩和した。加ふるに翌〇九年(明治四十二年)に入り、露國は土勃の間に調停を試み、二月五日駐土大使をして土廷に對し「露國は土耳其の勃牙利に要求する金額の最低限度たる一億二千五百萬法と勃牙利の應諾し得る金額の最高限度たる八千二百萬法との差額、即ち四千三百萬法を勃牙利に代つて土耳其に支拂ふべく、其の決済方法として、露土戰爭の結果露國が土耳其より受取るべき償金の殘額の年賦割當十六ヶ年分の債權を拋棄すべし」との提案を爲し、土廷は主義に於て之を容れ、乃ち露國に對し「右償金殘額八百萬土磅中より五百萬土磅を帳消しとし、其餘の三百萬土磅は埃匈國より受取るべきボ・ヘ兩州併合の代償二百五十萬土磅を以て之に振替へ、之に依り償金殘額の全部を茲に決済すべし」との對案を



提出し、露國は大體に於て之を承諾し、他の列強も亦此の解決方法に賛意を表した。そこで露土勃三國政府は右の提案と對案とを基礎として詳細の商議を進め、四月十九日之に關する條約は露都に於て露土兩國全權間に、又土京に於て土勃兩國全權間に締結せられた。斯くして土勃兩國間の關係は圓滿に收まり、露土勃國間の交渉も全く解決したので、露國は勃牙利の獨立を公然承認し、英獨奧伊も相次で其の承認を聲明し、一時近東の形勢を危殆に陥らしめたる勃牙利獨立事件も是に於てか總べて圓滿に大段落を告げた。然り而して露國は右の仲裁に由り、其の財政上に幾分の損失を受けたが、一面に於ては之に依り近東の危機を一轉せしめ得たるに於て、歐洲國際間に一寸顔を賣つた姿となり、且他の一面には、巴爾幹半島に於て他日局面を有利に展開せしむる捨石を打つた勘定であるから、多少の金銭的損失はあつたとするも、將來の大局よりせば必ずしも不利益な取引ではなかつた。

抑もフェルチナント公を輔けて勃牙利獨立の大業を遂げた首相マリノフは、其の後君權の擴張を主眼とせる公の憲法改正意見に賛成しなかつたのみならず、國內共和黨及び社會黨に對する取締寛に過ぐとの非難が政府部内に起り、程なく遂に挂冠し、國民黨首領で議會議長たりしゲシヨフは國民黨進歩兩黨の聯立内閣を組織し、進歩黨首領ダネフ代つて議會議長となつた。次で新内閣は議會を解散し、解散後の新議會に憲法改正案を提出した。急進黨は之に反對し、其の一領袖は公然フェルチナ

ントを君位の僭奪者なりと論じ、憲法改正の要求は恰も賊が其の奪略する金穀の已れの財産なることの承認を被害者に向つて強要すると擇ぶなしとまで極言し、農民黨及び社會黨の面々も之に和して盛に反對した。けれども政府與黨多數の同議會では難なく之を通過せしめた。新憲法の第一條には「勃牙利を王國とし、其の統治者を王と改稱す」とある。之に依りフェルチナント公は一九一一年七月、自今改めて王と稱する旨を宣布せられた。

此の時に方り土耳其政府の馬世土尼に對する壓迫は益々其の度を加へ、勃牙利族希臘族の知名の士にして同州にて刺殺の難に遭ふ者も大分あつた。其の間に於て儲君ボリスの満十八歳の元服式は今春二月國都ソフヒアにて莊嚴に行はれた。歐洲各國よりは孰れも特使を派遣し、殊に露獨奧諸國よりは皇族、塞希羅黑諸國よりは各其の王太子を特派した。元服式は大寺院の大祈禱式に始まり、王儲の士官候補生補命宣誓式に中し、宮中の大夜會に終り、各國特使及び外交官、勃牙利王族及び文武大官孰れも之に參列し、其の他ソフヒアにては三日に亘る祝賀の諸典ありて、建國以來未曾有の盛儀と稱せられた。勃牙利は右各國特使の來朝を機として厚く善隣の誼を温め、特に希臘とは其の際に於て既往の疎隔を愈し、殊に當時馬州の形勢日に險惡となり、巴爾幹の風雲漸く濃密を呈し來れるに鑑み、相互の接近に就て劃策大に努むる所あつた様子である。巴爾幹の形勢に注意する者は此の意味あり氣



の元服式、特に其の際に於ける勃希兩國の接近を藐視してはならぬ。

## 第二十四章 塞耳比の王室

塞都ベルグラードに着いたが、ホテルはぢじむさく、小ぎたなく、何んだか居心地が善くない。お負けに天氣が悪い。それに塞耳比の記事紀行類やベルグラードの地圖を入れた小提囊を途中で紛失したり何かで、何んだか不愉快で溜まらない。罪もないベルグラードまで嫌な所のやうに見へる。始めての土地に行つた時には、最初のイムプレッションが大切である。白都ブルツセルは巴里に劣らぬ美しい所であるが、私が始めてブルツセルに行つた時には、豫期したホテルに室が無いので、直ぐ側の一軒置いたホテルに収まつたが甚だ振はない。夕食を急ぎ済まして外へ飛出た所、霧雨が甚だ不活潑に降る。じくじくして徹の生へさうな天氣である。馳せて鍋島公使を尋ねた所、館員の定例晚餐とやらで玄關番が取次いで呉れない。去つて大通りに出で、二三のカツプエーを漁つて見たが一向面白くないので早々宿に歸つた。翌日も雨で、何だか億劫だ。理由なしに何だか不快な氣がする。不快な所は去るに若かずで、早々引揚げてオスランドに高飛びしたことがある。其の後ブルツセルには兩三度行き、流石に白國の首都であると感服はしたが、何分にも當初の悪印象が妨げて、人が賞嘆措く能はざる程の崇拜家に私はなれない。我儘勝手な感情で、土地に毫末も責任のある譯ではないが、そこ



が感情といふ奴で、理屈や算盤で割出されない所に亦妙味もある。私のベルグラード觀も其の類であるかも知れない。

塞耳比は巴爾幹の一舊邦である。第七世紀の中葉、同國は今の塞耳比國、舊塞耳比(コツソゾオ州)、黑山國、ボ・ヘ兩州の外に馬世土尼の西北一帯の地を領有せる尨大なる民族であつた。去れど國として立つたのは第十三世紀の初葉、精しく云へば一二二年、ステファン・ネマニアの王位に即き、ネマニッチ王朝の祖業を啓いたのが始まりである。其の後同朝中興の英主ステファン・ドシヤン・ネマニッチ世には、東には土耳其の勃興あり、西にはヴェニススの覬覦、匈牙利の匪圖等交々塞耳比の領土を侵迫するのを慮り、巴爾幹諸邦を打つて一團とし、一大帝國を建設して之に對抗せんとするに志し、阿爾巴尼及び希臘領の馬世土尼各地を併合し、一三四年自ら『希臘人勃牙利人及び塞耳比人の皇帝』と稱した。次で同四九年、民選議會をウスタブに召集し、東歐の半開國に於て率先議院政治を行つた。當時同議會で制定したる民法及び刑法の一大法典、謂ゆるザコニツク (Zakonik) なるものは、歐洲法制史家の賞讃措かざる所と稱せられる。其の後彼れヴェニスと同盟して匈牙利に當り、又軍を君士坦丁堡に進めて土耳其を擊攘するの計畫を運らしたが、突如病を獲て逝き、回天の偉業中道にして挫折した。其の子オーロツシユ・ネヤキの世に至り、先考の建設したる塞耳比帝國も漸く瓦解し、同八

九年土耳其と戦つてコツソゾオに大敗し、國として餘命を保つこと其の後七十年にして、一四五九年塞耳比は擧げて土耳其の領土となつた。爾來第十九世紀の初葉に至る數百年間、塞耳比は其の曾て領土たりし黑山國の峻嶽地方を除く外、擧げて土耳其の羈絆の下にあつたが、唯だ土耳其は回教以外の異教民をば、征服後純乎たる臣屬を以て遇するを潔しとせず、即ち初めより之を外様扱ひにし、塞耳比の政治は塞耳比人の自治に任せ、信教の如きも或程度に勝手たるべしとした。随つて塞耳比人は土耳其の制御の下にありても、依然其の民族性を失はず。既に之を失はず、而してイツかは土耳其の羈絆を脱して昔日の獨立に立歸らんとこの信念は之に加はり、第十八世紀の末葉遂に土耳其に對して反旗を翻した。

當時其の叛將にカラ・ゲオルグ・ペトロヰツチなる者があつた。カラとは黒の義である。顔が黒かつたのか腹が黒かつたのか、兎も角も黒ゲオルグなる綽名の人であつた。彼れ曾て奧太利の軍隊で下士官を勤め、其の後匈牙利の田舎の警察官となつた経歴がある。彼れ今や叛徒の總司令となり、土耳其の官軍をミスハルに邀撃して之を破り、名聲大に振ひ、一八一二年には推されて塞耳比の假總統となつた。而して十年の久しき能く土軍に抵抗したが、其の以上方續かず。遂に身を脱し國外に逃去り、土軍はベルグラードに入り、亂徒全く潰へた。



そこで土耳其は塞耳比統治上、輿望あり實力ある塞人一名を選び、之を塞民の總代たり民政補助役たらしめんとし、恰く物色してミロツシユ・オブレノヰイツチなる者を得た。彼れ土國官憲と塞耳比人との間に介して民治を計ること年餘。然るに土廷の苛政は虎よりも猛で、加ふるに國內大凶饑を告げ、餓殍野に滿ち、民心漸く不穩となつたので、彼れ其の機に乗じ一八一五年を以て反旗を翻した。民衆響の如くに應じ、起つて官軍をバレスに要撃して大に之を破つた。バレスは今のオブレノヰアツで、即ち此の役に因んで其の地名としたのである。次で叛軍はシエニツアにて土軍を殆んど殲滅し、兵器彈藥を盡く其の手に收め、長驅して土軍の根據地たりしポシアレヰアツを奪取し、其の他各方面に於ても土軍悉く潰敗した。此の年謂ゆる維納會議があつた。塞軍は同會議に使節を派して土廷の壓迫暴政を訴へしめんとしたが、維納にては之を受附けなかつた。宛から舊韓國太上皇帝が、使節を海牙の平和會議に出さんとして拒絶せられたるのと似た所がある。維納にては之を受附けなかつたが、露帝は塞人の立場に深く同情を表し、土塞の間に媾和を斡旋し、其の結果塞耳比は事實に於て自主獨立の國となつた。斯かる間に曩に塞耳比を脱し、轉じて希臘に亡命した前叛將カラ・ゲオルゲは突如ベルグラードに歸つた。土廷は彼れの歸國せるを聞き、ミロツシユは對し彼れの首級を要求した。豫て彼れに慊たらざりしミロツシユは、人をして潜に彼れを殺さしめ、勿して之を土耳其に送つたの

で、君府では數日間之を獄門に曝した。此の時よりして後年塞耳比王位の兩朝となれるオブレノヰイツチ家とカラ・ゲオルゲ家とは怨恨深く蟠まり、遂には一八六八年にミケル・オブレノヰイツチ公、又最近一九〇三年にはオブレノヰイツチ家の最後の君主たる亞歷山王の、孰れも弑殺を見るあるに至つたのである。

其の後の話しは塞耳比の内政史で、格別の面白味もないから措くとする。去程に塞耳比は一八八五年（明治十八年）に勃牙利の東ルーマリアの併呑に憤慨して勃牙利と開戦し、一敗地に塗れ、纔に奥匈國の仲裁で社稷の全きを得たことは巴爾幹の近世史に詳かである。之が一因ともなり、當時の國王ミランの威信は地を拂つて去つた。丁度其の頃王室には閨門の難問題があつた。といふは王妃ナタリーは元と露國の或陸軍大佐の女であるが、ミランの奥に親み露を疎んずるの結果兩個の交情も自然に圓滑を缺き、ナタリーは遂に破鏡の歎に會ふた。内外の同情は自からナタリーに集まり、ミランに對する民心の離反は益々高まつたので、翌八九年三月彼れ遂に位を其の子亞歷山に讓つた。

一八九九年（明治三十二年）の七月、先王ミランを暗殺せんとするの密謀發覺し、事は急進黨員の計畫に係るとの故を以て同黨の領袖十數名は捕へられて重刑に處せられた。折しも亞歷山王は「マシン」といふ一技師の寡婦で己れより長すること十二歳のドラガ・ラウネヰイツチン (Draga Launjevitcha)



なるものごの婚儀を發表したので、國民は擧げて驚愕した。ドラガの祖父は往昔先王ミロツシユ・オブレノヴィチと共に塞耳比の獨立運動に奔走した人であるから、家柄は亞歷山王の祖先と伯仲の間にある。けれども爾後累代引續き家産を蕩盡したるが爲め、ドラガは家に餘財なく、其の夫マシン技師の變死後自ら糊口を支へざる可らざるに至りしより、入つて前妃ナタリーの侍女となつた。亞歷山がドラガを娶らるゝに就ては、先王ミランは固より、輔弼の臣も國民一般も孰れも顔を顰めた。が彼れ萬難を排して遂に之を斷行した。ドラガは豫て露廷筋よりも寵を得た關係にも由るが、此の結婚に對し露帝には率先祝電を亞歷山に送つた、露塞兩國の關係は之に依り幾分の親昵を加へんとする傾向もあつたが、之に引替へ豫て親墮主義の巨擘たりし前王ミランの翌年維納で客死するに及び、塞耳比に於ける墮匈國の勢力は漸く失墜した。

此の時に方り塞耳比の急進黨内閣は自黨の爲めに利を計るに急に、官職を其の黨與に賣り、剩へ王命を奉せざる可き往々あつたので、遂に宮中の信任を失ひ、一九〇二年(明治三十五年)十二月マルコヴィチ將軍は代つて武斷内閣を組織した。去れど國政の式徴は一朝にして挽回し難く、殊に財政は紊れ、官僚は腐ち、議會は眠り、民心は離れ、天下は當に一大革新を見すんは己まざるの形勢であつた。翌〇三年の四月一日、一隊の民衆はベルグラードの街頭にて警官兵士と衝突し、多數は其の銃殺

に遭ひ、次で憲法中止の勅命が出た。當時軍隊側の國王に對する不信、不滿、不服も大分盛であつた。軍隊の不平の原因は種々あつたが、其の大原因は王のドラガを迎へたるにある。先王ミランは退位後直接間接に銳意軍政の改善に身を委ね、軍人の志氣を鼓舞し、依つて以て同國軍隊の面目を一新せしめ、其れが爲めミランの軍人社會に於ける輿望は極めて厚かつたが、亞歷山がミランの反對を排してドラガを迎へたことは、轉じて彼れと軍人との關係を疎隔せしむる大原因となつた。去ればドラガの入輿後、軍人は妃を輕蔑し、妃も亦軍人を嫌忌し、陰に陽に軍人の王室に近づくを妨げ、亞歷山も亦之に動かされ、兎角軍人を疎外するに至つた。のみならず妃の懷妊問題なるものが亦宮廷の内外を騒がし、其の懷妊が虚であるとか實であるとか、將た實としても王の種であるとか無いとか種々難多な風説は傳はり、程なく懷妊問題も有耶無耶の間に消へ失せたるが如き始末であつて、國民に對する王室の威望は全く地に墜ち、軍隊は復た彼れを大元帥として戴くを潔しとせざるに至つた。

果然六月十一日の拂曉、ベルグラードの衛戍將校以下百五十有餘名、若干の有志民衆と共に宮闕内に闖入し、宿衛の侍兵を斃して寢殿に迫り、爆裂彈を投じて扉を破り、亞歷山とドラガ妃とを共に弑殺し、次で宮闕に馳付けたる首相、陸相、侍從武官、其の他近親の輩を殺害し、程なく宮闕を引揚げ、茲にガラゲオルグの孫ペータル・カラケオルグヴィチ (Petar Karageorovich) を迎へて國王に立て

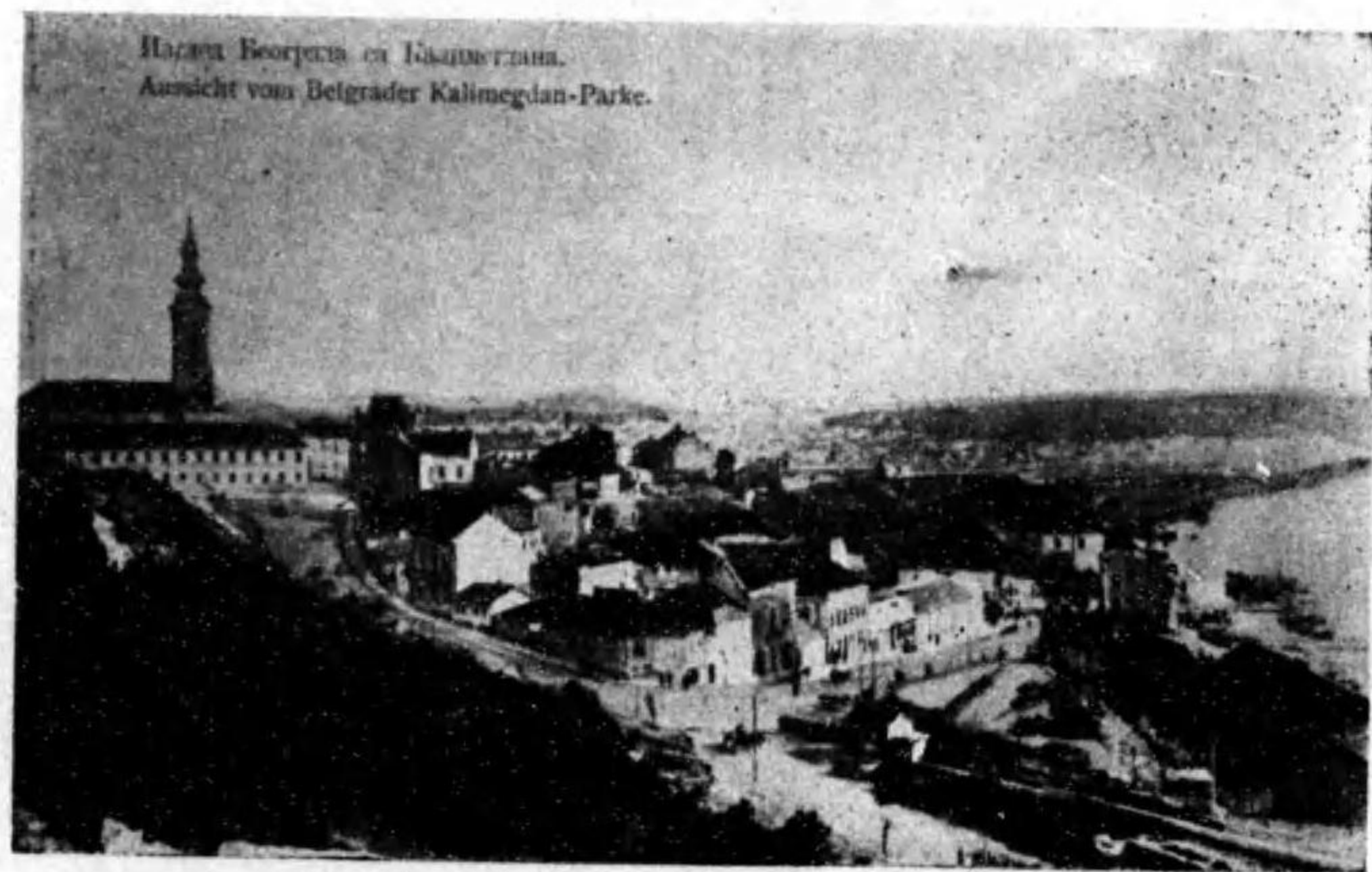


た。即ち従来のオブレノウィツチ王統を滅絶して初代のカラ・チオルグウツチの後裔を擧げたのである。同時に自由進歩急進三黨の聯立内閣は成り、曾て自由黨内閣の首相たりしアヴァクモグイツチは再び首相となつた。彼れ一八九三年以後は自由黨内閣として常に先王亞歷山の施政に反對し、其の夫人は幾びか宮中より招待を受けしも、常に辭退して參廷せしこと無かつた。新首相は内閣の成立と共に即時政廳前の階段に身を現はし、數千の群集に向つて革命の顛末より進んで善後の施政方針を詳に演述した。以て如何に此の革命に豫謀あり、計畫あり、順序ありしかを察すべきである。翌十二日、議會は新王ペータル王の登位を正式に公認した。是れ即ち現塞耳比王ペータル王である。

塞耳比はペータル王の代となつてから漸次國運の發展を示した。唯だ何分にも塞耳比は奥匈國の爲めに海口を鎖され、其の商業は嫌でも應でも奥匈國に頼り、奥匈國を通せざるを得ざる關係にある。塞耳比の主要産物である豚牛類は、其の八割三分までは奥匈國に輸出し、又輸入品の大部分は之を奥匈國に仰ぐので、即ち其の貿易の利益は什が九までは奥匈國に落ち、塞耳比の貿易權、貿易の活殺權は一に奥匈國の掌中に存する次第である。塞耳比は曾て大砲を外國より購入せんとするに方り、綿密に獨佛塊の各製砲の比較研究を爲したる末、佛國の砲を最良とし、奥國の砲を最悪と決定したので、即ち佛國に其の注文を發せんとした所、之を聞込める奥匈國は塞耳比に對し、是非共奥匈國の製砲を買



塞耳比國王第一世



街市ドーラグルベリよ園公ンダグメリカ